

自己点検・評価報告書

広島市立大学
2022（令和4）年度



目 次

序章	1
本章	
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	11
第 3 章 教育・研究組織	25
第 4 章 教育課程・学習成果	32
第 5 章 学生の受け入れ	63
第 6 章 教員・教員組織	76
第 7 章 学生支援	89
第 8 章 教育・研究等環境	110
第 9 章 社会連携・社会貢献	123
第 10 章 大学運営・財務	132
第 1 節 大学運営	132
第 2 節 財務	146
終章	151

序章

本学は、2009（平成 21）年度、2016（平成 28）年度に公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価を受審しており、今回の受審が 3 回目となる。前回の認証評価では、本学は大学基準協会が定めた大学基準に適合していると 2017（平成 29）年 3 月 13 日付けで認定された。地域貢献について高い評価を頂くと同時に、努力義務となる「努力課題」として「教育内容・方法・成果」及び「学生の受け入れ」に対して、4 項目の指摘を受けた。この評価結果は、教育研究評議会、理事会、経営協議会、各部局の教授会などで報告され、全組織においてその結果を共有した。2020（令和 2）年度の改善報告までの間に内部質保証委員会を中心として、各担当委員会・教授会・研究科委員会等で対応がなされている。努力課題への本学の対応をまとめた改善報告書に対する大学基準協会による検討結果においては、いくつかの指摘事項が残るものの、改善への取組が意欲的であると評価されており、改善結果に対して一定の評価が得られている。

本学は地方独立行政法人法に基づく公立大学法人であり、同法の規定により、設立団体である広島市が法人として達成すべき業務運営に関する 6 年間の中期目標を定めている。これを受けて本学は、中期目標を達成するための同じく 6 年間の中期計画を作成し、広島市長の認可を受けることとされている。全学としての基本的な考え方であるこの中期計画、内部質保証の方針及び内部質保証の手續に基づき、ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）及びアドミッション・ポリシー（AP）の 3 ポリシーをまとめた広島市立大学の「教育研究上の目的及び各ポリシー」を全学及び学部・研究科ごとに定め、それに基づく PDCA サイクルをまわしている。年度ごとの PDCA サイクルでは、内部質保証委員会及び理事長協議での指示の下、実施項目の担当部局である各学部・研究科、研究所、各附属施設・センターが年度計画を定め、その実行を担う。内部質保証委員会及び理事長協議では、年度計画、活動の中間実績（12 月）及び最終実績（3 月）の集約・調整・指導を行うとともに、年度実績に関する評価を行う。評価結果は、教育研究評議会、理事会及び経営協議会の議を経て、設置者である広島市に報告され、さらに設置者が組織する広島市公立大学法人評価委員会において評価される。この法人評価委員会は、他大学教授や弁護士を含む学外委員 5 名から構成されており、より高いレベルで客観性・妥当性が担保される仕組みとなっている。第 2 期中期計画（2016（平成 28）年度～2021（令和 3）年度）による成果の評価として、全体として、「評価の記号 A（良い順から S, A, B, C, D）：中期目標の達成状況が良好である」の結果を得ている。

第 3 期中期計画（2022（令和 4）年度～2027（令和 9）年度）を策定するに当たり、広島市立大学改革実施計画（2007（平成 19）年 5 月）に対する達成状況と評価の取りまとめを理事長・学長の主導のもと実施し、大学執行部や各部長らと共に振り返りを行った。さらに、第 3 期中期計画に備えるとともに、この振り返り結果を参考にして本学のこれからの進むべき方向性を長期的視点から示すため、理事長・学長、副学長に加え、若手教員を含む公立大学法人広島市立大学長期ビジョン策定特別委員会を編成し、目標年を建学 50 周年の 2044 年とする広島市立大学未来ビジョンを 2021（令和 3）年 6 月に策定した。第 3 期中期計画の作成に関しては、更に長期の計画である、目標年を 2044 年とする未来ビジョンを参考にすることにより、見通しの良いかつ精度の高い中期計画及び年度計画の策定が可能で

あった。

大学の理念・目的、各学部・研究科の教育研究上の目的の実現及び学修者本位の教育の実現に向けては教育プログラム等の継続的な点検や改善が必要である。その中でも特に、カリキュラム構成など、その変更と実現に時間を要するものについては、内部質保証委員会の下に組織されている内部質保証委員会専門委員会において、計画的に点検・評価を実施している。この内部質保証委員会専門委員会において、教学マネジメントで重要である、カリキュラムアセスメント、カリキュラムアセスメント・チェック及びカリキュラム・コンサルティングの実施に粘り強く取り組んでいる。

このほか、広島市が設置した公立大学としては、「地域に貢献する大学」として広く認知されることが望ましい。そこで、第2期中期計画の中で、文部科学省「知の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に加え、学生及び教員の自主的な社会貢献活動及び社会連携事業を支援する「社会連携プロジェクト」及び「市大生チャレンジ事業」に積極的に取り組んできた。これらの活動は、法人評価委員会でも高く評価されている。

また、建学の基本理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」に基づき、国際的な大学を目指す本学は、2018(平成30)年4月に大学の国際化及びグローバル人材育成施策の一環として、日本人学生と外国人留学生在が共同生活を行う国際学生寮「さくら」を新設した。この国際学生寮では、国籍の枠を超えた寮生が共同生活を行うことで、グローバルな視野を持ち、対人関係の構築や多様性を受け入れ共感する力に優れたタフな人材の育成を目指している。

また、建学の基本理念に基づき、広島市立大学の附置研究機関として1998(平成10)年4月1日に設立された広島平和研究所は、世界で最初の核兵器による被爆を体験した都市としての歴史を背景に、学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、地球社会が直面する諸問題の解決にも寄与し、世界平和の創造・維持と地域社会の発展に貢献することを目指している。この平和研究所を基にして、2019(令和元)年度に大学院平和学研究科(博士前期課程)が、2021(令和3)年度に大学院平和学研究科(博士後期課程)がそれぞれ設置され、平和創造及び平和維持に貢献するプロフェッショナルな人材の育成を行っている。

本学は建学の基本理念を実現するため、広島市立大学未来ビジョン及びそれを具現化した中期計画の下、今回の自己点検・評価の結果を踏まえて、内部質保証とその向上に継続的に取り組んでいく。自己点検・評価の詳細は、以降の各章のとおりである。

第1章 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

(1) 人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

本学は、1994（平成6）年に広島市により設立された。建学の基本理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」には、科学・文化の発展と世界平和を願う広島市の意志と、公立大学としての地域貢献への期待が込められている【資料 1-1（ウェブ）：1 頁、1-2（ウェブ）】。この建学の基本理念には、人類史上最初の原子爆弾による被爆を経験した広島市が設立した公立大学である本学の特徴が良く示されている。また、大学の名称（第2条）や設立団体（第3条）などは、「定款」【資料 1-3】により定められている。

建学の基本理念に基づき、広島市立大学は「学則」【資料 1-4】第1条において、大学の設立目的を「広島市立大学は、科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学をめざし、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

2007（平成19）年には「改革実施計画」3頁【資料 1-5】を策定し、本学の使命を「国際平和文化都市を都市像とする広島市に設置された大学として、地域社会の要請に的確に応え、都市像にふさわしい国際性、創造性と高い倫理観を持つ人材を育成する」と改めて定義した。

さらに、建学の基本理念及び大学の設立目的に沿って、「学則」【資料 1-4】第1条の2において学部教育における人材育成の目標を「本学は、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、幅広い知識と確かな専門性を有し、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標とする」と定めた。また、「大学院学則」【資料 1-6】第2条の2において大学院教育における人材育成の目標を「本学大学院は、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、最先端かつ高度な専門性と深い学識を有し、課題発見・分析・解決能力を持ち、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標とする」と定めた。

建学の基本理念及び人材育成の目標に沿って、各学部・研究科の教育研究上の目的を「学則」第3条の2第1～3号、「大学院学則」第5条の2第1～4号に定めている【資料 1-4、1-6、1-7（ウェブ）】。本学の学部、学科ごと、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容は、以下のとおりである。

[学部、学科の教育研究上の目的と人材育成の目標]

国際学部 国際学科

本学の建学の基本理念の主旨に沿って、「豊かな学識と広い視野に基づいて、グローバルな視点から平和で持続可能な国際社会の実現や地域社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている【資料 1-4】。この目的に沿って、次のとおり人材育成の目標を定めている【資料 1-8 (ウェブ)】。

- 1 人文・社会科学の分野を幅広く系統的に理解し、分野を統合して思考し判断することができる人材
- 2 社会が抱える諸課題を自発的に見出し、課題の解決に向かって主体的に取り組むことができる人材
- 3 多様な価値観を持った人々と対話し、協働して課題の解決に向かって取り組むことができる人材

情報科学部

本学の建学の基本理念の主旨に沿って、「情報工学及び情報科学分野の専門的な知識・技能を基に、高度情報化社会を支え創造していくことができる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている【資料 1-4】。この目的に沿って、次のとおり人材育成の目標を定めている【資料 1-8 (ウェブ)】。

以下の専門分野における基本的な知識・技能を基に、高度情報化社会を支え創造していくことができる人材を育成する。

情報工学科

コンピュータやネットワークなどの情報基盤技術に関する分野

知能工学科

人工知能を支える数理、知識情報処理、ソフトウェア技術に関する分野

システム工学科

情報システム全体の調和と協調を図った創造的なシステム化技術に関する分野

医用情報科学科

情報科学・自然科学・工学を基に、医用、生命、環境などへの活用技術に関する融合分野

芸術学部 美術学科、デザイン工芸学科

本学の建学の基本理念の主旨に沿って、「創造性、先見性及び独創性に富み、文化芸術の創造及び発展に貢献できる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている【資料 1-4】。この目的に沿って、次のとおり人材育成の目標を定めている【資料 1-8 (ウェブ)】。

- 1 美術、デザイン・工芸に関する専門性の高い知識と技術を基に、創造性に富んだ創作と先見性、独創性に富んだ表現・研究を発信できる人材
- 2 美術、デザイン・工芸に関する専門性の高い知識と技術を基に、地域や産業などさまざまな社会分野において、文化芸術の創造及び発展に貢献できる人材

【大学院研究科の教育研究上の目的】

本学大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を目的としている【資料 1-6】。各研究科における人材育成その他の教育研究上の目的は、次のとおりである【資料 1-6】。

国際学研究科

深い学識と広い視野に基づいて、専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる国際人を育成すること。

情報科学研究科

情報工学及び情報科学分野において、学理の探究と科学技術の発展に貢献するとともに、高度な専門学識、専門技術及び創造力を身につけた人材を育成すること。

芸術学研究科

文化芸術の創造及び発展をけん引できる、卓越した創作研究能力及び芸術理論に関する高度の専門性を有した人材を育成すること。

平和学研究科

国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材を育成すること。

以上に述べたとおり、各学部・研究科の教育研究上の目的とその設定は、高度な教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有する。

(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「建学の基本理念」【資料 1-1 (ウェブ) :1 頁、1-2 (ウェブ)】及び「大学の設立目的」【資料 1-4:第 1 条】には、「科学と芸術を軸」、「世界平和と地域に貢献」及び「国際的な大学」のキーワードが含まれている。国際学部の教育研究上の目的においては、「平和で持続可能な国際社会の実現」及び「地域社会の持続的な発展に貢献できる人材の育成」が示されており、建学の基本理念及び大学の設立目的と高い連関性を持つ。また、情報科学部の教育研究上の目的においては、「高度情報化社会を支え創造していくことができる人材を育成」が示されており、建学の基本理念及び大学の設立目的に含まれるキーワード「科学と芸術を軸」と高い連関性がある。また、芸術学部の教育研究上の目的の「文化芸術の創造及び発展に貢献できる人材を育成」も「科学と芸術を軸」と高い連関性を持つ。また、平和学研究科の教育研究上の目的においては、「平和創造及び平和維持」が示されており、建学の基本理念及び大学の設立目的に含まれるキーワード「世界平和に貢献」と高い連関性を持つ。また、他の三つの研究科である国際学研究科、情報科学研究科及び芸術学研究科の人材育成の目標においても、建学の基本理念及び大学の設立目的に含まれるキーワードを反映したものとなっており、建学の基本理念及び大学の設立目的と各研究科の教育研究上の目的は、いずれも高い連関性を持つ。

以上のことから、本学では、建学の基本理念・目的を適切に設定し、また、それを踏まえ、学部・学科・研究科の教育研究上の目的を適切に設定していると評価できる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<p>評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>
--

(1) 人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

本学法人に関する公告は「定款」第7条に「広島市報に登載して行う」と定められている【資料 1-3】。また、上述の点検・評価項目①のとおり、本学においては「大学の建学の基本理念」、「大学の設立目的」及び「学部、学科ごとの教育研究上の目的」は学則に、「研究科ごとの教育研究上の目的」は大学院学則にそれぞれ明示している。

(2) 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

上記の内容は、年報「広島市立大学の概要(2022年6月)」や大学ウェブサイト上の学生HANDBOOKなどで公表し、学内外に努めて情報発信している【資料 1-1 (ウェブ)、1-2 (ウェブ)、1-4、1-6、1-7 (ウェブ)、1-9 (ウェブ)、1-10 (ウェブ)】。

教職員に対しては、新任教職員用ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ディベロップメント (SD) などの機会を通じて、学生に対しては、学生HANDBOOK、本学ウェブページや入学式の学長訓示などを通じて、それぞれ周知を図っている【資料 1-11:PDF6頁、1-12】。「2021年度学生調査(新入生対象)集計結果」3頁によると、建学の基本理念の認知度は約85%である【資料 1-13】。2021(令和3)年時点のベネッセ教育総合研究所の「第4回大学生の学習・生活実態調査(2022年7月)」43頁では、大学の理念・建学の精神の認知度として「知っていて理解している」と「知っているが理解していない」を加えた数値例が、約57%と示されている【資料 1-14】。そのため、この約85%は高い認知度であると認識しているが、入学時のオリエンテーションで周知するなど認知度の更なる向上が望ましい。

また、理念・目的の浸透をより一層図るため、2017(平成29)年3月に広島市立大学広報戦略を策定し、本学の広報に関する取組指針、具体的な取組事項などの整理を行った【資料 1-15】。その後、この広報戦略に基づき、大学ウェブページの全面的な更新や大学案内をはじめとする各種広報ツールの見直しなどを継続的に行ってきた。策定後5年が経過したことに伴い、第3期中期計画の一部として、現在の広報戦略の振返りを行

うとともに、新たな広報戦略の策定を進めている【資料 1-16、1-17】。

以上のことから、本学では、建学の基本理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると評価できる。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

**評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

【認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定】

本学は、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人であり、同法の規定により、設立団体である広島市が法人として達成すべき業務運営に関する6年間の「中期目標」【資料 1-18】を定め、本学に指示し、これを受けて本学は「中期目標」を達成するための同じく6年間の「中期計画」【資料 1-17】を作成し、広島市長の認可を受けることとされている。

本学では、2016（平成28）年3月に2016（平成28）年度～2021（令和3）年度までの6年間の期間とする「第2期中期計画」【資料 1-19】を策定した。2022（令和4）年8月に、法人評価委員会にて、第2期中期計画による成果の評価作業が実施され、全体として、「評価の記号A（良い順からS, A, B, C, D）：中期目標の達成状況が良好である」の評価を得ている【資料 1-20:PDF3頁】。

第3期中期計画を策定するに当たり、広島市立大学改革実施計画（2007（平成19）年5月）に対する達成状況と評価の取りまとめを理事長・学長の主導で実施し、大学執行部や各部局長らと共に振り返りを行った【資料 1-21】。さらに、第3期中期計画に備えるとともに、この振り返り結果を参考にして本学のこれからの進むべき方向性を長期的視点から示すため、理事長・学長、副学長に加え、若手教員を含む「長期ビジョン（仮称）策定特別委員会」【資料 1-22】を編成し、目標年を建学50周年の2044年とする「広島市立大学未来ビジョン」を2021（令和3）年6月に策定した【資料 1-23】。

第3期中期計画の策定主体は、学長・理事長を中心とした執行部であった。計画策定の手順としては、学内理事（理事長・学長、理事・副学長（企画・戦略担当）、理事・副学長（教育・研究担当）、理事（総務・危機管理担当）・事務局長）が計画素案を策定し、その素案をもとに理事・副理事、部局長等との個別面談を行って計画内容の調整を図った。その後、調整した計画原案を学内理事、学部長・研究科長、研究所長から構成される運営調整会議【資料 1-24】や、学内理事、副理事・附属施設長・センター長から構成される理事・事務連絡会議【資料 1-25】での確認を行った後、各学部の構成員に対して説明する機会を設けた【資料 1-26】。これらのプロセスを経て調整した計画案を、教学の意思決定機関である教育研究評議会【資料 1-27】、理事会【資料 1-28】で審議の上、策定した。

また、計画の推進主体は執行部中心であり、中期計画の進捗管理は内部質保証委員会であった。このような中期計画の策定主体や手続をより体系的に行うため、2022（令和4）年の内部質保証委員会及び教育研究評議会において、一連の手続を以下のように整備した。まず、第3期中期計画の年度ごとの計画（年度計画）の策定主体を内部質保証委員会とし、推進主体は、学部・研究科、研究所、附属施設・センター（推進責任者は学部長・研究科長、研究所長、副理事、附属施設長・センター長）とする。内部質保証委員会が中期計画の年度計画の策定依頼を各部局に行うなどの具体化（Plan）を行い、それを各部局と各附属施設・センターが、中期計画の年度計画などを実行（Do）する。そして、推進主体が、進捗状況や実施結果に対する自己点検を行い、その結果を踏まえた進捗管理等を含む点検・評価（Check）と改善方針・計画の検討（Action）を内部質保証委員会が実行する。また、内部質保証委員会から、適時に、学長・理事長に対して報告するとともに、教育研究評議会と経営協議会を経て理事会に報告・審議事項をあげる手続とする【資料 1-29、1-30】。

大学基準協会による前回の認証評価の結果、情報科学研究科博士課程における収容定員における在籍学生比率が低いことが努力課題として指摘された。この指摘を踏まえて、「第3期中期計画」【資料 1-17】においては、大学院学生の確保と支援の項目に「社会人や留学生を含めた意欲のある優秀な大学院生を受け入れるため、修学しやすい制度や魅力ある教育・研究環境を整備する」と記載されている。

中・長期計画等の実現可能性の担保については、以下の状況である。まず、長期計画に関しては、建学50周年の2044年を目標とする広島市立大学未来ビジョンの達成を目指すことにより適切に推進可能である。次に、中期計画においては、既に策定済みの第3期中期計画（2022（令和4）年度～2027（令和9）年度）に注力する。2022（令和4）年8月には、広島市立大学法人評価委員会により、第2期中期計画全体の評価に加えて、第2期中期計画の最終年である2021（令和3）年度の評価も行われ、その結果は、全体として「評価の記号A：法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている」であった【資料 1-31】。この評価において得られている、財源を一層積極的に確保して研究活動をさらに活性化、などのコメントを参考にして、第3期中期計画において精力的に計画を進めていく。また、第3期中期計画中の財源に関しては、2022（令和4）年2月の運営調整会議にて、各部長らに対し2022（令和4）年度～2027（令和9）年度までの予算、収支計画及び資金計画の見通しを提示するなど計画の実現可能性を高める工夫をしている【資料 1-32】。

以上のことから、本学では、建学の基本理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期計画を適切に設定していると評価できる。

2. 長所・特色

- 本学は中期目標を達成するため6年間ごとに中期計画を作成し、広島市長の認可を受ける必要がある。この中期計画の評価の質は法人にとって重要であり、高く評価されることが望ましい。第1期中期計画及び第2期中期計画の全体評価は共にAであり、

本学は法人化以降、外部委員によって構成されている「法人評価委員会」より一貫して高い評価を得ている【資料 1-20、1-33】。第3期中期計画の作成に関しては、更に長期の計画である、目標年を2044年とする「未来ビジョン」【資料 1-23】を参考にすることにより、見通しの良いかつ精度の高い中期計画及び年度計画の策定が可能であった。今後は、社会情勢の変化等を踏まえながら未来ビジョンの見直しを行うとともに、次期中期計画策定にも反映を行う予定である。

- 理念・目的の実現には、学内だけでなく社会との連携も必須であることから、広報活動は社会に対する重要なコミュニケーション手段である。そのため、2017(平成29)年3月に広島市立大学広報戦略を策定し、本学の広報に関する取組指針、具体的な取組事項などの整理を行った【資料 1-15】。その後、この広報戦略に基づき、大学ウェブページの全面的な更新や大学案内をはじめとする各種広報ツールの見直しなどを継続的に行ってきた。2022(令和4)年度に作成した、前からも後ろからも読める大学案内「CAMPUS GUIDE BOOK 2023」【資料 1-1(ウェブ)】は、学内アンケートで高く評価されている【資料 1-34】。コロナ禍等により大学を取り巻く諸環境やステークホルダーの意識が変化してきている。また、SNSを始めとした広報技術の進歩が続いている。そこで、策定後5年を経た広報戦略を見直すこととした。第3期中期計画の一部として、現在の広報戦略の振り返りを行うとともに、新たな広報戦略の策定を進めている【資料 1-16、1-17】。この新たな広報戦略に基づいて、大学公式ウェブページの更新を行うことを通じて、広島市立大学のブランディングを進めていく。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

大学の理念・目的、学部・研究科の教育研究上の目的の実現に向けては、社会の変化による新たな要請に応えるべく、教育プログラム等の継続的な点検や改善が必要である。この点検や改善を継続するため、中期計画内において、学部・研究科ごとに重点取組項目を含む年度計画を立て、その実現に精力的に取り組んでいる。また、この年度計画に基づく毎年の業務実績は、外部委員からなる法人評価委員会による評価を受け、その評価結果を公表している。また、中期計画の作成に当たっては、更に長期の計画に対応する未来ビジョンを参考にすることにより、より見通しの良いかつ精度の高い中期計画及び年度計画の策定が可能となるように工夫している。

さらに、刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表に関しては、多様なステークホルダーに対して広島市立大学のブランド価値を広め、大学への支援の輪を一層拡大するため、定期的に広報戦略の見直しを行ったうえ、多様なメディアの活用等を通じ、学内外に対し効果的かつ魅力的な広報を展開するように努めている。

以上のことから、本学では、理念・目的について、大学基準に照らして良好な状態にあると評価できる。

第2章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

【内部質保証に関する大学の基本的な考え方】

広島市立大学では、設置者である広島市が定める「第2期（2016（平成28）年4月1日～2022（令和4）年3月31日）中期目標」【資料 2-1】第3において、質の高い教育研究が継続的に推進されるよう点検と改善を行うこと及び教育研究及び大学運営についての定期的な自己点検・評価並びに第三者機関による評価を行うことを定めており、それに基づき、「中期計画」【資料 1-19】第3においては、内部質保証に関する基本方針として、1 教育、学生支援、大学運営等の質の向上を図るため IR（Institutional Research）を導入、2 自己点検及び評価の結果を大学運営の改善につなげる、3 評価結果をウェブサイト等で積極的に公開する、4 教育研究等の実績の積極的な公開等により教員活動の活性化と社会への説明責任を果たす取組を推進する、5 内部質保証（高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること）の強化に取り組む、の5項目を掲げた。2022（令和4）年6月に中期目標期間（2016（平成28）年4月1日～2022（令和4）年3月31日）における「業務実績報告書」【資料 2-2】をとりまとめ、2022（令和4）年8月に広島市公立大学法人評価委員会からの評価を受け【資料 1-20】、自己点検及び評価、結果の積極的な公表、内部質保証の強化に関する取組については「A（質・量いずれか一方において計画を上回って実施されている）」、また IR 導入に関する取組については「B（質・量双方において計画どおり実施されている）」の評価を得た。

また、「第3期（2022（令和4）年4月1日～2028（令和10）年3月31日）中期目標」【資料 1-18】重点指針第4において、教育研究及び財務情報の分析等を通じたマネジメント体制の確立、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等により公立大学法人制度の利点を生かした戦略的、機動的かつ効率的な大学運営を推進すると定めており、また第2において、オンライン及びデータベースの活用等による教育のデジタル化及び学外機関との連携等を通じた学修者本位の教育を行うとともに教育の質の向上を図ると定めている。また、第3において理事長（学長）のリーダーシップの下、中長期的かつ経営的な視点から教育研究活動、外部資金、資産活用状況等のデータを根拠とするマネジメント、各種業務における DX の推進等による戦略的、機動的かつ効率的な大学運営を実施すると定め

ている。それに基づき、「中期計画」【資料 1-17】において、1 戦略的かつ機動的な大学運営を行うため、理事長・学長のリーダーシップと IR に基づいた教学・経営マネジメントを推進し、内部質保証の充実を図る、2 DX の推進等により学修支援及び学生支援の充実に取り組むとともに業務の効率化を進める、3 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）をはじめとする学修目標などのアウトカムを重視した教育の充実を図るため教育の内部質保証体制を確立し教育 DX による学修成果の可視化等による継続的な質保証に取り組む、4 本学の建学の基本理念、教育研究上の目的、人材育成の目標や各種方針を実現するため、継続的な自己点検・評価の実施によって内部質保証を徹底する、5 法人評価・認証評価を適正に受審し、評価に関する情報を積極的に公開することでステークホルダーへの説明責任を果たす、の 5 項目を掲げている。

これらの中期計画の下に「内部質保証の方針」【資料 1-29】を 2022（令和 4）年 7 月に定め、法人の教育、研究、社会貢献を継続的かつ自主的・自律的に向上させていくための仕組みを「広島市立大学内部質保証システム」と位置付け、PDCA サイクルの運用プロセス等の「内部質保証の手続」【資料 1-30】を定めている。この手続は、教育と中期計画推進の二つの観点から整理している。前者の教育に係る「内部質保証」の手続は、「中期目標」【資料 1-18】に基づく「中期計画」【資料 1-17】及び「教育の内部質保証の全体像」【資料 2-3】を踏まえた「内部質保証・教学マネジメントに係る目標設定並びに実施計画」【資料 2-4】を具体的な方針・計画として「内部質保証委員会」が掲げ、「内部質保証委員会専門委員会」が方針・計画を具体化し、学部・研究科の推進者及び推進組織等に対してプログラムごとの取組の実施及び点検・評価を依頼している【資料 2-5】。点検・評価した結果を「内部質保証委員会専門委員会」で取りまとめ、その結果を「内部質保証委員会」に報告している。その結果を踏まえて理事長（学長）が改善措置を検討し、必要に応じて「内部質保証委員会」を通じて改善措置の要請を行っている。また、点検・評価の結果、教育研究評議会や理事会に対して審議、報告を行う事項があれば、適宜、上程することとしている。一方、後者の中期計画推進に係る「内部質保証」の手続は、「中期目標」【資料 1-18】に基づく「中期計画」【資料 1-17】を単年度ごとに具体化した「年度計画」【資料 2-6】の策定依頼を「内部質保証委員会」が理事、副理事、附属施設長・センター長、学部・研究科長に対して行い、それぞれが策定した年度計画に沿って取組を実施し、その進捗管理等を含む点検・評価を理事、副理事、附属施設長・センター長、学部長・研究科長が行う。その点検・評価結果を業務実績報告書として「内部質保証委員会」に上程し、理事長（学長）を中心として改善方針・計画の検討を行うこととしている。

広島市立大学 内部質保証の方針

1. 方針

国際平和文化都市を標榜する広島市の「知」の拠点、「市民と共生し、市民の誇りとなる大学」となることを目指して、広島市立大学の教育、研究、社会貢献について、建学の基本理念や教育研究上の目的等を念頭に置き、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組を恒常的に推進する。

2. 責任・役割

- (1) 全学的な内部質保証は、理事長(学長)の責任の下、内部質保証委員会が主体となり、執行部(*1)とすべての構成員が連携・協力し、着実に推進する。
- (2) 学部・研究科の内部質保証は、学部長・研究科長の責任の下、内部質保証に責任を負う組織(*2)が主体となり、学部・研究科執行部(*3)またはそれに準ずる役割を担う者とすべての構成員が連携・協力し、着実に推進する。
- (3) 内部質保証を推進するため、組織間の連携・協力を適時適切に行う。具体的には、主に次の枠組みを活用する(『内部質保証の手続き(イメージ)』参照)。
 - I 教育研究評議会:大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関
 - II 経営協議会:法人の経営に関する重要事項を審議する機関
 - III 理事会:法人における意思決定機関
 - IV 内部質保証委員会:内部質保証の計画・実行・検証・改善を担う機関
 - V 内部質保証委員会専門委員会:教育の内部質保証における具体的取組を推進する機関
 - VI 内部質保証・IRプロジェクト:教学上の計画立案や意思決定等に資するデータを組織的に収集・分析するプロジェクト組織

3. 手続き・運用

- (1) 学部・研究科・その他部局及び全学的な内部質保証は、いずれも『内部質保証の手続き(イメージ)』の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。
- (2) 学部・研究科及び全学的な教育の内部質保証は、『「教育の内部質保証」全体像』の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。
- (3) 内部質保証システム(*4)について、定期的に検証・改善を行う。

*1 執行部は、理事長・学長、理事・副学長、理事・事務局長、事務局次長を指す。

*2 内部質保証に責任を負う組織とは、学部・研究科の場合は、それぞれが定める内部質保証に責任を負う組織を表す。

*3 学部・研究科執行部は、組織により異なる場合があるが、概ね学部長(研究科長)、副学部長(副研究科長)等を指す。

*4 内部質保証システムは、広島市立大学の教育、研究、社会貢献に係る計画・実施・評価・改善を行う仕組みのことを指す。

このように、本学の内部質保証システムは中期目標に基づく中期計画及び年度計画を中核とし、これらの中に教育研究及び大学運営全般にわたる指針と具体的計画が示される仕組みとなっている。

[内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担]

学内最上位の組織として理事会及び経営協議会、教育研究評議会が「定款」【資料 1-3】第3章及び「組織規則」第7条、第9条、第10条【資料 2-7】等に位置づけられるが、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、「組織規則」第12条第1項第2号【資

【資料 2-7】及び「内部質保証委員会規程」【資料 2-8】に定めるとおり、「内部質保証委員会」が担うこととなっており、中期目標、中期計画、年度計画、自己点検・評価、学外評価（法人評価、認証評価）及び内部質保証に関する事項の審議及び実施に関する権限を有している。また、担当理事、担当副理事、学部長・研究科長、事務局長、研究所長などを PDCA サイクルの実行責任者として定め、必要に応じて関係する組織の議を踏まえて PDCA の実行にあたることを定めている。PDCA の運用プロセスは「内部質保証の方針」【資料 1-29】及び「内部質保証の手続」【資料 1-30】に規定されており、対象とする PDCA の種類とそれぞれの目的、実施方法が示されている。これらの内部質保証の方針や手続は、広島市立大学ウェブサイト上で公表し、学内で共有されている【資料 2-9（ウェブ）】。

【教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針】

教育、研究、社会貢献その他全般に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手続」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、「内部質保証委員会」と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進している。

特に、教育の内部質保証に関しては「教育に係る「内部質保証」の手続」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、「教育の内部質保証（全体像）」【資料 2-3】に示される実施項目（1 三つの方針（DP、CP、AP）の確認、2 教育課程の確認（カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの利用）、3 学習成果の把握可視化（ルーブリックによる教員の評価、学生調査による学生の自己評価）、4 教育課程に対する評価（自己評価（カリキュラムアセスメント）、他者評価（カリキュラムアセスメント・チェック）、学生評価（カリキュラム・コンサルティング）を通じた評価）、5 教育課程に対する評価の活用（教育課程の見直し、検証、DP の確認や見直し））と PDCA の手続を基に、「内部質保証委員会」とその下に設けられている「内部質保証委員会専門委員会」及び各学部・研究科の責任者、関連委員会が連携して推進している。

以上のことから、本学では、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると評価できる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

(1) 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備／全学内部質保証推進組織のメンバー構成

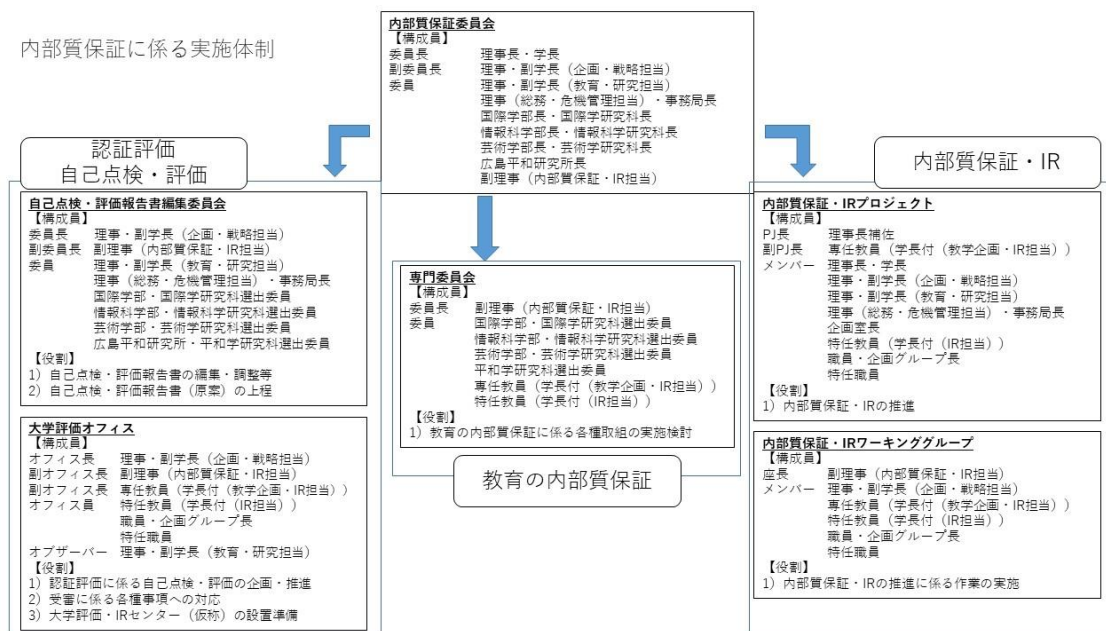
本学では、内部質保証の推進に責任を負う組織は「内部質保証委員会」であり、評価に関する審議及び実施に関する権限を有している。内部質保証委員会は、2010（平成 22）年 4 月に設置され、「内部質保証委員会規程」【資料 2-8】第 3 条に定めるとおり、理事長を委員長とし、内部質保証における PDCA の各項目の責任者である理事（企画・戦略担当）を副委員長、また、委員として理事（教育・研究担当）、学部長・研究科長、研究所長等の長、内部質保証・IR 担当の副理事、事務局長（理事（総務・危機管理担当））のほか、理事長

が指名する職員で構成される【資料 2-10】。また、各学部・研究科での教育の内部質保証の実務を担うため、「内部質保証委員会規程」【資料 2-8】第9条により「内部質保証委員会」の下に「内部質保証委員会専門委員会」を置いている。専門委員会は、各部局の副部长相当の準責任者の委員からなる【資料 2-11】。一方、教学上の計画立案や意思決定等に資するデータを組織的に収集・分析するプロジェクト組織として、内部質保証・IRプロジェクトを置いている【資料 1-29、2-12】。

一方、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証と、教育の内部質保証に特化した実施体制をより明確にすることを目的として、「内部質保証の方針」【資料 1-29】及び「内部質保証の手続」【資料 1-30】を2022（令和4）年7月に定めた。大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については「中期計画推進に係る「内部質保証」の手続」の枠組みを基軸として、「内部質保証委員会」と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進している。また、教育の内部質保証に関しては「教育に係る「内部質保証」の手続」の枠組みを基軸として、「教育の内部質保証（全体像）」に示される実施項目とPDCAの手続を基に、「内部質保証委員会」とその下に設けられている「内部質保証委員会専門委員会」及び各学部・研究科の責任者、関連委員会が連携して推進している。「内部質保証委員会」が全体の方針を示して動かし、役割分担、機能を分けて動いていることで円滑に実施されている。

また、「第3期（2022（令和4）年4月1日～2028（令和10）年3月31日）中期計画」期間中に内部質保証に関する業務を所掌する「大学評価・IRセンター（仮称）」の設置を計画している。その準備と、今回の自己点検・評価の実施に当たり、内部質保証の進行管理を実務的に担える体制を整備するため、2022（令和4）年4月1日に「大学評価オフィス」【資料 2-13】を設置した。構成員は内部質保証におけるPDCAの各項目の責任者である理事（企画・戦略担当）をオフィス長とし、そのほか内部質保証・IR担当の副理事及び理事長が指名する職員からなる。

本学の内部質保証に係る実施体制とメンバー構成を図示すると、次のとおりとなる。理事長・学長をトップとする「内部質保証委員会」では、下部組織として「内部質保証委員会専門委員会」及び「大学評価オフィス」をおいている。そこで各部局で実施しているPDCAを統括し、それらの点検・評価を行う。また、その結果を「内部質保証委員会」に報告する。「内部質保証委員会」は結果の適切性を検証・評価し、各部局が改善に向けて具体的に取り組むことにより、PDCAが実行されることとなる。



< 図 1 内部質保証に係る実施体制【資料 2-14】 >

以上のことから、本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると評価できる。

点検・評価項目③: 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点 1 : 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方 の設定
- 評価の視点 2 : 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点 3 : 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCA サイクルを機能させる取組
- 評価の視点 4 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点 5 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点 6 : 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項 (設置計画履行状況等調査等) に対する適切な対応
- 評価の視点 7 : 点検・評価における客観性、妥当性の確保

(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方 の設定

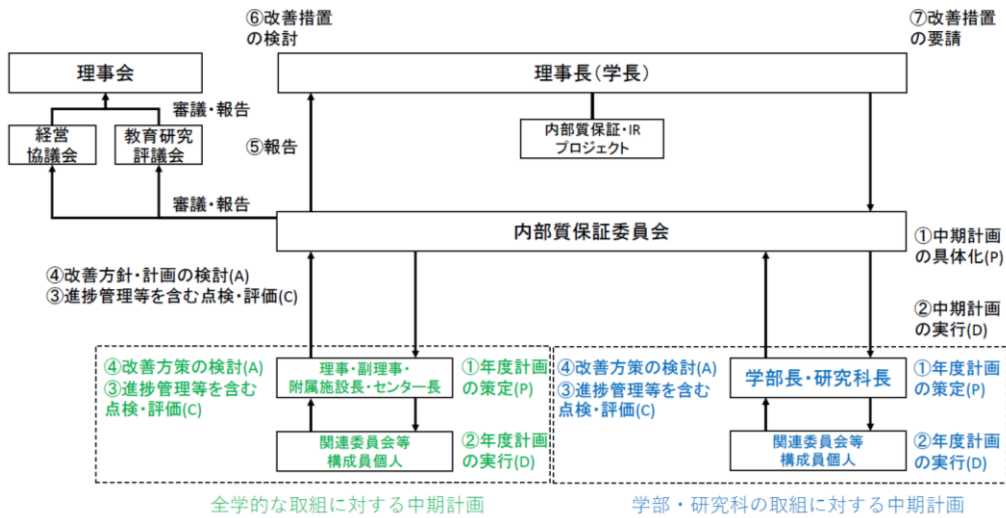
本学では、全学としての基本的な考え方である「中期計画」や「年度計画」【資料 1-17、1-19、2-6】、「内部質保証の方針」【資料 1-29】及び「内部質保証の手続」【資料 1-30】に基づき、ディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP) 及びアドミッション・ポリシー (AP) の 3 ポリシーをまとめた広島市立大学の「教育研究上の目的及び各ポリシ

一」を全学及び学部・研究科ごとに定めている【資料 1-7 (ウェブ)、1-8 (ウェブ)】。また、内部質保証の手續に従い、PDCA サイクルを実施することとしている。各方針は各学部・研究科で検討され、定期的に点検がなされる中で関係委員会（教務委員会、入学試験委員会）及び内部質保証委員会での議を経て、教育研究評議会に報告している。2020（令和 2）年度には「FD 研修会」【資料 2-15】を行って従前の 3 ポリシーの表現方法や内容等に関する課題を整理し、各学部・研究科における 3 ポリシーと全学的な基本方針との整合性等を確認しながら点検と見直しを行い、上記の手續により再設定した学部の 3 ポリシーを 2021（令和 3）年度にウェブで公表した【資料 1-7 (ウェブ)、1-8 (ウェブ)】。学部と同様の観点を踏まえて、研究科の 3 ポリシーについても、2022（令和 4）年度に点検と見直しに着手している【資料 2-16】。今後は、3 ポリシーの点検・評価のプロセスや改訂手續等について整理を行い、ポリシーに対する適切性について定期的に点検・評価を行う仕組みを構築することを予定している【資料 2-17、2-18】。

(2) 方針及び手續に従った内部質保証活動の実施

大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については、図 2 に示すように、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手續」の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進している。内部質保証委員会は、中期計画及び年度ごとの計画（年度計画）の策定【資料 2-6】と進行管理及び実績評価の役割を担っている【資料 2-8】。年度ごとの PDCA サイクルでは、内部質保証委員会での指示の下、実施項目の担当部局である各学部・研究科、研究所の長、附属施設・センターの長、理事、副理事が年度計画を定め、その実行を担う。内部質保証委員会では年度計画、活動の中間実績(12 月)及び最終実績(3 月)の集約・調整・指導を行うとともに、年度実績に関する評価を行う【資料 2-19】。また、中間実績、最終実績を集約した後、委員長（理事長・学長）、副委員長（理事・副学長（企画・戦略担当））、委員（理事・副学長（教育・研究担当）、理事（総務・危機管理担当）・事務局長）が中心となって学部長・研究科長、研究所所長、附属施設・センター長、理事、副理事に対する進捗状況の聞き取りを行い、必要に応じて取組に対する助言・指導を行っている【資料 2-19】。評価結果は、理事会及び教育研究評議会、経営協議会の議を経て、設置者である広島市に報告され、さらに設置者が設置する広島市公立大学法人評価委員会【資料 2-20 (ウェブ)】において評価が行われ、最終的な業務実績評価が確定する仕組みになっている。

[中期計画推進に係る「内部質保証」の手続き]

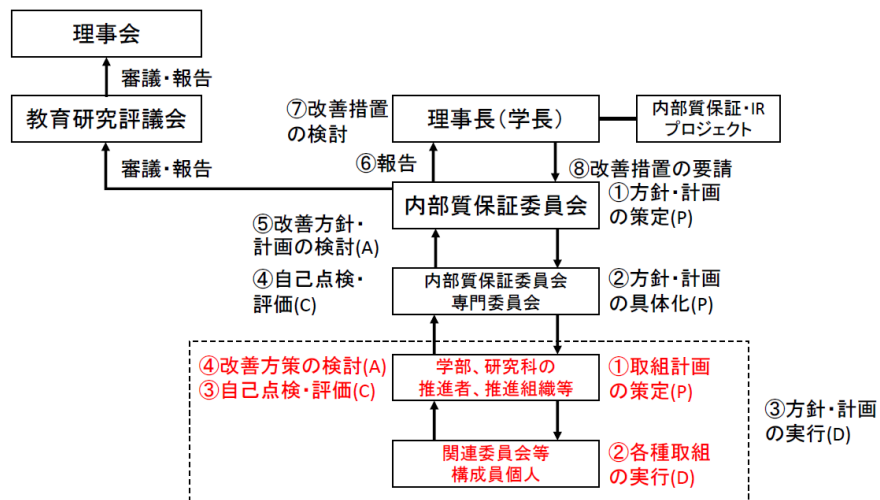


<図 2 中期計画推進に係る「内部質保証」の手続【資料 1-30】>

(3) 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取組

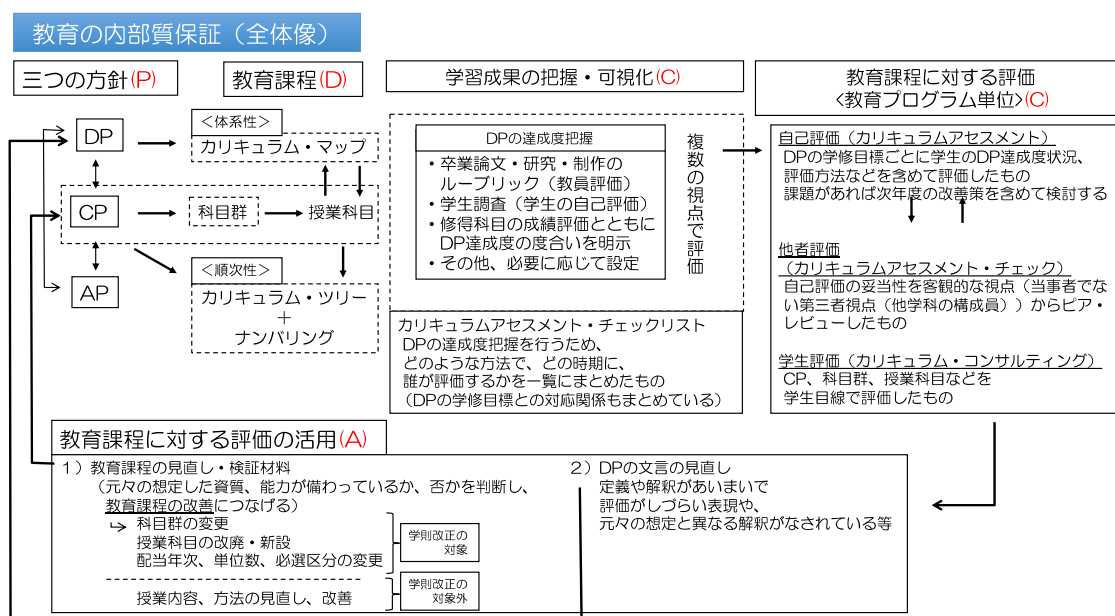
一方、教育の内部質保証に関しては、図 3 に示すように「教育に係る「内部質保証」の手続」の枠組みを基軸として、「教育の内部質保証（全体像）」(図 4) に示される実施項目と PDCA の手続をもとに、内部質保証委員会とその下に設けられている内部質保証委員会専門委員会及び各学部・研究科の責任者、関連委員会が連携して推進している。

[教育に係る「内部質保証」の手続き]



<図 3 教育に係る「内部質保証」の手続【資料 1-30】>

教育に係る内部質保証に関する取組については、2020（令和2）年度に3ポリシーの点検と見直しを行い、これに基づき学生の学習成果を適切に把握するため、学位プログラムごとに評価のためのルーブリック【資料 2-21】を作成した。2021（令和3）年度から、この観点に基づいた学習成果の把握を行うために、教育の内部質保証の全体像を整理し、1 三つの方針（DP、CP、AP）の確認、2 教育課程の確認（カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの利用）、3 学習成果の把握と可視化（ルーブリックによる教員の評価、学生調査による学生の自己評価）、4 教育課程に対する評価（自己評価（カリキュラムアセスメント）、他者評価（カリキュラムアセスメント・チェック）、学生評価（カリキュラム・コンサルティング）を通じた評価）、5 教育課程に対する評価の活用（教育課程の見直し、検証、DPの確認や見直し）として、PDCAの取組を実施している【資料 2-5、2-17、2-21、2-22】。



<図 4 教育の内部質保証（全体像）【資料 2-3】>

(4) 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施／評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

各学部や研究科及び全学の各種委員会において、所掌の事項に関する活動に関して定期的に点検・評価を実施している。中期計画に基づき年度計画が策定されているが、毎年、年間計画に対する活動の中間実績(12月)及び最終実績(3月)を各学部、研究科、各種委員会で取りまとめて作成し、内部質保証委員会において集約・調整・指導を行った上で年度実績に関する評価を行っている。評価結果は、理事会及び教育研究評議会、経営協議会の議を経て、設置者である広島市に報告され、さらに設置者が設置する広島市公立大学法人評価委員会【資料 2-20（ウェブ）】において評価が行われ、最終的な業務実績評価が確定する仕組みになっている。

2022（令和4）年6月には、中期目標期間（2016（平成28）年4月1日～2022（令和4）年3月31日）における「業務実績報告書」をとりまとめ【資料 2-2】、2022（令和4）年8

月に広島市公立大学法人評価委員会からの評価を受け【資料 1-20】、自己点検及び評価、結果の積極的な公表、内部質保証の強化に関する取組については「A（質・量いずれか一方において計画を上回って実施されている）」、また IR 導入に関する取組については「B（質・量双方において計画どおり実施されている）」の評価を得た。

特に教育の内部質保証に関しては、前述の(3)で記載したように、教育課程に対する評価（自己評価（カリキュラムアセスメント）、他者評価（カリキュラムアセスメント・チェック）、学生評価（カリキュラム・コンサルティング）を通じた評価）を2021（令和3）年度から実施し、課題の把握とカリキュラムの改革等を行っている。例えば、情報科学研究科では、学部3年生から4年生への進級要件となっている TOEIC350 点以上という項目と、現行のカリキュラムが対応していないことが明らかとなり、この課題を解決するため、関連する英語科目のカリキュラムの見直しと進級要件の変更につなげた。

一方、各学部・研究科においては、定期的に自己点検・評価シートを用いて、「理念・目的」、「内部質保証」、「教育課程・学習成果」、「学生の受け入れ」、「教員・教員組織」の観点から点検・評価を実施している【資料 2-23】。これに基づき各学部・研究科における PDCA を促し、改善や向上につなげている。

また、教職課程に関する点検・評価の実施状況については、2022（令和4）年度に教職課程委員会で点検・評価を行える体制を構築するため、「広島市立大学教職課程委員会に関する要綱」【資料 2-24】に、審議事項として教職課程に関する事項を追加する改正を行った。この改正を踏まえ点検・評価を実施し、2023（令和5）年3月に「教職課程自己点検報告書」【資料 2-25】をまとめ、本学ウェブページへ掲載した【資料 2-26（ウェブ）】。

(5) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

(2)で述べたように、業務実績に関して本学の設置団体である広島市から定期的に評価を受けている。2022（令和4）年6月には中期目標期間（2016（平成28）年4月1日～2022（令和4）年3月31日）における「業務実績報告書」をとりまとめ【資料 2-2】、2022（令和4）年8月に広島市公立大学法人評価委員会からの評価を受け【資料 1-20】、「全体評価」として「A：法人の業務は、中期目標の達成に向けて順調に実施されている」の評価を得た。また、「組織、業務運営等に関する改善事項等について」は「組織、業務運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない」との結果を得た。

一方、2016（平成28）年度に受審した前回の大学認証評価（大学基準協会）では4項目の努力課題が指摘されたが、2020（令和2）年度の改善報告までの間に、「内部質保証委員会」を中心として各担当委員会・教授会・研究科委員会等で対応がなされている【資料 2-27】。認証機関による検討結果【資料 2-28】では、いくつかの指摘事項が残るものの、改善への取組が意欲的であると評価されており、適切な対応が取られていることが示されている（下表参照）。また、前回受審以降、2019（令和元）年度に大学院平和学研究科（博士前期課程）が、2021（令和3）年度に大学院平和学研究科（博士後期課程）がそれぞれ設置されているが、これまでのところ、設置計画履行状況等調査において改善指摘事項は付されていない【資料 2-29】。

＜表 1 前回認証評価での指摘事項及び指摘への対応状況＞

No.	前回認証評価での指摘事項	指摘への対応状況
1	4 年次生、編入・転入学生の年間履修登録可能な単位数の上限が未設定	改善報告するも一部不十分との指摘があり、引き続き改善策を検討中【資料 2-30】
2	一部科目で不明確なシラバスがある	改善報告をもって終了
3	研究指導計画の学生への明示が不十分（国際学研究科、情報科学研究科の博士前期課程）	改善報告をもって終了
4	情報科学研究科博士後期課程において収容定員に対する在籍学生数比率が 0.17 と低い	改善報告するも未だ不十分との再指摘があり、引き続き改善策を実施中【資料 2-31】

(6) 点検・評価における客観性、妥当性の確保

内部質保証委員会及び理事長協議での審議を経て取りまとめられた点検・評価結果は、教育研究評議会、経営協議会（全委員 8 名のうち外部委員 4 名）【資料 2-32（ウェブ）、2-33（ウェブ）】及び理事会での多重の審議を経て確定する仕組みとなっており、評価の客観性・妥当性を担保している。学内で確定した評価結果は、設置者である広島市が設置する広島市公立大学法人評価委員会（他大学教授を含む学外委員 5 名）【資料 2-20（ウェブ）】による公開での審議に付され、最終的な評価が確定する仕組みが取られており、より高いレベルで客観性・妥当性が担保される仕組みとなっている【資料 2-2、2-34、2-35】。

以上のことから、本学では、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると評価できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<p>評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>評価の視点 3：公表する情報の適切な更新</p>

(1) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

本学では、社会への説明責任を果たすことを目的に「広報戦略」【資料 1-15】を定めている。また、「広報委員会規程」【資料 2-36】第 2 条において広報に関すること、広報誌及びホームページに関する事項を定め、広報委員会は保有情報の積極的な公開に努めている。この規程に従い、広島市立大学ウェブサイト上では、教育に関する公開情報【資料 2-37（ウェブ）】、自己点検・評価報告書【資料 2-38（ウェブ）】、予算・決算・財務諸表【資料 2-39（ウェブ）】、大学の概要（年報）【資料 1-9（ウェブ）】などを公表している。また、

大学のパンフレットである大学案内、学生の履修に関わる学生 HANDBOOK、大学広報誌 (WEST BREEZE) も広島市立大学ウェブサイト上で公表している【資料 1-1 (ウェブ)、1-10 (ウェブ)、2-40 (ウェブ)】。このほか、2022 (令和 4) 年度からは教職課程委員会が実施した「教職課程自己点検報告書」【資料 2-25】をウェブサイト上に公表している【資料 2-26 (ウェブ)】。

(2) 公表する情報の正確性、信頼性／適切な更新

公表している情報は、全学の会議などで適切に審議を経たものであり、正確性、信頼性は確保されている。また、情報の更新に関しては、担当を明確化することにより、適切な更新が可能となる体制を構築し、改善を図っている。また、本学のウェブサイト内に検索機能を持たせるとともに、新型コロナウイルス関係等でお知らせが急増した場合には、ウェブサイトのトップページのデザインを、お知らせが見やすいように一時的に変更するなど、情報の得やすさと理解しやすさに配慮するなど機動的に対応している。

以上のことから、本学では、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、大学概要 (年報)、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠 (資料、情報) の使用 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価／点検・評価における適切な根拠の使用／点検・評価結果に基づく改善・向上

毎年度の年度計画に基づく PDCA サイクルにより、「内部質保証委員会」は全学的な内部質保証システムの点検・評価を行い、それに基づく改善を内部質保証システムに従って実施している。2022 (令和 4) 年 6 月には中期目標期間 (2016 (平成 28) 年 4 月 1 日～2022 (令和 4) 年 3 月 31 日) における「業務実績報告書」をとりまとめ【資料 2-2】、2022 (令和 4) 年 8 月に広島市公立大学法人評価委員会からの評価を受け【資料 1-20】、自己点検及び評価、結果の積極的な公表、内部質保証の強化に関する取り組みについては「A (質・量いずれか一方において計画を上回って実施されている)」の評価を得た。また、IR 導入に関する取り組みについては「B (質・量双方において計画どおり実施されている)」の評価を得た。例えば、2019 (令和元) 年度には内部質保証・IR 担当の副理事を新設し、さらに、内部質保証・IR 担当の特任教員を配置した。同年度には、学生調査の方法を見直し、2020 (令和 2) 年度から新入生調査、在学生調査、卒業生調査を全学で統一してオンラインで実施する方法を検討し導入した。これらのオンラインによる実施は、コロナ禍対応の側面も持つ。また、2021 (令和 3) 年度には教育の内部質保証の全体像を整理し、1 三つ

の方針（DP、CP、AP）の確認、2 教育課程の確認（カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの利用）、3 学習成果の把握可視化（ループリックによる教員の評価、学生調査による学生の自己評価）、4 教育課程に対する評価（自己評価（カリキュラムアセスメント）、他者評価（カリキュラムアセスメント・チェック）、学生評価（カリキュラム・コンサルティング）を通じた評価）、5 教育課程に対する評価の活用（教育課程の見直し、検証、DP の確認や見直し）として、PDCA の取組を実施している。さらに、第3期（2022（令和4）年4月1日～2028（令和10）年3月31日）中期計画期間中に内部質保証に関する業務を所掌する「大学評価・IR センター（仮称）」を設置することを決定し、その準備と、今回の自己点検・評価の実施に当たり、内部質保証の進行管理を実務的に担える体制を整備するため、2022（令和4）年4月1日に「大学評価オフィス」【資料 2-13】を設置している。また、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証と、教育の内部質保証に特化した実施体制をより明確にすることを目的として、「内部質保証の方針」【資料 1-29】及び「内部質保証の手続」【資料 1-30】を2022（令和4）年7月に定めた。また、2021（令和3）年度に「教育の内部質保証（全体像）」を整理した。

一方、個々の教員における「質保証」を図るために、全教員を対象として「年度計画・自己点検結果シート」による教員の年度計画作成と自己点検、さらに、シートの部局内共有を毎年度実施している【資料 2-41】。2022（令和4）年度には、より実質的な質保証となるように教員の「年度計画・自己点検結果シート」の運用方法について見直しを行った。また、各学部・研究科等のレベルでPDCAサイクルを適切に機能させることを目的として、自己点検・評価シートを作成し、2019（令和元）年度から実施している【資料 2-23】。さらに、6年ごとの自己点検・評価報告書の作成に合わせて、内部質保証システム全体での点検・評価を実施しており、規程や体制の見直し等、長期のPDCAサイクルでの点検・評価を実施している。

以上のことから、本学では、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている」と評価できる。

2. 長所・特色

➤ 本学では、「第2期（2016（平成28）年4月1日～2022（令和4）年3月31日）中期計画」【資料 1-19】第3において、内部質保証に関する基本方針として5項目を掲げてきた。加えて、「第3期（2022（令和4）年4月1日～2028（令和10）年3月31日）中期計画」【資料 1-17】からは、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証と、教育の内部質保証に特化した実施体制をより明確にすることを目的として、内部質保証の方針【資料 1-29】及び内部質保証の手続【資料 1-30】を2022（令和4）年7月に定めた。6年ごとの中期計画及び毎年の年度計画を基本とした二重のPDCAサイクルが構築され、学外者及び設置者を含めた多層の評価システムが構築されており、点検・評価の客観性、妥当性を担保している。

また、教育の内部質保証を確実に実施するために、2021（令和3）年度に「教育の内部質保証（全体像）」【資料 2-3】を整理して明確にし、自己評価（カリキュラムア

セスメント)、他者評価(カリキュラムアセスメント・チェック)、学生評価(カリキュラム・コンサルティング)を通じた評価により、教育課程に対する評価と改善のPDCAを実施している。具体的な成果としては、本基準③の記述のとおり、点検・評価結果に基づく迅速な対応(情報科学部における学部3年次から4年次の進級要件であるTOEICスコアを満たす語学力を養う英語科目のカリキュラムの見直しと進級要件の変更)が成果の一例として挙げられる【資料 2-23-2-2:3 頁】。

今後も継続的に内部質保証を通じた改善・向上を一段と高めるため、どのような内部質保証の体制が望ましいか現在も試行錯誤している。実際に、本基準⑤に記述のとおり、中期計画の実現に向けて、内部質保証に関する業務を所掌する「大学評価・IRセンター(仮称)」を設置することを決定し、その準備と、今回の自己点検・評価の実施に当たり、内部質保証の進行管理を実務的に担える体制を整備するため、2022(令和4)年4月1日に「大学評価オフィス」【資料 2-13】を設置した。今後、本学における自己点検・評価活動の在り方や、三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方の明文化等の課題点や中期計画の実現に向けた取組を推進することで全学的なPDCAの充実を図る。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学の内部質保証システムは、中期計画に基づく6年サイクルでのPDCAと年度計画に基づく単年サイクルのPDCAによる二重のPDCAサイクルを基本に構築されており、その方針や手続も明確に定義されている。それぞれのPDCAサイクルは、学内の内部質保証委員会を中核として着実な運営がなされており、その評価結果は教育研究評議会、外部委員を含む経営協議会による審議、理事会の承認を経て、広島市に設置される広島市公立大学法人評価委員会による評価を受ける妥当性・客観性の高い評価システムを有している。また、大学に関する情報は適切に公開されており、社会に対する説明責任も果たしている。内部質保証システム自体に関する点検評価の仕組みも行われ、実際にその改善も実施されており、本学の内部質保証システムは有効に機能している。

本学では、2022(令和4)年4月1日に大学評価オフィスを設置し、全学的なPDCAの実行機能も充実してきている。今後は、内部質保証委員会を中核に、各学部・研究科及び研究所との相互連携を強め、PDCAサイクルによる改善・向上の効果を更に高める仕組みを構築し、内部質保証システムの更なる強化を図っていくこととしている。

以上のことから、本学では、内部質保証について、大学基準に照らしておおむね良好な状態にあると評価できる。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

(1) 大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性／附置研究所、センター等の組織の適合性／教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

[学部・学科]

本学は、第1章で述べた理念・目的を具現化するために、3学部7学科体制で1994（平成6）年4月に開学した。

その構成は、国際学部が国際学科の1学科、情報科学部が情報数理学科、情報工学科、知能情報システム工学科、情報機械システム工学科の4学科、芸術学部が美術学科、デザイン工芸学科の2学科となっている。なお、芸術学部美術学科には、日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻の3専攻を設置している。

その後、情報科学部においては、2003（平成15）年度に情報数理学科を情報メディア工学科に名称変更、2007（平成19）年度には学科再編を行い、情報工学科、知能工学科、システム工学科の3学科となった。さらに、2012（平成24）年度には、情報工学科、知能工学科、システム工学科、医用情報科学科の4学科となった【資料 大学基礎データ 表1、1-9（ウェブ）：PDF4頁】。

[大学院・研究科]

学部教育の実績と経験を基盤として、教育研究の更なる充実を図るため、学部の完成年次に合わせ、1998（平成10）年4月に大学院博士前期課程を、2000（平成12）年4月には博士後期課程を設置し大学として完成をみた。

博士前期課程の当初の構成は、国際学研究科が国際学専攻の1専攻、情報科学研究科の博士前期課程が情報数理学専攻、情報工学専攻、知能情報システム工学専攻、情報機械システム工学専攻の4専攻、博士後期課程が情報科学専攻の1専攻、芸術学研究科の博士前期課程が絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の3専攻、博士後期課程が総合造形芸術専攻の1専攻であった。

その後、情報科学研究科においては、2003（平成15）年度の情報科学部情報数理学科の名称変更に合わせて、博士前期課程の情報数理学専攻を情報メディア工学専攻に名称変更を行い、さらに、2007（平成19）年度の学科再編に合わせて、情報工学専攻、知能工学専攻、システム工学専攻、創造科学専攻の4専攻とした。創造科学専攻については、2016（平成28）年度から医用情報科学専攻に名称変更している。また、2013（平成25）年度には芸術

学研究科博士前期課程を再編し、絵画専攻、彫刻専攻、造形計画専攻の3専攻から、造形芸術専攻の1専攻とした。

そして、1998（平成10）年4月には、核兵器廃絶と世界恒久平和を願う広島市が設置した大学として、世界平和の創造・維持と地域社会の発展に貢献することを目的に、広島平和研究所を設置した【資料 3-1】。その後、第2期中期目標で掲げた「国際平和文化都市」を都市像とする広島市の設立した公立大学法人が設置する大学として、平和に関する教育を積極的に推進すること及び大学院教育の充実を受けて、2019（令和元）年4月には平和学研究科の博士前期課程を、2021（令和3）年4月には博士後期課程をそれぞれ新規に設置した【資料 1-9（ウェブ）：PDF4頁、1-19、2-2】。

【附属施設・センター等】

1994（平成6）年4月の開学と同時に、附属図書館、語学センター、情報処理センター、芸術資料館が附属施設として設置され、その後も整備充実を重ねながら、学生及び教員の教育研究活動を支援している。2007（平成19）年7月には地域連携、社会連携のための中心的役割を担う機関として、社会連携センターを設置した。2013（平成25）年4月には学生の海外留学派遣及び留学生受け入れに関わる企画・広報・実施・相談などの支援に加え、国際化の面から大学の教育研究の活性化を広範にサポートするため、国際交流推進センターを設置した。同年10月には、休日・夜間に開催する市民向けの講座等のため、広島市内中心部にサテライトキャンパスを開設した。2014（平成26）年4月には進路について、様々な方策により学生一人一人をきめ細かく丁寧に支援することで、自らのキャリアについて考え、自ら行動できるよう自立し、さらに人間力を育成することを目的として、キャリアセンターを新たに設置した【資料 1-9（ウェブ）：PDF4頁、3-2、3-3（ウェブ）、3-4（ウェブ）】。

このほかに、附属施設に準ずるものとして、2017（平成29）年4月より、各学部単位で実施していた教職課程を全学的な実施組織で実施するため、全学組織として広島市立大学教職課程委員会を設置した。広島市立大学教職課程委員会では教職課程に関して必要な事項全ての審議を担っている【資料 3-5：第9条】。

以上のことから、本学では科学の軸として情報科学分野の知識・技能を基に、高度情報化社会を支え創造することに貢献する情報科学部、芸術の軸として文化芸術の創造及び発展に貢献する芸術学部、世界平和と地域貢献の軸として平和で持続可能な国際社会の実現や地域社会の持続的な発展に貢献する国際学部を設置している。そして、それぞれの学部での専門の学芸を深めるために各学部に対応する大学院を設置することで、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与している。

さらに、学部では「豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材」、「幅広い知識と確かな専門性を有し、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材」の育成、大学院では「豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材」、「最先端かつ高度な専門性と深い学識を有し、課題発見・分析・解決能力を持ち、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材」の育

成を人材育成の目標に掲げ、この目標に対応する学位授与の方針を設定することで本教育研究組織での建学の基本理念の具現化を担保している。

そして、本学による世界平和と地域に貢献する国際的な大学である側面を強化するため、及び広島市が設立した大学として世界で最初の核兵器による被爆を体験した都市としての歴史を背景に、学術研究活動を通じて、核兵器の廃絶に向けての役割を担うとともに、地球社会が直面する諸問題の解決にも寄与するため、世界平和の創造・維持と地域社会の発展に貢献する国際的な平和研究機関である平和研究所を設置して、平和研究を深め、その成果をもって「豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材」の育成に貢献している【資料 3-6 (ウェブ)】。

また、学部・大学院での教育研究を支援するため、文献をはじめとする学術教育資料の収集・保存・調査・提供を担う附属図書館【資料 3-2、3-3 (ウェブ)】、国際的な大学であるための礎となる学生の語学教育を支援する語学センター【資料 3-7 (ウェブ)】、キャンパス情報ネットワークや利便性に優れた情報通信サービスを提供する情報処理センター【資料 3-8 (ウェブ)】、芸術に関する教育研究に必要な資料の収集・保存・公開・調査を行う芸術資料館【資料 3-9 (ウェブ)】、本学の地域貢献を支援するために地域の産業や団体との地域連携を支援するための社会連携センター【資料 3-10 (ウェブ)】、学生の海外留学派遣及び留学生の受け入れ等、国際化の面から教育研究の活性化をサポートする国際交流推進センター【資料 3-11 (ウェブ)】、進路について様々な方策により学生一人一人を丁寧支援するキャリアセンター【資料 3-12 (ウェブ)】を設置している。

以上のことから、本学の教育研究組織は、「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という建学の基本理念と、「学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与する」という本学の使命を具現化している【資料 1-1 (ウェブ)、1-4、1-6】。

(2) 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、開学から 2022 (令和 4) 年度で 28 年となり、社会状況は建学時から大きく変化してきている。そこで、広島市立大学の現状と課題とそれに対する配慮についてまとめる【資料 3-13】。

【高等教育の将来像】

中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申が 2018 (平成 30) 年 11 月に公表され、①知識・技能の教授を主眼とした教育から、課題発見力、問題解決力、コミュニケーション力等の非定型スキルを重視した教育への転換、②学修者本位の教育の実現、③学修成果の可視化、④教学マネジメントの確立、等が提言された。本学においては、開学以来、社会状況等に応じてカリキュラム等の見直しを行ってきたが、グランドデザイン答申における提言の多くについては、教育における今後の重要課題である。そこで、主に①②については、2022 (令和 4) 年 6 月 9 日の第 1 回広島市立大学全学共通教育委員会にて全学共通系科目のカリキュラムの改編に向けて、2021 (令和 3) 年度に検討ワーキ

ングを設置し、検討を始めている【資料 3-14】。また、③④については、2020（令和 2）年度から内部質保証委員会を中心に検討を始め、カリキュラムアセスメント等について取り組んでいる。さらに、2022（令和 4）年 9 月 21 日に「デジタル化構想」【資料 3-15】を大学デジタル化推進本部会議で定め、教育研究組織として国際学部、情報科学部及び芸術学部で本格的に主に②③④に取り組み始めている。

【21 世紀の新しい教養】

社会のデジタル化、人工知能（Artificial Intelligence、AI）の普及により、従来の文系、理系の枠にとらわれない新しい教養の必要性が提唱されている。具体的な科目としては、数理・データサイエンス・AI 等が挙げられている。また、大学における学部のカリキュラムを文理横断、文理融合にすることも提唱されている。STEM（Science、Technology、Engineering、Mathematics）教育や STEAM（Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics）教育の普及も提唱されている。こうした新しい教養教育の導入について、本学の今後の課題となっている。そのため、2022（令和 4）年 8 月 9 日にデータサイエンスワーキンググループを新たに設置し、データサイエンス系科目の新設に向けて検討を始めている【資料 3-16】。

【大学教育のデジタル化（デジタライゼーション）】

コロナ禍の影響で、大学教育におけるオンライン教育が急速に普及しつつある。今後はさらに、オンライン教育と対面式教育を融合させたハイブリッド教育が普及すると予想されている。さらに、Learning Management System（LMS）により受講生の学習データをビッグデータとして教育に活用することで学習効果を飛躍的に高めるラーニングアナリティクスが急速に進歩、普及すると予想されている。本学においては、2020（令和 2）年 4 月以降、コロナ禍への対応のためにオンライン教育の導入は急速に進んだが、大学教育のデジタル化への包括的な取組の検討を 2022（令和 4）年 9 月 21 日に「デジタル化構想」【資料 3-15】を大学デジタル化推進本部会議で定め、現在様々な試行を始めている。

【リカレント教育／生涯教育】

労働環境の変化や、技術の急速な進歩に伴い、社会人は学校卒業後も一生学び続けることが必要になりつつある。そうした需要に応えるためのリカレント教育や生涯教育が、今後の高等教育機関の重要な使命になる。本学においては、社会連携センターを中心にこれまでもリカレント教育や市民講座、公開講座等の生涯教育に注力してきたが【資料 2-2:PDF13 頁】、人生 100 年時代を迎えて、リカレント教育の一層の拡充とそれに関連する社会人学生の積極的な獲得等については今後の課題である。

【高大接続】

18 歳人口は 2018（平成 30）年に約 118 万人になり、2032（令和 14）年には 100 万人を割って約 98 万人になると予測されている。質の高い大学教育を維持し、社会に有為な人材を育成するためには、高等学校との連携を強化し、優秀な学生を獲得することが求められる。本学は、2021（令和 3）年度入試改革に向けて、2016（平成 28）年 7 月 28 日から高大

接続改革全体会議を設置し、高大接続の強化に取り組んできたが、優秀な地元高校生を本学の学生として入学させるためにも、高大接続を更に強化することが求められている【資料 3-17】。

【研究の推進】

広島市立大学は、学術研究機関として世界トップレベルの研究を目指すとともに、公立大学として地域と社会に貢献する研究、また、世界最初の被爆都市である広島市が設置した大学として平和に貢献する研究を推進することが期待されており、この期待に対応するため、新たに2019（令和元）年度に平和学研究科に博士前期課程を開設し、博士後期課程を2021（令和3）年度に開設している【資料 3-18（ウェブ）】。

【地域・社会貢献】

大学の使命として、教育と研究に加えて、近年は社会貢献も大学の重要な使命となっている。特に公立大学は、地域に貢献することが求められている。本学の設置者である広島市は200万人広島都市圏構想を掲げ、広島市と周辺の28市町で構成する広島広域都市圏の人口を、21世紀後半においても200万人を維持することを目標としている。本学も、社会連携センターを中心にこれまで地域・社会貢献に注力してきたが、広島広域都市圏の若年層の圏外流出を防ぐため、地域のイノベーション拠点として、地域振興、産業振興により一層の貢献をすることを考え、地域と連携する教育を推進するために、「平成27年度地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」をきっかけに2015（平成27）年度からCOC+教育プログラム専門委員会を設け、COC+の期間終了後の2019年（令和元）年度からそれを地域志向教育特別委員会として活動を継続している【資料 3-19（ウェブ）、3-20、3-21：PDF53頁】。

【大学運営】

大学は、自らが行う教育、研究、組織、運営及び施設等の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことが求められる。これを受けて、内部質保証委員会【資料 2-8】を設置しているほか、内部質保証・IR担当副理事を理事長補佐に任命している。

以上のことから、本学における、大学の理念・目的に照らした、学部・研究科、附属研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると評価できる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の運営全般に関する定期的な評価は、2010（平成 22）年度の法人化に当たって、設立団体である広島市が策定した中期目標と本学が策定した 6 年間の中期計画を達成すべく、年度ごとに年度計画を策定し、これを実行している。毎事業年度終了後には、自己点検の上、計画の進捗状況と課題を確認し、自己評価を行った上で、広島市が設置した広島市公立大学法人評価委員会の外部評価を受けるというサイクルで実施している。こうした一連の情報については、ウェブページで公表している【資料 3-22（ウェブ）】。また、各中期目標期間終了の翌年度には、中期目標期間の評価を受けることとしている。

教育研究組織については、第 2 期中期目標【資料 2-1】に「質の高い教育研究が継続的に推進されるよう、中長期的かつ経営的視点から、幅広い人事体制の確保並びにコスト意識を持った業務改善及び効率化により、機動的かつ効率的な大学運営を行う。また、社会経済環境の変化に即応する経営を担保する観点から、学外専門家の一層の活用を図る」と定めており、中期計画【資料 1-19】において、取るべき措置として「教員を戦略的かつ機動的に任用・配置」、「中長期的視点から職員を任用・配置」、「職員の能力向上」、「IR の導入」、「運営組織の在り方及び事務処理の内容・方法について定期的に点検」の五つを掲げ、上述の評価サイクルの中で、その適切性について定期的に検討を行っている。

そして、2020（令和 2）年 8 月の広島市公立大学法人評価委員会において、機動的かつ効率的な運営体制の構築について、計画どおり着実に実施したと評価を受けたところから、本体制により適切に改善・向上が進んでいるといえる【資料 1-20:PDF30-31 頁】。

また、本学では、広島市公立大学法人評価委員会による外部評価とは別に、「教授会規程」【資料 3-23】及び「大学院研究科委員会規程」【資料 3-24】により、各学部・研究科において教授会及び研究科委員会を月 1 回開催し、教育研究に関する事柄を審議している。また、「定款」【資料 1-3】及び「教育研究評議会規程」【資料 1-27】により、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設けており、教育研究組織の適切性を検証している。

前述（基準 2③）のとおり、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手続」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進しており、内部質保証委員会は中期計画及び年度ごとの計画（年度計画）の策定と進行管理及び実績評価を担うことを通じて教育研究組織の適切性の検証に関与している。

以上のことから、本学では、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

2. 長所・特色

- 本学の建学の基本理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」は、教育研究組織の構成にも反映されている。基本理念の「科学」や「芸術」、

「世界平和」や「国際」を具現化する教育研究組織、附置研究所として国際学部・国際学研究科、情報科学部・情報科学研究科、芸術学部・芸術学研究科、平和学研究科・広島平和研究所を設置するとともに、「地域」を具現化するものとして附属施設・センターに「社会連携センター」を設置するなど特色ある組織構成としている。このような特徴的な組織構成をもって、構成員による教育研究活動を通じて、建学の基本理念の実現に寄与している。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、各学部・研究科、各センターなどの教育研究組織が大学の理念・目的に沿って適切に設置されている。そしてなお、本学の建学の理念に基づく教育研究を更に深化するため、新たに平和学研究科を大学院に設置した。教育研究組織の適切性に関する PDCA サイクルは、法人評価を基盤として適切に機能しており、その証左として、広島市公立大学法人評価委員会から中期計画の達成に向けて、おおむね順調に進んでいると評価を受けている。

以上のことから、本学では、教育研究組織について、大学設置基準に照らして良好な状態にあると評価できる。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

[大学全体]

建学の基本理念「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」に基づき、学則では、設立目的を以下のように規定している。

広島市立大学は、科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学を目指し、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

設立目的や「人材育成の目標」などの作成を経て、本学では、大学全体の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を、学士課程、大学院課程で定めるとともに、各学部・研究科においても、大学全体の方針を踏まえつつ、それぞれの「教育研究上の目的」又は「人材育成の目標」に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「学位授与の方針」を定めている。全学及び各学部・研究科の「学位授与の方針」は、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と共に、大学ウェブページ（人材育成の目標及び各ポリシー）にその全体を掲載している【資料 1-8（ウェブ）】。大学全体の学士課程、大学院課程の「学位授与の方針」は以下のとおりである。

広島市立大学の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」

【学士課程】

広島市立大学は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下の知識・技能・能力を身に付けた上で当該学部が定める審査に合格した学生に対して卒業を認定し、学位を授与する。

- ① 多様な文化・価値観を尊ぶための、人間、社会、自然、平和に関する幅広い教養と知識・技能を有している（知識・技能）
- ② 専門領域に関する体系的な知識・技能を身につけている（知識・技能）
- ③ 発見した問題について論理的に考え、判断することができる（思考力・判断力）
- ④ 自らの考えをわかりやすく表現する能力を身につけている（表現力）
- ⑤ 社会的課題の解決ないしは社会との関わりの中での創作活動に向けて主体的に取り組む姿勢を有している（主体性）

⑥ 他者と協働して取り組む姿勢を有している（協働性）

【大学院課程】

広島市立大学大学院は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下の高度な知識・技能・能力を身に付けた上で研究科が定める審査に合格した学生に対して修了を認定し、学位を授与します。

- ・ 多様な文化・価値観を尊び、人間、社会、自然、平和に関する幅広い関心と知識（普遍的教養）
- ・ 専門領域に関する体系的な知識・技術・技能（専門的知識・技術・技能）
- ・ 豊かな感性と真理探究への情熱に基づく課題発見・分析・解決能力（課題解決能力）

このように、本学の「学位授与の方針」は、「人材育成の目標」との連関を意識して設定されている。学士課程は、学力の三要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」に沿って構成されているが、同時に、本学の「人材育成の目標」との連関を意識している。例えば、「知識・技能」に関して、幅広い教養と知識・技能の修得を求めているのは、多様な文化・価値観を尊ぶ素地を養うことを通じて「平和を希求する人材」を育成しようとする考えを背景にしている。また、専門領域における体系的な知識・技能を求めているのは、「確かな専門性」を有する人材を育成しようとする考えによるものである。「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」に関しては、それぞれの専門領域の特性を生かした思考、判断、表現を通じて、他者と協働しながら「社会的課題の解決ないしは社会との関わりの中での創作活動に向けて主体的に取り組む」ことによって「社会に貢献できる人材」の輩出をうたう「人材育成の目標」を反映している。

一方、大学院課程は、博士前期課程、博士後期課程の両課程で共通するものを「普遍的教養」、「専門的知識・技術・技能」、「課題解決能力」の三つの観点で整理し、構成している。この大学院課程の「学位授与の方針」を踏まえつつ、研究科単位で具体的な内容を盛り込んだ課程別の「学位授与の方針」を定めている。学士課程同様に、大学院課程の「学位授与の方針」も、「人材育成の目標」との連関を意識して設定している。例えば、「普遍的教養」に関しては、専門領域に限らず関心をもって知識を修得することを通じて、多様な文化・価値観を尊ぶことができる「平和を希求する人材」を育成しようとする考えを背景にしている。また、「専門的知識・技術・技能」、「課題解決能力」に関しては、大学院課程で求められる「最先端かつ高度な専門性と深い学識」を有し、専門領域での学びを通じて養われた「課題発見・分析・解決能力」を活かして、「社会に貢献できる人材」の輩出をうたう「人材育成の目標」を反映している。

ここで、三つの方針の設定をめぐる本学のこれまでの経緯についても付言しておく。本学では2015（平成27）年度に大学全体（学部・大学院共通）と各学部・研究科別に分けて定め、学位取得に必要な条件を明示したものを、全学教務委員会で議論を重ねたうえで教授会、研究科委員会での審議及び教育研究評議会の議を経て、公表した。その後、2018（平成30）年度に各学部・研究科、2021（令和3）年度に大学全体（学士課程）と各学部の三つの方針の見直しに着手し、改定している。

各学部・研究科の「学位授与の方針」を含む三つの方針の改定の必要性は、教授会、研究科委員会等において審議するとともに、全学的な観点から内部質保証委員会や同委員会専門委員会での点検・評価を通じて検討している。大学全体（学士課程、大学院課程）の「学位授与の方針」は、学部・研究科の方針を見直す際に改定の必要性の有無を検討している。

[各学位課程における設定状況]

【学士課程の事例】

各学部における「学位授与の方針」についても、学士課程の「学位授与の方針」に準じて、学力の三要素との対応関係を明確にしながら、それぞれの学位プログラムの特性に応じて、学位授与に当たって求められる学習成果をより具体的に記載している。以下、学士課程の「学位授与の方針」の設定状況について、具体例を挙げつつ説明する。

国際学部では、教育研究上の目的を「豊かな学識と広い視野に基づいて、グローバルな視点から平和で持続可能な国際社会の実現や地域社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成」とし、これを踏まえた「人材育成の目標」及び「学位授与の方針」を適切に定めている【資料 2-23-3-1】。教育研究上の目的と「学位授与の方針」の具体的な対応関係は、以下のとおりである。また、他学部においても同様に、「学位授与の方針」を適切に設定している。

- ・ 教育研究上の目的の「豊かな学識と広い視野に基づいて」には学位授与の方針の「知識・技能」を対応する学習成果として明示している。
- ・ 教育研究上の目的の「グローバルな視点」には学位授与の方針の「知識・技能・思考力・判断力」を対応する学習成果として明示している。
- ・ 教育研究上の目的の「平和で持続可能な国際社会の実現や地域社会の持続的な発展に貢献できる」には学位授与の方針の「思考力・判断力・表現力・主体性・協働性」を対応する学習成果として明示している。

【大学院課程の事例】

各研究科における「学位授与の方針」についても、大学院課程の「学位授与の方針」に準じて、それぞれの学位プログラムの特性に応じて、学位授与に当たって求められる学習成果をより具体的に記載している。以下、大学院課程の「学位授与の方針」の設定状況について、具体例を挙げつつ説明する。

平和学研究科では、教育研究上の目的を「平和学をはじめ国際政治学、国際法学、国際関係論等に関連する専門領域の分析手法を修得し、その上で、現実の諸問題を専門的かつ総合的に分析する能力を有するプロフェッショナルな人材を養成することにより、平和創造及び平和維持に貢献すること」とし、これを踏まえた「人材育成の目標」及び「学位授与の方針」を適切に定めている【資料 2-23-3-7】。教育研究上の目的と「学位授与の方針」の具体的な対応関係は、以下のとおりである。また、他研究科においても同様に、「学位授与の方針」を適切に設定している。

博士前期課程

平和学研究科は、「平和学をはじめ国際政治学、国際法学、国際関係論等に関連する専門領域の分析手法を修得し、その上で、現実の諸問題を専門的かつ総合的に分析する能力を有するプロフェッショナルな人材を養成することにより、平和創造及び平和維持に貢献すること」を「教育研究上の目的」としており、その目的に基づき、「学位授与の方針」(DP)としては、「1. 核戦争の脅威に対する十分な認識と戦争の予防と人間の安全保障に関する十分な学識 2. 人間の安全保障問題及び国際紛争原因を専門的かつ総合的に分析する能力と平和創造及び平和維持に関し発信する能力 3. 修士論文のテーマ設定に基づき、必要な資料の分析と論旨の整理を行い、明快な論文を作成する能力」を身につけた上で修士学位論文を提出し審査に合格した学生に学位を認定するものとしており、両者が連関している。

博士後期課程

平和学研究科は、「平和学をはじめ国際政治学、国際法学、国際関係論等に関連する専門領域の分析手法を修得し、その上で、現実の諸問題を専門的かつ総合的に分析する能力を有するプロフェッショナルな人材を養成することにより、平和創造及び平和維持に貢献すること」を「教育研究上の目的」としており、その目的に基づき、「学位授与の方針」(DP)としては、「1. 戦争の予防や人間の安全保障など平和創造や平和維持に関する高度な学識 2. 博士学位論文のテーマ設定に基づき、独自性の高い研究成果を作成する能力」を身につけた上で博士学位論文を提出し審査に合格した学生に学位を認定するものとしており、両者が連関している。

なお、2022（令和 4）年度、内部質保証委員会の下に設置する専門委員会において、大学院におけるカリキュラムアセスメントの実施に向けた検討を行う過程で、学士課程と比較して「学位授与の方針」の抽象度が高く、学習者への情報量が少ないといった問題点が確認されたことから、大学院課程及び各研究科の「学位授与の方針」を含む三つの方針の見直しが必要になった。そのため、2024（令和 6）年度入学生からの適用に向けた検討を開始している【資料 2-16】。

以上のことから、大学院課程及び各研究科の「学位授与の方針」に一部問題を有しているが、おおむね課程修了に当たって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針の適切な設定及び公表が行われていると評価することができる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

(1) 教育課程の編成・実施方針の設定及び公表／教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

[大学全体]

本学では、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に関しても、大学全体の方針を学士課程、大学院課程で定めるとともに、各学部・研究科においても、それを踏まえつつ、それぞれの「学位授与の方針」に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「教育課程編成・実施の方針」を定め、大学ウェブページ等で広く公表している【資料 1-8（ウェブ）】。三つの方針の設定及び見直しをめぐる経緯は、「①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか」に記述したとおりである。

大学全体の各課程の「教育課程編成・実施の方針」は以下のとおりである。

広島市立大学の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」

【学士課程】

広島市立大学の学士課程における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、教育課程を次のように編成する。

- 1 人間、社会、自然、平和に関する幅広い教養と知識・技能を得るため、全学共通系科目を開設する。
- 2 多様な文化・価値観に対する理解を深めるのに必要となる外国語によるコミュニケーション能力を養成するため、外国語系科目を開設する。
- 3 各学部の理念と専門教育の特色に対応した専門教育科目を開設する。

【大学院課程】

広島市立大学大学院は、それぞれ博士前期課程と博士後期課程を有する4研究科で構成され、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、最先端かつ高度な専門性と深い学識を有し、課題発見・分析・解決能力を持ち、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標として、教育課程を次のとおり編成します。

- 1 高度の専門性を要する職業等に必要となる能力を養うため、各研究科において、基礎から応用に至る教育課程を編成します。
- 2 博士前期課程については、幅広い視野に立った学識を身に付け、高い倫理観を養うことを目的とする全研究科共通科目群を開設します。
- 3 博士後期課程については、各研究科の特性に応じた、高度な研究指導を行います。

このように、本学の「教育課程編成・実施の方針」では、学士課程は、「学位授与の方針」に掲げる「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」を、大学院課程は、「学位授与の方針」に掲げる「普遍的教養」、「専門的知識・技術・技能」、「課題解決能

力」を修得するのに必要な教育課程をどのように体系的に編成しているのかを記述することで、「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」のつながりを明確化している。具体的に、学士課程では、「知識・技能」（「学位授与の方針」①）の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の1、2、「知識・技能」（「学位授与の方針」②）の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の3、「思考力・判断力」（「学位授与の方針」③）の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の1、3、「表現力」（「学位授与の方針」④）の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の1、3、「主体性」及び「協働性」（「学位授与の方針」⑤、⑥）の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の3によって担保している。一方、大学院課程では、「普遍的教養」の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の1、「専門的知識・技術・技能」及び「課題解決能力」の修得に関しては「教育課程編成・実施の方針」の2、3によって担保している。

なお、各学部・研究科及び大学全体の教育課程編成・実施の方針の方針を含む三つの方針の見直しについては、「①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか」に記述したとおりである。

【各学位課程における設定状況】

各学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」についても、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」に準じて、それぞれの学位プログラムの特性に応じて、教育課程編成・実施の方針とそのねらいを具体的に記載している。各学部の「教育課程編成・実施の方針」については、「評価」の項目を設けることで、教育課程で学習した内容の評価の仕方についての記述を学部ごとに盛り込み、「学位授与の方針」で求めている「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」をどのように評価するのかを記載している（学習成果の評価方法について、「⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか」で詳述する。）。

以下、学士課程、大学院課程の「教育課程編成・実施の方針」の設定状況について、いくつかの学部・研究科の具体例を挙げつつ説明する。

【学士課程の事例】

国際学部の教育課程編成・実施の方針では、学位授与の方針に掲げる学修成果を修得させるに当たって、次のような関連性を確保している【資料 2-23-3-1】。また、他学部においても同様に、関連性を確保している。

- 学位授与の方針の知識・技能に掲げる「人文・社会科学の知見や理論についての系統的な知識」、「人文・社会科学の分野をまたいで学際的に探求する技能」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針の「学際的なカリキュラム編成」において「人文・社会科学の分野を幅広く系統的に理解するための学際的なカリキュラムを編成」する旨を定めている。
- 学位授与の方針の思考力に掲げる「人文・社会科学のさまざまな分野に関する知識や理論を基に社会の諸問題を探求する」力を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針の「専門科目」において「人文・社会科学の理論や知見を幅広く系統的に理

解するとともに、学際的な視野を開くこと」を目的とした専門科目を開設する旨を定めている。

- 学位授与の方針の判断力に掲げる「根拠に基づいて論理的に考え判断する」力を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針の「専門基礎科目」(1～2年次)において「専門分野を学ぶ上で基礎となる知識と技能を修得し、国際学部での学びを展望すること」を目的とした専門基礎科目、「演習科目、卒業論文」において「専門分野を見極め、論理的な思考力・判断力・表現力に磨きをかける発展演習(2年次)」、「専門性を磨き、応用力を養うための専門演習(3年次)」を開設する旨を定めている。
- 学位授与の方針の表現力に掲げる「自らの考えを説得的に分かりやすく表現する能力」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針の「外国語運用能力を発展させる科目」(1～3年次)において「実践的な外国語運用能力を身に付け発展させる」ことを目的とした英語特講科目群や英語を含む外国語で授業を行う専門科目、「演習科目、卒業論文」において「専門分野を見極め、論理的な思考力・判断力・表現力に磨きをかける発展演習(2年次)」、「専門性を磨き、応用力を養うための専門演習(3年次)」、「自らのテーマを専門的かつ総合的に追究し、学修の集大成として卒業論文を執筆する卒論演習(4年次)」を開設する旨を定めている。
- 学位授与の方針の判断力に掲げる「社会が抱える課題を自発的に見出し、取り組む姿勢」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針の「演習科目、卒業論文」において「発表や討論などの主体的な学修を重視する少人数双方向での演習科目を、1年次から4年次まで継続して開設する」旨を定めている。
- 学位授与の方針の判断力に掲げる「他者と協働する態度」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針の「グローバル人材育成」において「グローバルな視点から国際社会や地域社会に貢献できる能力を養成する」ことを目的とした海外学术交流協定大学への学生派遣や短期語学留学、海外インターンシップなどを通じた国際感覚を養う教育活動への学生の参加の促進、「地域志向人材育成」において「地域に愛着・誇りを持ち、地域に根ざした視点から、その発展に貢献する人材を育成する」ことを目的とした「地域再生や地域の課題解決を実践的に試行する科目などの地域志向科目を開設する」旨を定めている。

【大学院課程の事例】

平和学研究科の教育課程編成・実施の方針では、学位授与の方針に掲げる学修成果を修得させるに当たって、次のような関連性を確保している【資料 2-23-3-7】。また、他研究科においても同様に、関連性を確保している。

博士前期課程

- 学位授与の方針 1 に掲げる「核戦争の脅威に対する十分な認識と戦争の予防と人間の安全保障に関する十分な学識」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針において平和学に関連する多様で学際的な専門領域の理論や分析手法を修得することを目的とした「研究基礎科目」を開設する旨を定めている。

- 学位授与の方針 2 に掲げる「人間の安全保障問題及び国際紛争原因を専門的かつ総合的に分析する能力と平和創造及び平和維持に関し発信する能力」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針において人間の安全保障、平和創造及び平和維持等に関する科目である「平和の理論」及び「グローバル/リージョナル・ガバナンス」を開設し、その土台の上で研究、発信できるための能力を育成することを定めている。
- 学位授与の方針 3 に掲げる「修士論文のテーマ設定に基づき、必要な資料の分析と論旨の整理を行い、明快な論文を作成する能力」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針において各自のテーマについて、専門的かつ総合的な分析能力をもって研究し、それを学術的な論文として示すことができる能力の育成を目的としたカリキュラム編成を行う旨を方針として定めている。

博士後期課程

- 学位授与の方針 1 に掲げる「戦争の予防や人間の安全保障など平和創造や平和維持に関する高度な学識」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針において「学位論文の構想作成に必要な学識を身につける」ことを目的とした「特殊演習科目」を開設する旨を定めている。
- 学位授与の方針 2 に掲げる「博士学位論文のテーマ設定に基づき、独自性の高い研究成果を作成する能力」を身につけさせるため、教育課程編成・実施の方針において「学位論文の作成に必要な研究指導を行う研究演習科目」を開設する旨を定めている。

以上のことから、教育課程の体系、教育内容と共に実施方法を明確にした「教育課程編成・実施の方針」の適切な設定及び公表が行われ、「教育課程編成・実施の方針」と「学位授与の方針」の適切な連関性が示されていると評価することができる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- 個々の授業科目の内容及び方法
- 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- 初年次教育、高大接続への配慮【学士】
- 教養教育と専門教育の適切な配置【学士】
- コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】
- 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

① 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

【学士課程】

本学では、学士課程の「教育課程編成・実施の方針」【資料 1-8 (ウェブ)】において、全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目の開設に係る方針をそれぞれ定めている。

教育課程については、「学則」【資料 1-4】第 30 条に基づき、各学部では、授業科目を全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目に分けて開設している。

全学共通系科目、外国語系科目は、全学共通教育委員会を設置し、全学的な観点からの運営を行っている【資料 4-1】。全学共通系科目では、導入教育やキャリア教育、学部の枠を超えて幅広く学ぶ科目などからなる総合共通科目（広島・地域志向科目、平和科目、共通科目 A（人間と社会）、共通科目 B（数理と自然）、共通科目 C（芸術）、初年次演習科目、キャリア形成・実践科目）、一般情報処理科目、保健体育科目により構成している【資料 4-2 (ウェブ) :8 頁】。また、外国語系科目として、英語科目、英語以外の外国語系科目（ドイツ語、フランス語、中国語、ハンガール語、アラビア語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、日本語）を開講している【資料 4-2 (ウェブ) :15-16 頁】。専門教育科目は、各学部の責任で教務委員会を中心とした設置・運営を行っている【資料 3-5】。

これらの授業科目の編成方針は、学士課程の「教育課程編成・実施の方針」において、方針 1「人間、社会、自然、平和に関する幅広い教養と知識・技能を得る」ために全学共通系科目を、方針 2「多様な文化・価値観に対する理解を深めるのに必要となる外国語によるコミュニケーション能力を養成する」ために外国語系科目を、方針 3「各学部の理念と専門教育の特色に対応」するために専門教育科目を配置している。

各学部では、学士課程の「教育課程編成・実施の方針」を踏まえたそれぞれの「教育課程編成・実施の方針」で、各学位プログラムにとって教育内容のそれぞれの位置づけを明確化しているほか、各学部でキャリア教育、グローバル人材育成、地域志向人材育成をどのような方針で設定するかについても記述している。

国際学部を例に具体的に説明すると【資料 2-23-3-1】、教育課程編成・実施の方針「全学共通系科目」を踏まえて、全学共通系科目、外国語系科目を配置している。また、「学際的なカリキュラム編成」を踏まえて、専門基礎科目（ベーシック入門科目）、5プログラム専門科目と5プログラム共通科目を配置し、さらに「グローバルな視点から国際社会や地域社会に貢献できる能力を養成する」ことを目的としたプログラム横断型のアクティブ科目を整備することで、専門科目全体の編成の考え方を明示した。これにより、学部カリキュラムにおける「専門基礎科目」、「外国語運用能力を発展させる科目」、「専門科目」、「演習科目、卒業論文」、「グローバル人材教育」、「地域志向人材育成」の配置の考え方を示している。加えて、教育課程の実施の観点からは、演習や各授業クラスを少人数で編成し、対話を通じた主体的で深い学びを推進するとともに、少人数教育ならではの濃密できめ細かな指導を行うとした「少人数教育」や、各学年の演習科目では、各自の学修プランを基に、実社会において求められるスキルやコミュニケーション能力、社会人としての資質を

育み、学生のキャリア形成を支援するとして「キャリア教育」について具体的な実施方法を示している。また、他学部においても同様に、それぞれの「教育課程編成・実施の方針」と教育課程を整合させている。

以上の学部を含め全学部で、後述のカリキュラムマップ【資料 4-3】、カリキュラムシークェンス【資料 4-4】、カリキュラムツリー【資料 4-5】の作成・見直しを通じて、授業科目の配置の適切性を確認している。

【大学院課程】

本学では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」において、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目配置や教育内容に係る方針を掲げている。

まず、いずれの課程においても、方針 1「高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うため、各研究科において、基礎から応用に至る教育課程を編成」し、それぞれの課程に応じた授業科目を適切に開設している。

博士前期課程では、方針 2「幅広い視野に立った学識を身に付け、高い倫理観を養うことを目的とする全研究科共通科目群を開設」することを踏まえて、大学院では専攻する専門分野の既成の枠組みを越えて、常に、新鮮な視点、多様な問題意識、柔軟な判断力を養う、先を見通しにくい 21 世紀の社会に役立つ調和の取れた教育・研究を行っている。

博士後期課程では、方針 3「各研究科の特性に応じた、高度な研究指導」を行うことを掲げており、主指導教員、副指導教員といった複数の教員による研究指導体制を念頭に置いた授業科目を配置し、開設している。

各研究科では、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」を踏まえて、研究科ごとに個別の「教育課程編成・実施の方針」を定めている。

平和学研究科を例に具体的に説明すると【資料 2-23-3-7】、教育課程編成・実施の方針 1 を踏まえて「全研究科共通科目」を配置し、方針 2 を踏まえて「研究科開設科目」の配置の考えを示した上で社会科学の基本的アプローチ（接近法）や核戦争の脅威と悲惨さの理解を深めることを目指す「研究基礎科目」や、平和創造に関する理論の修得を目指す「平和の理論」、東アジア地域研究及び平和創造において実践の担い手となっている国際機構の役割を分析する眼を養う「グローバル／リージョナル・ガヴァナンス」といった科目群を配置している。また、他研究科も同様に、大学全体の「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、個別の「教育課程編成・実施の方針」を定めている。

② 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

教育課程の編成に当たっては、授業科目の体系性と履修の順次性を示すために、学士課程においては、2013（平成 25）年度入学生から各授業科目に科目番号を付している。また、学士課程においては、「学位授与の方針」の学習成果と科目の関連付けを行っており、2020（令和 2）年度にその内容をカリキュラムマップ【資料 4-3】として策定し、2021（令和 3）・2022（令和 4）年度の見直し作業を通じて、「学位授与の方針」の学習成果の達成状況の把握・評価が可能となるよう整備を進めている。さらに、学士課程においては、学部学科ごとに履修の順次性を整理するためにカリキュラムツリー【資料 4-5】及びカリキュラムシークェンス【資料 4-4】を策定し、その一部を「学修の手引き」【資料 4-2（ウェブ）】で公

表している。なお、大学院課程については、2022（令和 4）年度から内部質保証委員会専門委員会を中心として、授業科目の体系的性と履修の順次性の示し方について検討している【資料 2-16】。

③ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度については、「大学設置基準」を踏まえて1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提に、「学則」【資料 1-4】第33条、「大学院学則」【資料 1-6】第21条にて、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」、「実技」の授業科目の性質を考慮した単位数の計算基準等について規定している。具体的には、講義、演習については大学の授業での学修時間15時間又は30時間と授業時間外の自主的な学修時間を合わせて1単位、実験、実習、実技については大学の授業での学修時間30時間又は45時間と授業時間外の自主的な学修時間を合わせて1単位としている。また、単位制度の概要を、学部は「学修の手引き」【資料 4-2（ウェブ）：2頁】に、大学院は「大学院履修案内」【資料 4-6（ウェブ）】に明記し、学生への周知を徹底している。

なお、本学では、2学期制（セメスター制）を維持しつつ、前後期を半分に分けたタームでも授業を行う4学期制（クォーター制）を併用導入している。

④ 個々の授業科目の内容及び方法／コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】

大学全体及び各学部・研究科の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて配置されている個々の授業科目の内容及び方法について、ここではその概略を課程ごとに具体例を挙げつつ記述する。

【学士課程】

本学の学部の教育課程は、3学部共通の「全学共通系科目」と、学部ごとの「専門教育科目」からなる。「全学共通系科目」はさらに「総合共通科目」、「一般情報処理科目」、「保健体育科目」で構成され、「専門教育科目」は「専門基礎科目」と「専門科目」で構成される。これらに加え、「外国語系科目」及び「資格取得関係科目」がある。教育課程の各科目区分における授業科目は以下のとおりである。

ア 全学共通系科目

全学共通系科目は前述のとおり、七つの科目群からなる総合共通科目と一般情報処理科目、保健体育科目から構成されている【資料 4-2（ウェブ）：8頁】。そのうち、総合共通科目では、三つの共通科目を設けており、「人間と社会」、「数理と自然」、「芸術」の三つの領域で科目提供を行い、様々な学問分野への知的関心を刺激すると同時に、人として心豊かに生きていくための幅広い教養を身につけることを目的としている。主に1、2年次生を対象にしているが、上位年次生の受講も可能にしている。

建学の基本理念、設立目的を踏まえた本学の特色を表した科目群として、総合共通科目の中に「広島・地域志向科目」及び「平和科目」を設けている。広島・地域志向科目は、広島と周辺圏域の歴史や文化・産業などを学ぶとともに、地域課題へのアプローチを汎用

的に学ぶことを目的としており、多角的な視点から広島の特徴を学び、地域社会の問題解決と将来の繁栄を思考できる幅広い見識などを身に付ける「ひろしま論」や、広島市を中心とした広島広域都市圏の魅力や資源、人々の取組などについて学習し、様々なテーマのもとに現地において知見や考察を深めることを通じて、地域の特性や課題について理解する「地域課題演習」などの科目から構成されている【資料 4-7 (ウェブ)】。また、平和科目は、被爆体験を若い世代に継承するとともに、平和と人権について多面的に学ぶことを目的としており、広島、長崎の原爆体験を基礎から応用まで様々な視点や教材から学ぶ「平和と人権 A・B」、平和や戦争、原爆被爆等について学べる施設、史跡等に足を運び、平和に関する問題を多角的に学ぶとともに、自分にとっての平和とは何かについて考える「平和インターンシップ」などの科目から構成されている【資料 4-7 (ウェブ)】。

このほか、総合共通科目には、「初年次演習科目」、「キャリア形成・実践科目」を設置している。なお、「初年次演習科目」は「⑥各学位課程にふさわしい教育内容の設定」[学士課程]アで、「キャリア形成・実践科目」は「(2)学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施」で後述する。

「一般情報処理科目」は、電子メールの書き方をはじめ、コンピュータやインターネットを活用した文書作成や情報検索など、情報化社会の基礎的なコンピュータリテラシーと、情報倫理の基本を学ぶことを目的としている【資料 4-7 (ウェブ)】。

「保健体育科目」は、健全な日常生活を送るために必要な心身両面の健康づくりの基礎となる授業科目群で、講義形式による「健康科学」と実技を主体とする「体育実技 I・II」で構成している。

このように全学共通系科目は、4年間の在学期間を通じて各学部の専門教育を補完しながら分野横断的に学びを発展させる機会を広く提供している。

イ 専門教育科目

各学部の理念と専門教育の特色に対応した専門教育科目群を設置している。各学部とも「専門基礎科目」と「専門科目」から構成されている。

国際学部の専門教育科目は、主として、「専門基礎科目」、「5プログラム科目」、「アクティブ科目」、「卒業論文」から構成されている【資料 4-2 (ウェブ) : 18-26 頁】。「専門基礎科目」は、国際学部における専門分野を学ぶ上で基礎となる知識と技能を修得し、国際学部での学びを展望することを目的に開設され、「ベーシック入門科目」、「ベーシック演習科目」、「英語スキルアップ科目」で構成されている。「5プログラム科目」は、「国際政治・平和プログラム科目」、「公共政策・NPOプログラム科目」、「多文化共生プログラム科目」、「国際ビジネスプログラム科目」、「言語・コミュニケーションプログラム科目」、「5プログラム共通科目」に分けられている。「アクティブ科目」は、学生が主体的、能動的に関わることが求められる「国際交流科目」、「インターンシップ科目」、「演習科目」から構成されている。学生は関心のあるプログラム(分野)を深く学び、各プログラムから一定の単位を取得し、関係する卒業論文を執筆することで領域認定を受けることが求められる。

情報科学部の専門教育科目は、「専門基礎科目」と各学科の「専門科目」で構成され、前者は情報科学又は情報工学の基礎的な知識・技能及び思考力・判断力を修得することを目的とした科目で主に編成され、後者は各学科の専門的な知識・技能及び思考力・判断力・

表現力を修得するための科目で主に編成されている【資料 4-2 (ウェブ) : 27-39 頁】。情報科学部では、学部共通の内容から少しずつ専門性を高めていけるようにカリキュラムが構成されている。

芸術学部の専門教育科目は、「専門基礎科目」、「専門科目」、「古美術研究」、「卒業制作」で構成されている【資料 4-2 (ウェブ) : 40-45 頁】。「専門基礎科目」は、芸術を学ぶ上で教養系科目群で、芸術の理論、歴史、技術や素材等に関する基礎的な知識・技能を身に付けることを目的としている。「専門科目」は、専門的な知識・技能を段階的に学び、思考力・判断力・表現力を身に付け、創作を通じて主体性、協働性を養うための実技と演習を主とした科目である。「古美術研究」は、国内外の古典美術について事前調査・実地研究を行い、より専門的な知見を深めるための科目であり、3年次に配置されている。「卒業制作」は4年次に配置され、主体的に創作を行い、プレゼンテーション能力を含む表現力を修得するための科目である。

ウ 外国語系科目

「外国語系科目」は、外国語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、目標言語が使用される国や地域の文化や人々に対する理解を深めることを目的とする。外国語系科目のうち英語科目については、パソコン及びネットワークを利用して集中トレーニングを行う「CALL 英語集中」(国際学部と芸術学部の1年次必修)又は「eラーニング英語」(情報科学部1年次及び2年次必修)と、少人数で平均16名程度の能力別少人数クラスで行う「英語応用演習」(全学部1年次必修、国際学部2年次選択必修、情報科学部2年次必修)で構成される【資料 4-2 (ウェブ) : 15-16 頁】。英語以外の外国語、いわゆる第2外国語については、現在、ドイツ、フランス、中国、ハンガリー、ロシア、アラビア、イタリア、スペインの各言語及び外国人留学生を対象とした日本語の9か国語を開設しており、外国語学部を除いては、西日本でも有数の第2外国語学習環境を提供している【資料 4-2 (ウェブ) : 15-16 頁】。

エ 資格取得関係科目

「教育職員免許状受領資格取得関係科目」と「学芸員資格取得関係科目」を設置している【資料 4-2 (ウェブ) : 16-17 頁】。

[大学院課程]

本学の研究科の教育課程は、4研究科共通の「全研究科共通科目」と、研究科ごとの「研究科開設科目」からなる。教育課程の各科目区分における授業科目は、以下のとおりである。

ア 全研究科共通科目

「全研究科共通科目」は、幅広い視野に立った学識を身に付け、高い倫理観を養うことを目的とした科目群であり、人文・社会科学、自然科学、平和学、日本文化、倫理学、科学史を学ぶことを目的としており、20世紀初頭から今日に至るまでの国際平和と国際安全保障の実現に向けた国際社会の取組について学ぶ「国際関係と平和」、道具を使う立場、つ

くる立場、考える立場、商う立場にとっての道具のありようの見方を論じる「道具論」、倫理学の基本を学んだ上で、市民として科学技術とどう付き合っていくのかに重点を置きながら、科学技術にまつわる現代の様々な倫理的問題を考える「科学技術と倫理」などの科目から構成されている【資料 4-8 (ウェブ)】。

イ 研究科開設科目

ここでは、各研究科の研究科開設科目の内容について、一部の研究科の事例を挙げつつ記述するとともに、博士前期課程、博士後期課程においてはコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っていることを例示する。

例えば、平和学研究科博士前期課程の研究科開設科目は、平和学に関連する多様で学際的な専門領域の理論や分析手法を修得するための科目から構成され、「平和学特殊演習Ⅰ～Ⅳ」(各2単位)を中心として学生は毎学年演習を履修して修士学位論文の作成指導を受ける。「研究基礎科目」は、社会科学の基本的アプローチ(接近法)の修得を目指す「分析・接近法」と、広島への原爆投下の歴史と政治的背景など核戦争の脅威と悲惨さについて修得することを目指す「広島と核」という二つの小科目群から構成されている。例えば、「研究基礎科目」の小科目群である「分析・接近法」では、グローバル・ガバナンスの理論と具体的なケースについて研究する「グローバル・ガバナンス論」、地方自治に関する一般理論・現代の状況を学びその視座から平和の具体的な問題を分析する「地方自治と平和」などの科目を通じてその修得を目指している。「平和の理論」は、平和の実現のために人類が開発してきた様々な戦争予防策と平和創造の手法を修得することを目指す「平和と軍縮」と、第二次世界大戦後に開発された様々な平和創造の方法論を修得することを目指す「平和の創造」という二つの小科目群から構成され、いずれも平和創造を見る眼、あるいは平和構築の諸問題を分析する眼を養うことを目的としている。「グローバル／リージョナル・ガバナンス」は、アジア、なかでも東アジア地域研究及び平和創造において実践の担い手になっている国際機構の役割について分析する眼を養うために、今日のアジア諸国の政治・外交が直面する危機と課題について考察する「地域と平和」と、普遍的国際機構及び地域機構の役割について理解を深める「国際機構と平和」という二つの小科目群から構成されている【資料 2-23-3-7、4-6-5 (ウェブ)、4-7 (ウェブ)】。

平和学研究科博士後期課程の研究科開設科目は、研究演習科目である「平和学研究演習Ⅰ～Ⅵ」(各2単位)を中心として学生は毎学年演習を履修して博士学位論文の作成に必要な作成指導を受ける。「特殊研究科目」は、国際社会における平和の維持等の諸問題の法的側面を研究する「現代国際法と平和特殊研究」、国際連合(国連)に関連する文献を読み、国連の機能と役割について理解する「国連論特殊研究」をはじめとする博士学位論文の構想作成に必要な学識を身につけるための科目から構成されている【資料 2-23-3-7、4-6-5 (ウェブ)、4-7 (ウェブ)】。

⑤ 授業科目の位置づけ(必修、選択等)

各学部・研究科では、それぞれに卒業要件・修了要件を定め、「学則」【資料 1-4】第30条、第31条、「大学院学則」【資料 1-6】第19条等に規定している。また、学部の「学修の手引き」【資料 4-2 (ウェブ) :8頁】、研究科の「大学院履修案内」【資料 4-6 (ウェブ)】

では、学部・研究科ごとに、卒業要件・修了要件を分かりやすく提示するとともに、科目ごとの必修、選択必修、選択等の別を記している。

⑥ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

【学士課程】

ア 初年次教育、高大接続への配慮【学士】

本学では、早期に入学が決定する総合型選抜及び学校推薦型選抜による入学予定者に対し、学習意欲の維持・継続と入学後の本学教育への円滑な移行を目的に、いちだい知のトライアスロンや英語 e-Learning 等の入学前教育を全学的取組として行っている。さらに、情報科学部では数学を、芸術学部では実技課題を課し、高校と連携して個別サポート等を行うとともに、2021(令和 3)年度からは、情報科学部において、研究室インターンを新たに実施している【資料 2-2:PDF31 頁】。

また、入学後には、全学共通系科目内に大学において必要となる汎用的技能の基礎を学ぶことを目的とした「初年次演習科目」を配置している。特に、新入生に対して必修として設定し、学部の垣根を越えて大学での学びに必要なスキル修得を目的とした「3 学部合同基礎演習」では、全 15 回の内、10 回は 3 学部混成クラスで演習を行うとともに、第 2～6 回の 5 回は同一学部クラスで大学の学びにおける学部に応じたリテラシー教育等を行っている【資料 4-7 (ウェブ)】。

各学部においても、専門教育へスムーズに移行するために初年次教育を実施している。

国際学部では、「基礎演習」の名称で専門領域へのスムーズな導入を図る科目を演習形式で開設するとともに、「国際研究入門」において五つのプログラムによる講義を通じて各プログラムで深めることができる知識や思考力を認識し、主体的な 4 年間の学修と研究の方向性について具体的な展望を得ることで、次年度以降のより専門的な内容へと繋げている【資料 4-7 (ウェブ)】。

情報科学部では、「コンピュータ基礎」を情報科学関連の各授業内容の基礎を身に付けるための序論として位置づけ、授業を通してコンピュータの基礎的な構成を理解し、コンピュータシステムの原理とそれに関連する情報科学の基礎知識を習得するとともに、「情報科学序説」では学科配属後の学びを想定し、2 年次以降の学びと大学卒業後の将来のつながりを考えて 4 年間の学びをデザインする機会を設けている【資料 4-4、4-7 (ウェブ)】。

芸術学部では、創作活動の基礎として必要とされる能力を磨くために設けられた実習科目を学科、専攻ごとの領域に応じて設置し、4 年間の制作活動の基礎を修得する機会を設けている【資料 4-7 (ウェブ)】。

イ 教養教育と専門教育の適切な配置【学士】

各学部において、全学共通系科目は、「学則」【資料 1-4】第 31 条により、18 単位以上（国際学部 18 単位以上、情報科学部 20 単位以上、芸術学部 22 単位以上）を、外国語系科目は、6 単位以上（国際学部 12 単位以上、情報科学部 8 単位以上、芸術学部 6 単位以上）を修得することになっている。

このように、各学部はそれぞれの「教育課程編成・実施の方針」に従って、全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目などの修得すべき単位数を定めることで、教養教育と

専門教育のバランスに配慮している。

[大学院課程]

「④個々の授業科目の内容及び方法」の[大学院課程]の記述に委ねる。

⑦ 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」は、各部局での内部質保証の実務を担うため、「内部質保証委員会専門委員会」を置いている。具体的な取組としては、教育プログラムにおける内部質保証システムの実質的な構築について、2020（令和2）年度から「内部質保証委員会」を中心に着手し、その下に設置する各部局の副部長相当の準責任者の委員からなる「内部質保証委員会専門委員会」を通じて、学部・研究科と連携・調整し、教育課程の関係事項に係る企画・立案・検証を随時行っている。その取組内容は、2022（令和4）年度から「教育の内部質保証（全体像）」【資料 2-3】として、内部質保証委員会及び教育研究評議会の審議を経て整理している。

これらの内部質保証システムの構築により、各学部・研究科における教育課程の編成について、その適切性を可視化している。

(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

全学共通系科目の「総合共通科目」に含まれる「キャリア形成・実践科目」は、自らの将来（就職、進学等）を考慮することを目的とする科目群として、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する教育の一環となっている。この科目群は、具体的には、1年次から履修できる「キャリアデザインⅰ」、「キャリアデザインⅱ」、「インターンシップ・ベーシック」、2年次に履修できる「キャリアサポートベーシック A」、3年次に履修できる「キャリアサポートベーシック B」から構成される【資料 4-2（ウェブ）：14頁】。

各学部・研究科においても、キャリア形成の視点を取り入れた専門教育科目・研究科開設科目を実施し、直接・間接的に学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている。例えば、国際学部では企業、学校、学部派遣海外、公的機関といった派遣先の種別ごとにインターンシップ科目を、情報科学部では社会の要求を解決する IT システムやサービスの開発を企業や自治体の現場での研修等を通して学ぶ「システム開発実践」を、芸術学部では、各自の創作活動を社会化させる過程で必要となるプレゼンテーション全般に対する包括的な理解を得て、セルフマネジメントの素養を身につけることを目的とした「アーティスト・セルフマネジメント概論」や、各種プロジェクトに創造的に参加し創作活動の応用の幅を広げることで、将来の独自の芸術活動や発表活動が可能となる力を身に付けることで自身のキャリア形成に繋げることを目的とした「造形応用研究Ⅰ・Ⅱ」を設置している【資料 2-23-3-1～2-23-3-3、4-7（ウェブ）】。

大学院課程における事例としては、専門領域に応じたインターンシップ科目（国際学研究科博士前期課程「平和インターンシップ」、情報科学研究科博士前期課程「インターンシップⅠ・Ⅱ」、情報科学研究科博士前期課程「情報科学特別実習」、平和学研究科博士前期課程「平和インターンシップ」）を設置している。一方、プロジェクトを通じて実践的に社会的及び職業的自立に必要な能力を育成する機会として、情報科学研究科博士前期課程では、地域の企業・自治体から提示された課題に対して情報通信技術を活用してプロジェクトと

して取り組む「プロジェクト演習Ⅰ・Ⅱ」を、博士後期課程では、自ら設定した課題について調査、研究、発表を行い、独創的で創造的な人材と研究成果を社会に還元させることを目的とした「自主プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」を設置している。芸術学研究科博士前期課程では、大学内では対応できないような、より実践的、応用的活動について、自らのクリエイティビティー育成に資する活動を促し、地域連携、国際連携における共同参画事業等を積極的に運営する能力を養い自身のキャリア形成に繋げることを目指した「造形応用特別研究」、博士後期課程では芸術家、デザイナー、芸術研究者としての自律的で独創的な創造的制作を行うための高度な創作能力を獲得することを目的とした「創作総合研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設置している【資料 2-23-3-4～2-23-3-7、4-7（ウェブ）】。

以上のことから、本学では、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると評価できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】 ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】 ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）
--

(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

① 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

単位の実質化を図るための措置としては、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」の趣旨を踏まえて、特に授業時間外の学習時間を確保するため、学士課程については履修科目登録の上限を、集中講義科目、自由科目及び資格取得関係科目を除いて1学期24単位を上限としている。また、情報科学部では、早期卒業適格認定者等、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた学生は、上限を超えて履修することができる【資料 4-9】。これらは、「学修の手引き」【資料 4-2 (ウェブ) :5頁】に記載され、学生に周知されている。改善報告後、さらに指摘された集中講義科目が年間履修登録可能な単位数の上限に含まれていない件に関しては、改善に取り組んでいる。集中講義科目の多くが事前・事後学修の時間が取りやすい休業期間中に開講されているため、学生への影響は軽微であると考えられるが、全学教務委員会において集中講義科目の開講状況を確認した上で改善策を検討中である【資料 4-10】。

博士前期課程、博士後期課程については、研究指導上、必要な科目の履修を促している【資料 4-6 (ウェブ)】。

② シラバス内容及び実施／授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

シラバスには、各学部・研究科の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」を主軸として、全学統一のフォーマットにより、科目名、単位数、担当者、履修時期、履修対象、講義形態、講義の目的、到達目標、受講要件、履修取消の可否、履修取消不可の理由、事前・事後学修、講義内容、期末試験実施の有無、評価方法・基準、教科書等、担当者プロフィール、講義に関連する実務経験、課題や試験に対するフィードバック、アクティブ・ラーニング、キーワード、備考を記載している。授業担当者によるシラバス作成に際しては、「シラバス作成要領」や記入例を示すとともに、「シラバスチェックリスト」による自己点検を実施したうえで提出することを求めている【資料 4-11、4-12】。作成したシラバスは、本学ウェブページにおいて全科目公開している【資料 4-7 (ウェブ)】。また、シラバスに示した内容や方法が実際の授業と整合していたかどうかについては、「授業アンケート」【資料 4-13】及び教員に対して行う「授業改善シート」【資料 4-14】の両方の質問項目に取り入れ、確認している。

シラバスの記載内容のチェックは、全学共通系科目、外国語系科目については科目ごとに点検担当学部を割り当てるとともに、専門教育科目・研究科開設科目については各学部・研究科の教務委員会がそれぞれ行っている【資料 4-15】。

授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生の周知について、2020（令和 2）年度は、教員からの要請に基づいてシラバスを改訂し、本学ウェブページで公開することで学生への周知を図っている。

なお、シラバスの記載項目は全学的な観点から全学教務委員会で定めている【資料 4-16】。例えば、2021（令和 3）年度のシラバスより、これまで以上に学生を主語としたものとすべく、①「到達目標」を学士課程、各学部の「学位授与の方針」と関連させることを推奨する、②「概要」を「授業の目的」に変更とし、「到達目標」を包括・総括した内容を記載する、③「評価方法・基準」は複数項目により評価する場合は割合等の配分を明確にする、④「担当者プロフィール」に研究室番号の記載を求め、教員にコンタクトを取りやすくす

る、⑤「課題や試験に対するフィードバック」の項目を新設し、どのような方法で学生に対するフィードバックを行うかを明示する、⑥「アクティブ・ラーニング」の項目を新設し、授業でアクティブ・ラーニングを実施する場合の具体的取組を記載する、⑦「キーワード」の項目を新設し、授業で扱う主なトピックスに関わるキーワードを記入する、といった7点の見直しを行い、それらを「シラバス作成要領」に明示した【資料 4-11】。また、2022（令和4）年度のシラバスより、「事前・事後学修」の項目において、学生に求める必要な学修時間があれば記載することを「シラバス作成要領」に明示した【資料 4-12】。

③ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法／学習の進捗と学生の理解度の確認

本学では、「第2期中期計画」【資料 1-19】では「学生の学びを能動的かつ自律的なものにするための教育を推進する」ことや、「第3期中期計画」【資料 1-17】では、地域志向教育、グローバル人材教育、リーダーシップ教育、平和関連教育といった特色ある教育を中心に座学と体験を通じた教育の充実を掲げている。また、教育の改善に向けて「FD・SD委員会」を中心に全学、学部でのFDを通じて新たな知見や情報を提供する機会を設けており、学生の学習を活性化するための新しいアイデア創出の支援を行っている。

全学及び各学部・研究科における実際の授業運営に際しては、「学則」【資料 1-4】、「大学院学則」【資料 1-6】に基づき、「講義」、「演習」、「実験、実習、実技等」という三つの授業形態のそれぞれの特性に応じた効果的な教育を実施している。

第一に、多数の「講義」において、PBL、TBL、プレゼンテーション、ジグソー、フィールドワーク、調査活動、ディベート、ディスカッション、振り返り等に加えてICTを活用したアクティブ・ラーニング型の授業が展開されている。2019（令和元）年度に専任教員を対象に実施したアクティブ・ラーニング実態調査によると、回答教員の83.8%が授業の中で何らかのアクティブ・ラーニングを実践しており、科目でいうと73.0%の科目にアクティブ・ラーニングが導入されていた【資料 4-17】。予想以上に高い実施率となっており、これまで実施してきた外部講師を招いてのアクティブ・ラーニングに関するFD・SD研修会の成果が現れているものと考えられる。学内で積極的にアクティブ・ラーニングを活用している教員による事例発表会も実施しており、アクティブ・ラーニングの実践や工夫等について学ぶ機会を提供している。

第二に、少人数によるきめ細かい教育を旨とする「演習」、「実験、実習、実技」では、どの学部・研究科でもとりわけ学生の主体的な学修を重視した教育を行っている。そのほか、各学部における特徴的な取組をいくつか取り上げるならば、例えば、情報科学部では様々な問題・課題を提示し、学部共通科目で修得した知識・技能を用いて、主体的に問題・課題解決を図る「情報科学基礎実験 a・b・c」（必修）や、専門教育で修得した知識・技能を用いて、主体的に専門分野における問題・課題解決を図る学科ごとの必修の実験科目「情報工学実験 I～IV」、「知能工学実験 I～IV」、「システム工学実験 I～IV」、「医用情報科学実験 I～IV」、芸術学部では各担当教員の指定する演習対象地域において、その地域の特性を理解した上で、それぞれの専門分野でこれまで培ってきた専門的知識や技術・方法等を活用し、地域の魅力の創造や課題解決に取り組む「地域実践演習」等がある【資料 2-23-3-1～2-23-3-3、4-7（ウェブ）】。また、3学部ともに全学生に義務付けられた卒業論文、卒業

研究、卒業制作等を発表する機会がある。

第三に、海外留学やインターンシップを単位化することで学生の主体的な学習を促進している。具体的には、全学共通系科目の平和インターンシップ、インターンシップ・ベーシック、国際交流演習Ⅰ～Ⅳ、国際学部の国際研究特講Ⅰ・Ⅱ、海外短期語学留学、企業インターンシップ、公的機関インターンシップ、学校インターンシップ、国際学研究科博士前期課程のピース・インターンシップ、情報科学研究科博士前期課程のインターンシップⅠ・Ⅱ、平和学研究科博士前期課程の平和インターンシップ等がある【資料 2-23-3、4-7（ウェブ）】。

学習の進捗と学生の理解度の確認については、前述の2019（令和元）年度に実施したアクティブ・ラーニング実態調査によると、60.6%の授業で受講票や小テスト等を用いた振り返り活動によって確認を行っていることが明らかになったが、近年では、ラーニングマネジメントシステム（LMS）やデジタルブックを活用して確認する授業も増えている【資料 4-17】。

④ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

本学では、前述（基準4の点検・評価項目④(1)②）のとおり、2021（令和3）年度のシラバスから、「課題や試験に対するフィードバック」の項目を新設し、どのような方法で学生に対するフィードバックを行うかを明示することを求めており、学生の学びに資する適切なフィードバックを行うよう全教員に推奨している【資料 4-11】。

また、量的・質的な学習課題について、2022（令和4）年度のシラバスから、「事前・事後学修」の項目において、学生に求める必要な学修時間や学習課題の分量があれば具体的に記載することを「シラバス作成要領」で求めており、学生が授業期間全体の見通しをもって履修計画や学修計画を立てられるようにしている【資料 4-12】。

⑤ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】／授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

まず、1授業あたりの学生数について、全学共通系科目では、授業形態や教室環境に応じた適切な規模での授業実施を行っている。特に、必修科目「3学部合同基礎演習」（1年次前期）は、3学部混成の少人数クラス11～12名で実施しており、同じく必修科目である「情報活用基礎」では、情報処理センターや語学センターに設置されているパソコンを一人1台ずつ利用できるようクラス数を設定している。

外国語科目において、英語科目「英語応用演習」については、2007（平成19）年度から学生の習熟度を判断するためのプレースメントテスト（TOEIC）を入学直後に実施し、1クラス10～15名の少人数習熟別クラス編成を行っている。2年次のクラス分けも、1年次の終わりに実施するTOEICのスコアに基づいたクラス編成を行っている。第2外国語については、1クラスの下限人数を10名程度、上限人数を30名程度をおおよその基準とし、開設クラス数を決定している。

専門教育科目においても、授業形態や教室環境に応じた適切な規模での授業実施に配慮している。例えば、国際学部では、1年次は「基礎演習」、2年次は「発展演習」、3年次は「専門演習」、4年次は「卒論演習」として少人数のゼミ形式の授業を導入し、討論、リサ

ーチ、フィールドワーク、発表の機会を数多く提供している。情報科学部の「プログラミングⅠ演習」及び「プログラミングⅡ演習」では、学生に1台ずつパソコンを提供することで、積極的かつ自主的に演習課題に取り組める学修環境を提供している。芸術学部の専門科目の実習科目では、実践的な授業を展開するため、全て少人数クラスで編成するとともに、専門性に対応した創作研究ができる環境を整備している。

次に、履修指導については、それぞれの学部において、入学前教育、新入生、在学学生を対象とした各種ガイダンス、補習授業の実施、オフィスアワーの設定等に取り組んでいる。各学部では専門性や学修の特殊性に適合させて実施している。具体的に、国際学部では、学生が1年次から4年次まで少人数演習（ゼミ）に所属することで、ゼミの担当教員が個々の学生の状況にきめ細かく対応しながら、学部教務委員会と協力して履修指導を行っている。また、全教員がオフィスアワーを学部へ届け、それを学部用掲示板に提示し学生に周知している。情報科学部では、割り当てられた教員がクラス担任のような役割を果たすチューター制度を導入し、履修指導や学修支援を行っている。また、教員の所在を学内サイネージ等に提示し、チューター教員を中心として授業内容や宿題などに関する学生の個別学修相談を随時受け付けている。芸術学部の実技指導は、その多くに能動的学修が含まれ、また、個性の涵養に重点が置かれるため、学生個々の学修進度に対応した学修指導・支援を行っている。教員の所在は学内サイネージ等に提示し、質問等には随時対応している【資料 4-18（ウェブ）】。

⑥ 研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】

大学院における教育は、研究科ごとに定める「研究科履修規程」【資料 4-19】に沿って実施している。また、学位授与についての手続等は、「学位規程」【資料 4-20】に定められ、その審査に当たっては学位論文審査基準を設けて総合的に判断している。

研究指導は、主指導教員を中心に行われている。具体的には、入学後の主指導教員が授業科目の履修についての指導と学位取得のための研究指導を行っている。また、副指導教員（情報科学研究科博士前期課程を除く全研究科の博士前期課程、博士後期課程）やアドバイザー教員（情報科学研究科及び芸術学研究科の博士前期課程、博士後期課程）を置く研究科もある【資料 4-6（ウェブ）、4-19】。また、「大学院履修案内」【資料 4-6（ウェブ）】においても研究指導に係るスケジュールを明記している。

⑦ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、前述（基準4の点検・評価項目③(1)⑦）のとおり、全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」の下に設置する「内部質保証委員会専門委員会」を通じて、学部・研究科と連携・調整し、教育課程の関係事項に係る企画・立案・検証を随時行っている。教育の実施に当たっては、授業評価アンケート、学生調査や学生評価（カリキュラム・コンサルティング）等の意見を踏まえた自己評価（カリキュラムアセスメント）及び他者評価（カリキュラムアセスメント・チェック）を通じて各学部・研究科で検証を行っている。

これらの内部質保証システムの構築・運営により、各学部・研究科における教育の実施について、その適切性を可視化している。

以上のことから、本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると評価できる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置／学位授与を適切に行うための措置

① 単位制度の趣旨に基づく単位認定

前述のとおり、本学では単位制度の趣旨に沿った単位認定を行っており、これに沿って適切に単位を認定している。具体的には、到達目標や達成度について、定期試験やレポート等のシラバスに記載した成績評価の方法及び基準に基づいて、その成果を把握・評価し単位認定を行っている。なお、授業時間外学習の内容はシラバスの「事前・事後学修」において明示することを求めている【資料 4-12】。

② 既修得単位等の適切な認定

他大学で修得した単位や入学前に修得した単位の認定については、学士課程については、「学則」【資料 1-4】第 37 条第 4 項及び第 38 条第 3 項で、60 単位を超えない範囲で本学大学において修得したものとみなすことができると規定している。同様に、博士前期課程及び後期課程については「大学院学則」【資料 1-6】第 23 条及び第 24 条第 2 項で、他の研究科又は他の大学の大学院で修得した単位や他の大学の大学院で入学前に修得した単位の認定については 15 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認め、本学大学院において入学前に修得した単位の認定については 20 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めている。実際の単位認定は、「既修得単位認定規程」【資料 4-21】に沿って教授会、研究科委員会の議を経て厳正に行われている。

他大学との連携による単位互換制度として、本学は一般社団法人教育ネットワーク中国

に加盟しており、毎年3月末に募集要項を学生に提示し、受講希望者を募っている。この制度によって修得した単位も同様の手続を経て厳正に単位認定を行っている。

また、海外の大学との単位互換制度については「派遣留学」、「海外短期語学留学プログラム」等の留学制度を設けている。

③ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

学士課程、博士前期課程、博士後期課程における成績評価（100点満点）については、「学則」【資料 1-4】第34条、「大学院学則」【資料 1-6】第21条に基づき、評点で「秀」90～100点、「優」80～89点、「良」70～79点、「可」60～69点、そして59点以下を「不可」とし、「学修の手引き」【資料 4-2（ウェブ）：6頁】にも記載し、学生に周知している。

成績評価の方法と基準はシラバスに明示している【資料 4-7（ウェブ）】。成績評価の方法には、定期試験、課題・レポート提出、小テスト、発表、受講票、授業への積極的参加度、自主学习等があり、科目の性質によってこれらの方法が使い分けられている。

成績評価の方法・基準と結果の整合性については、内部質保証委員会が実施する卒業予定者を対象とする学生調査で確認している。2021（令和3）年3月卒業生を対象としたアンケートの「履修した授業科目の成績評価は、シラバス等で公表された「評価方法・基準」のとおりに行われていましたか」との設問に対して、89%の学部生が「基準どおりであった」、「ある程度基準どおりであった」と回答していることから、ほとんどの学生に理解されていることが見て取れる【資料 4-22】。そのため、成績評価はおおむねシラバスに明示した方法と基準に従っていると判断できる。

成績評価に関して、教育の質保証及び成績評価の客観性、厳格性を担保する観点から、2018（平成30）年度に全学教務委員会において「成績評価に係るガイドライン」【資料 4-23】を策定し、教員が共通理解の下に成績評価を行うための一定の基準を設け、教育内容・教育方法の改善に資するよう取り組んでいる。具体的には、受講者全体に占める「秀」の割合が20%以内となることを努力目標として、科目の到達目標、定期試験の問題及びレポート課題等の難易度の設定を行うこと、「不可」の割合についても著しいものにならないよう努めること等を定めている。ガイドライン策定前の2018（平成30）年度は、「秀」の割合が20%未満の授業科目数が139科目（対象科目数486科目中28.6%）であったのに対し、2021（令和3）年度現在は127科目（対象科目数499科目中25.5%）となるなど成績評価の客観性、厳格性の担保に繋がっている【資料 4-24】。また、2021（令和3）年度の成績評価分布分析結果をフィードバックする際には、「「成績分布分析」の活用方法」を提示し、どのように教育方法・内容の見直しに活用すればよいか改善のヒントを示している。

GPA制度は学士課程、博士前期課程、博士後期課程において全学部、全研究科で導入している。GPAは各学生に開示しており、自身の学習状況を把握した上で、学習意欲の向上と具体的な学習目標の設定に資するようになっている。GPAは学部における特待生の選考、学部及び大学院における奨学生の推薦、大学院生の奨学金返還免除、派遣留学時の選考基準等にも利用されている。

④ 卒業・修了要件の明示／学位論文審査基準の明示・公表／学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学士、修士、博士の学位授与は、各学位プログラムにおける「学位授与の方針」を踏まえ、「学則」【資料 1-4】第 46 条～第 48 条、「大学院学則」【資料 1-6】第 34 条～第 37 条及び「学位規程」【資料 4-20】に明示し、そこに定める要件・手続に基づいて、全学的な共通理解の下に行っている。

学部の学位授与要件は「学修の手引き」【資料 4-2 (ウェブ)】に、修士及び博士の学位授与に関しては研究科ごとの「大学院履修案内」【資料 4-6 (ウェブ)】にて「修士論文審査基準」、「博士論文審査基準」を明記し、学位授与までの手続・スケジュールと共に、学生への周知を行っている。また、博士課程の学位請求に当たっては、ほとんどの研究科において、既に一定程度以上の外部の評価を得ていることを要件とすることによって、学位授与の客観性・厳格性を確保している。

修士論文の審査は、主査及び複数名の副査を審査委員として行われ、国際学研究科では口頭試問、情報科学研究科では修士論文発表会、芸術学研究科では修了作品等審査委員会の実施を経て、最終的には各研究科委員会の審議事項となる。博士論文の審査も主査及び複数名の副査を審査委員として行われ、国際学研究科、情報科学研究科及び芸術学研究科においては学外の専門家も外部審査員として審査に加えることができる。さらに、本学の全ての研究科において、大学院生に対して、主指導教員のほかに副指導教員をおく複数指導体制をとっている。

なお、学士の学位授与に当たっては、国際学部では卒業論文を、情報科学部では卒業研究、芸術学部では卒業制作をそれぞれ課している。その成績評価に関しては、発表会等を通じて複数教員による合否の判定を行うとともに、ルーブリックを利用した DP 達成度評価も行う等、他の科目にも増して厳格な手続がとられている。

また、学部から大学院への入学を志す優秀な学生を対象とした早期卒業制度については、情報科学部で実施しており、「学修の手引き」【資料 4-2 (ウェブ) :10 頁】で周知している。

⑤ 成績評価及び単位認定に係る全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に係る全学的なルールの設定は、担当副学長を委員長に全学部の委員ほかで構成される教務委員会において審議し、大学執行部とも連携しながら教育研究評議会にて意思決定する。本学の全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」とは緊密に連携しており、毎年度、成績評価分布分析結果のフィードバックを行うとともに、「成績評価に係るガイドライン」【資料 4-23】に沿った成績評価であるかを確認している。

以上のことから、成績評価及び単位認定に係る全学的なルールの設定について、その適切性を担保している。

⑥ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示／適切な学位授与

学位授与の責任体制及び手続については、学士に関しては「学則」【資料 1-4】第 46 条～第 48 条、修士及び博士に関しては「大学院学則」【資料 1-6】第 34 条～第 37 条及びそれに基づく「学位規程」【資料 4-20】で明確に定め、教授会及び研究科委員会での審議を経て厳正に学位授与を行っている。

⑦ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に係る全学的なルールの設定は、担当副学長を委員長に全学部の委員ほかで構成される教務委員会において審議し、大学執行部とも連携しながら教育研究評議会で意思決定する。本学の全学内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」とは必要に応じて緊密に連携している。以上のことから、学位授与に係る全学的なルールの設定について、その適切性を担保している。

以上のことから、本学では、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると評価できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取組に対する全学内部質保証推進組織等の関わり

(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

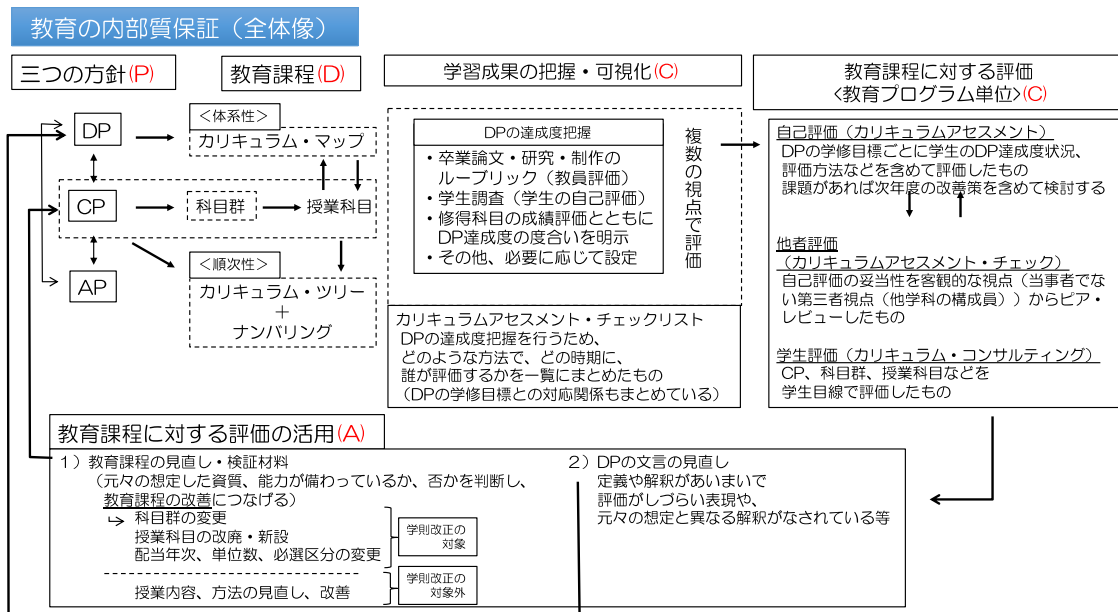
本学では2020（令和2）年度に、学部におけるディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）及びアドミッション・ポリシー（AP）の3ポリシーの点検と見直しを行い、再設定した【資料 1-7（ウェブ）、1-8（ウェブ）】。これに基づき、各学位課程では学習成果を測定するための指標としてカリキュラムアセスメント・チェックリストを作成した。カリキュラムアセスメント・チェックリストは、DPの達成度把握を行うため、どのような方法で、どの時期に誰が評価するのかを一覧表にまとめたものであり、DPの学修目標との対応関係をまとめたものである【資料 2-22-1-1-2、2-22-2-1-2】。例えば、以下の表2に示すように、情報科学研究科では、「1 卒業研究活動（ルーブルック評価）」、「2 学生調査（卒業予定者対象）」、「3 TOEICスコア」、「4 専門科目 DP 到達度確認」の4項目を取り上げている。

<表 2 カリキュラムアセスメント・チェックリストの一部【資料 2-22-1-1-2-2】>

今年度実施(項目番号)	名称	実施時期	実施頻度	対象	質問項目(対応する DP を含む)	手法	評価者	実施者	DP 評価への使い方
1	卒業研究活動	2月	毎年	卒業予定者	卒業研究活動とその成果(論文、予稿等)、発表に基づく、DPに示された資質能力の修得状況	卒業研究ルーブリック(2021年度)	教員全員	学部	DPの(技能2:語学力)を除く全項目の到達度の客観評価
2	学生調査(卒業予定者対象)	2月	毎年	卒業予定者	DPに示された資質能力の修得状況に関する自己評価	WebClass	学生	企画 G	DP全項目の到達度の自己評価
3	TOEIC スコア	2-3月	毎年	3年生	4年次進級要件の達成状況	客観試験	試験実施団体	試験実施団体	DPの(技能2:語学力)の達成度の客観評価
4	専門科目 DP 到達度確認	2月	2021年度後期(試行)	2、3年生	各学科専門科目(一部)の到達目標チェック	成績分布と DP との相関など	担当教員	学部内部室係証委員会	カリキュラム・マップへのフィードバック、追跡調査

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

2021(令和3)年度から、この観点に基づいた学習成果の把握を行うために、教育の内部質保証の全体像を整理し、1 三つの方針(DP、CP、AP)の確認、2 教育課程の確認(カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの利用)、3 学習成果の把握と可視化(ルーブリックによる教員の評価、学生調査による学生の自己評価)、4 教育課程に対する評価(自己評価(カリキュラムアセスメント)、他者評価(カリキュラムアセスメント・チェック)、学生評価(カリキュラム・コンサルティング)を通じた評価)、5 教育課程に対する評価の活用(教育課程の見直し、検証、DPの確認や見直し)として、この五つのプロセスを実施する方法を開発し、PDCAの取組を実施している。この全体像を以下の図4に示す。



<図 4 教育の内部質保証 (全体像)【資料 2-3】>

学生の学習成果を適切に把握するため、学位課程ごとに評価のためのルーブリック【資

【資料 2-21】を作成した。例えば、情報科学研究科では、DP と対応させた七つの項目に関して以下表 3 に示すルーブルックを作成し、評価に用いている。DP 項目 1 を取り上げると「(知識 1) 多様な文化・価値観を尊ぶための人間、社会、自然に関する幅広い知識を身につけている。(知識 2) 情報科学または情報工学における技術者や研究者に求められている基本的な知識を身につけている」に関して、評価の視点を「背景にある基礎的・専門的な知識を理解している」として、活動状況や卒業論文の内容、発表の状況を鑑みて 5 段階で評価を行う。

学生自身による達成度評価として、卒業時に全ての学生に学生調査(卒業生調査)【資料 4-22】を行い、そこで学習到達度(学びの実感)を自己評価させている。また、各授業科目において、学生による授業評価を通じて授業の到達目標に対する到達度に関する自己評価を実施し、その結果は教員による授業改善計画の立案に活用している【資料 4-14】。一方で、卒業後の卒業生に関する調査や就職先を対象とする意見聴取については、今後検討する予定である。

＜表 3 ルーブルックの一部【資料 2-21-2】＞

DP項目 (https://www.hiroshima-u.ac.jp/about-us/category/0015/content/0111/content/056/#03)	評価の観点 活動状況・論文(本文と要旨)・発表を体系的に利用して評価する。	評価に用いる資料など			評価					
		活動状況	本文・要旨	発表	秀	優	良	可	不可	
1 【知識1】多様な文化・価値観を尊ぶための人間、社会、自然に関する幅広い知識を身につけている。 【知識2】情報科学または情報工学における技術者や研究者に求められている基本的な知識を身につけている。	背景にある基礎的・専門的な知識を理解している。	○	○	○	背景にできている	十分にできている	優れている	優れている	優れている	できていない・悪い
2 【思考力・判断力】情報科学または情報工学に関する課題について、論理的・合理的に思考・判断することができる。	研究課題に対して、接近法を論理的・合理的に設定することができる。	○	○		全てが論理的・合理的	十分に論理的・合理的	概ね論理的・合理的	概ね論理的・合理的	概ね論理的・合理的	論理的・合理的な説明とは言い難い
3 【技能】情報科学または情報工学に関する課題について、読解や考察を体系的に記述することができる。	研究課題に対して、設定した接近法を用いて、結論を論理的に導出することができる。	○	○	○	完璧にできている	十分にできている	優れている	優れている	優れている	できていない・悪い
4 【表現力】技術者・研究者としての自分の考えを分かりやすくプレゼンテーションすることができる。	研究課題に対して、目的から結論に至るまでの過程を論理的に記述することができる。		○	○	完璧に理解できた	十分に理解できた	概ね理解できた	概ね理解できた	概ね理解できた	よくわからなかった
5 【協働性】多様な価値観や新たな技術・知識を受け入れ、課題の解決に向けて協働して取り組むことができる。	研究課題に関する議論(質疑を含む)を通じて、内容を理解して、自分自身の考えを論理的に説明することができる。	○		○	質問者の意図を完璧に理解し、分かりやすく適切に回答できた	質問者の意図を十分に理解し、適切に回答できた	質問者の意図を理解して回答できた	質問者の意図を理解して回答できた	質問者の意図を理解して回答できた	質問を理解しよう・真摯に答えようという意図が明瞭でなかった
6 【主体性】情報科学の切り口から真摯な探究または社会的課題の解決に向けて主体的に取り組むことができる。	研究課題へ関心をもち、研究に積極的・主体的に取り組むことができる。	○			強い関心・主体性が例えた	関心・主体性が十分に例えた	関心・主体性ともに例えた	関心・主体性ともに例えた	関心・主体性ともに例えた	関心も主体性も意識が明瞭でなかった
7 【協働性】多様な価値観や新たな技術・知識を受け入れ、課題の解決に向けて協働して取り組むことができる。	高度研究に対する自身の研究の重要性を認識している。かつ、研究課題に関連している分野への貢献の内容を認識している。	○			完璧にできている	十分にできている	優れている	優れている	優れている	できていない・悪い

(3) 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

全学の内部質保証推進を担う内部質保証委員会と下部組織としての内部質保証委員会専門委員会が教育の内部質保証の全体像に示す五つのプロセスを管理しており、適切な助言を行っている。2021(令和3)年度から、1 DP の学修目標ごとに学生の DP 達成度状況、評価方法などを含めて評価し課題があれば次年度の改善策を含めて検討する自己評価(カリキュラムアセスメント)、2 自己評価の妥当性を客観的な視点(当事者でない第三者視点(他学科の構成員及び全学的視点から大学の執行部))からピア・レビューしたものである他者評価(カリキュラムアセスメント・チェック)、3 CP や科目群、授業科目などを学生目線で評価することを意図した学生評価(カリキュラム・コンサルティング)を実施している【資料 2-5、2-17、2-21、2-22】。

大学院における学習成果の測定や把握については、2021(令和3)年度に学部で実施した教育の内部質保証の全体像に示す五つのプロセスの取組を参考に、2022(令和4)年度からの実施を計画している。今年度は大学院修了予定者に DP 到達状況の実感を尋ね、集計を行っている【資料 2-17】。

以上のことから、本学では、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると評価できる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・研究科における教育課程及びその内容・方法の適切性については、学部・研究科の教務委員会、内部質保証委員会、FD委員会等を中心とする各種委員会において定期的に点検・評価及び改善に向けた取組が行われている。

特に、各学部・研究科では「教務委員会」や「教学委員会」等の名称で設置された組織において、随時、カリキュラム改革を行っている。いくつか直近の事例を挙げるなら、例えば、情報科学部では、2021（令和3）年度から学生の得意分野と学習意欲を伸ばすための「イノベーション人材育成プログラム」の実施、英語科目「英語応用演習Ⅲ・Ⅳ」の必修化、地域との連携強化を目的とした「産学連携教育科目」の設置を行うなど、カリキュラム改革を実施している【資料 2-23-3-2:11 頁】。

全学共通系科目は「全学共通教育委員会」で、外国語系科目は「外国語教育専門委員会」で随時、見直しを行っている。例えば、全学共通教育委員会では2021（令和3）年度より、文理芸融合の複眼的思考力と総合的な判断力を身に付けた人材の育成を目的として、人文科学、社会科学から自然科学、芸術までを横断的、多角的に学べるよう、全学共通系科目の再編に取り組んでいる【資料 4-25】。

このほか、教育成果の点検については、授業アンケート、全学共通教育アンケート、3学部合同基礎演習担当者アンケート及び全学FDによって行っている。授業アンケートは、演習、実験・実技の科目を含め、原則全ての授業で実施している【資料 4-13、4-14】。設問は授業の分かりやすさ、時間配分、受講生に対する配慮、シラバスとの整合性、全体の満足度などの項目からなり、これら以外に科目担当者が必要に応じて設問を加えられるようにしている。アンケート結果は、実施学期の集計を行うだけでなく、各設問の過去3年間の経年変化を示すことで、授業の質の管理や向上が見られるかどうかを判断できるようにしている。また、授業アンケート実施時に学生の回答結果と教員のそれがどの程度一致しているかを客観的に比較できるようにしている。なお、2020（令和2）年度の新型コロナ禍でオンライン講義が多用されるようになってから、授業アンケートはオンライン化されている。授業アンケートは学期終了後の集計が終わり次第、集計結果が各担当者にフィードバックされるが、これを受けて各科目の担当教員は集計結果や自己評価結果を交えて、受講生に授業改善等に向けたコメントをまとめ、「学生へのメッセージ」として学内限定の

ウェブページで見られるようにしている【資料 4-26】。

以上のことから、本学では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている」と評価できる。

2. 長所・特色

- 本学の建学の基本理念である「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」は、学士課程、大学院課程の教育課程編成にも反映されている。学士課程においては、「国際」、「情報科学」及び「芸術」という特色ある学部構成を生かし、初年次教育の一環として、全学部必修の「3 学部合同基礎演習」を開設し、多様な価値観に触れ、多様な視座や研究アプローチを学ぶ機会を提供している。また、「国際平和文化都市」を都市像とする広島市に設置された大学として、「平和を希求する人材」の育成に向け、「広島・平和科目」という科目群を全学共通系科目として設け、広島の世界史と文化、特に被爆体験を若い世代に継承するとともに、平和と人権について多面的に学ぶ機会を提供している。中期計画では、「広島・平和科目」をはじめとした特色ある教育として、地域志向教育、グローバル人材教育、リーダー人材教育、平和関連教育を挙げ、座学と体験を通じた教育の充実を推進することを通じて、大学の理念・目的の実現に寄与しようとしている。一方、大学院課程においても、幅広い視野に立った学識を身に付け、高い倫理観を養うことを目的とした科目群であり、人文・社会科学、自然科学、平和学、日本文化、倫理学、科学史等を学ぶ「全研究科共通科目」を設けている。その成果の一例として、地域志向教育を構成する科目の履修者は2016（平成28）年度の723名から2021（令和3）年度の1,379名と増加するとともに、プログラムの中核となる授業科目7科目で実施した事前事後アンケート（2020（令和2）年度）では地域への関心度がいずれも高まっており、学生の地域への意識向上に大きく貢献するなど大学の理念・目的の実現に寄与している【資料 4-27】。今後、第3期中期計画では特色ある教育の充実を図るべく、プログラムごとの体系化を図ることを通じてより一層の教育の質向上に取り組むことを計画している。
- 大学の理念・目的、各学部・研究科の教育研究上の目的の実現及び学修者本位の教育の実現に向けては、地域の期待や世界的情勢の変化や要請に応えるべく、教育プログラム等の継続的な点検・評価や改善が必要である。そのため、本学ではDPに掲げる能力・資質の到達状況を把握・評価するために、多様な観点や手法を取り入れた「教育の内部質保証の全体像」【資料 2-3】を整理し、五つのプロセス（三つの方針の確認、教育課程の確認、学修成果の把握と可視化、教育課程に対する評価、教育課程に対する評価の活用）を実施する方法を開発するなど、PDCAの取組を実施している。2021（令和3）年度から、内部質保証委員会専門委員会が中心となり、DPの学修目標ごとに学生のDP達成度状況、評価方法などを含めて評価し、課題があれば次年度の改善策を含めて検討する自己評価（カリキュラムアセスメント）、自己評価の妥当性を客観的な視点（当事者でない第三者視点（他学科の構成員及び全学的視点から大学の執行部））からピア・レビューしたものである他者評価（カリキュラムアセスメント・チェック）、

CP や科目群、授業科目などを学生目線で評価することを意図した学生評価（カリキュラム・コンサルティング）を実施している。この取組を通じて、教育課程の改訂等に向けた定期的な検証の機会になるとともに、学修成果の把握・評価の妥当性等の検討に繋げることができている【資料 4-28、4-29】。今後、2021（令和 3）年度に学部で実施した教育の内部質保証の全体像に示す五つのプロセスの取組を参考に、大学院における学習成果の測定や把握については、2022（令和 4）年度からの実施を計画しており、学士課程、大学院課程における教育の PDCA サイクルを機能させるための一体的な基盤整備を進めていく。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、「建学の基本理念」と「人材育成の目標」を踏まえて、大学全体の「学位授与の方針」を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においても、それぞれの「教育研究上の目的」等に応じて、より具体的な内容を盛り込んだ「学位授与の方針」を定めている。また、「学位授与の方針」との適切な関連性を持たせながら大学全体の「教育課程編成・実施の方針」を課程ごとに定めるとともに、各学部・研究科においてもそれぞれの「学位授与の方針」に応じて、より具体的な「教育内容」と「教育評価」を盛り込んだ「教育課程編成・実施の方針」を定めている。これらの方針は、大学ウェブページ等で公表するとともに、定期的な見直しを行っており、特に 2017（平成 29）年度からは全学的な観点からの見直しを経た方針を掲げている。

大学全体及び各学部・研究科の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、学士課程については全学共通系科目、外国語系科目、専門教育科目等を、博士前期課程及び博士後期課程については必要な講義、演習、実習等の科目を、順次性及び体系性に十分に配慮しながら、各学位課程にふさわしい形で適切に設置している。また、全学共通系科目や各学部・研究科の専門教育科目・研究科開設科目を通じて、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力を育成することにも努めている。

教育の実践においては、特に学生の主体的参加を促すための全学的な支援体制を多層的に構築することで、教育の更なる充実に努めるとともに、研究成果の教育への還元や、実社会と連携した教育活動の実施にも力を注いでいる。

成績評価、単位認定、学位授与に関しては、全学部における GPA の導入、シラバスにおける成績評価の基準・評価の明示、成績に対する疑義申し立て期間の設定、学位論文審査基準の明示等の方策により、規程に基づき適切に実施している。学習成果の把握・評価については、各学部・研究科の取組を、内部質保証・IR プロジェクトを中心とする全学的な取組が活性化させるという体制の下、入学時調査及び卒業時・修了時調査を全学部・全研究科で実施する等、新たな方法も取り入れつつ、積極的に取り組んでいる。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、全学的な自己点検・評価活動に基づ

いて定期的に点検・評価とそれに基づく改善・向上を図るとともに、各学部・研究科の連携と内部質保証・IRプロジェクトの連携により、新たな観点からの取組も推し進めている。

以上のことから、大学基準を充足しており、極めて良好な状態だと判断できる。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、学部の人材育成の目標を「学則」【資料 1-4】第1条の2に、大学院における人材育成の目標を「大学院学則」【資料 1-6】第2条の2に定めている。この目標とする人材を育成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて、学生の受け入れ方針をアドミッション・ポリシー（AP）として定めている。以下に、全学の AP を示す。

- 人間性豊かで、向学心の旺盛な人
- 知的好奇心と探究心を持ち、知の創造と活用に意欲のある人
- 世界平和と地域・国際社会の発展に積極的に貢献したい人

全学の AP に基づき、各学部・各研究科で学位課程（学士課程、博士前期課程、博士後期課程）ごとに AP を定め、それをもとに入学者の受け入れを行っている。各学部の AP では、入学希望者に求める入学前の学習歴、学力水準、能力について、学位授与の方針と同様に「関心・意欲」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」の項目ごとに内容を定め、学位授与の方針との関連性が明らかになるようにしている【資料 1-8（ウェブ）、5-1（ウェブ）】。また、教育課程編成・実施の方針についても、AP と適切に対応するように設計されている。例えば、国際学部では、AP の「国際学部の専門分野を学ぶために、高等学校等で修得すべき現代社会についての基本的な知識・教養をもっている」こと、「外国語を含む言語の基本を修得し、基本的な運用能力を身に付けている」ことを基にして、CP に定める「全学共通科目」、「専門基礎科目」、「外国語を運用能力を発展させる科目」、「専門科目」などを履修することにより、DP の「人文・社会科学の知見や理論についての系統的な知識」（知識）や「人文・社会科学の分野をまたいで学際的に探求する技能」（技能）を身につけることが意図されている。情報科学部では、例えば、AP の「情報工学・情報科学を学ぶ上で土台となる高等学校等で修得すべき数学、理科及び語学の知識・技能を有している」ことを基にして、CP に定める「情報科学系・情報工学系科目」、「数学、プログラミング」、「学部共通科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」、「実験科目、卒業研究」を履修することにより、DP の「情報科学または情報工学における技術者や研究者に求められる基本的な知識を身に付けている」ことが意図されている。また、芸術学部では、AP の「高等

学校等で習得すべき知識・技能を持ち、創作・表現を学ぶための基礎的な技術・感性を備えている」ことを基にして、CPに定める「専門基礎科目」、「専門科目」を履修することで、美術学科ではDPの「日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻の一つの専攻における専門的な知識・技能」を、デザイン工芸学科ではDPの「現代表現、視覚造形、映像メディア造形、立体造形、金属造形、染織造形、漆造形のいずれか一つの分野における専門的な知識・技能」を身につけることができる。

これら全学、各学部、各研究科のAPはウェブサイト【資料 1-8 (ウェブ)、5-1 (ウェブ)】、「大学案内」【資料 1-1 (ウェブ) :2 頁】、「入学者選抜要項」【資料 5-2】及び「学生募集要項」【資料 5-3】で公表している。また、毎年、進路指導教員対象説明会、オープンキャンパス【資料 5-4】において入試説明の時間を設けて、その中でもAPの説明を行っている。そのほか、学外で開催される大学説明会でも説明している。

(2) 学生の受け入れ方針の設定

【入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像／入学希望者に求める水準等の判定方法】

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像については、各学部のAPを基にして選抜区分ごとで「特に求める学生像」を定めており、重点的に評価するAPの項目と共に「入学者選抜要項」【資料 5-2】及び「学生募集要項」【資料 5-3-1～5-3-5】で示している。例えば、国際学部の学校推薦型選抜では、「高等学校段階において優れた能力を示し、豊かな経験を有するとともに、これらを国際学部で学ぶのに活かす意欲を明確に表現できる人」と志願者に求める入学前の学習歴、学力水準、能力等を示している。さらに、入学希望者に求める水準等の判定方法についても、「学生募集要項」【資料 5-3-1～5-3-5】に記載している。例えば、情報科学部の総合型選抜【資料 5-3-4】では総合問題と面接を実施しているが、総合問題では情報科学に関する理論的思考力及び現実の問題を数式やアルゴリズムを用いて記述し解析する基礎能力を確認する問題を出題することでAPの「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を評価している。また、面接では複数名の面接者がプレゼンテーションを含む30分程度の個人面接・質疑応答を行い、プレゼンテーションの内容、質問に対する回答により、APの「関心・意欲」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・協働性」を評価している。

以上から、本学では、学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法についても公表していると評価できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適

切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では、自らが定めたAPに基づき、入学者選抜を文部科学省が毎年度定める「大学入学者選抜実施要項」【資料 5-5】及び公立大学協会が毎年度定める「公立大学の入学者選抜についての実施要領」【資料 5-6】に即して適切に実施している。「入学者選抜要項」【資料 5-2】で年間の選抜方法の概要、試験日程を示し、入試区分ごとに「学生募集要項」【資料 5-3】を作成、配布している。いずれも大学のウェブサイトにてPDFで公開しており、学部の一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、外国人留学生選抜については印刷物も作成して、進路指導教員対象大学説明会、オープンキャンパス等で配布している。コロナ禍により、2021（令和3）年度の受験生や保護者向けの進学相談会をオンラインにより実施した。また、一般選抜における感染症対策に伴う試験実施上の配慮の検討及び公表などの対応を行った。また、コロナ禍により、2021（令和3）年度のオープンキャンパスについては、2020（令和2）年度に引き続き、動画コンテンツを中心にオンデマンド配信を行った。また、オープンキャンパスにおける初めての試みとして、2021（令和3）年8月21日及び9月4日には、一部プログラムをオンライン上でライブ開催した【資料 5-7】。

入学者選抜の企画・実施に当たっては、アドミッションセンターが「アドミッションセンター要綱」【資料 5-8】により、以下の業務を所管し、様々な入試関連業務を進めている。

- ・ 入学者選抜に関すること
- ・ 入学者選抜に係る広報に関すること
- ・ 高校等との接続・連携に関すること
- ・ 入学前教育の充実に関すること
- ・ 入学者選抜制度改革に関すること
- ・ 前各号に掲げる事項に係る教育委員会等との連携に関すること
- ・ 前各号に掲げる事項に関し必要な事項

アドミッションセンターでは、厳重な情報管理とあらゆる忝意性や曖昧さを排除しながら、各学部及び各研究科の入学者選抜に係る計画及び実施、学生の募集、入試問題の作成管理、合格者の判定等に関する情報管理を行い、それらの結果を踏まえ、公正な入学者選抜を実施している。

【学部における入学者選抜】

本学は、大学の理念及び各学部の教育研究上の目的を達成すべく、三つのポリシーを全面的に見直し、2018（平成30）年に新たなAPを制定し【資料 5-9】、新しいAPに基づく入学者選抜制度改革を実施した【資料 5-2】。入学者選抜改革においては、高等学校での学習を踏まえ、高等学校での学びや活動を評価し、関心・意欲、主体性・協働性といった受

験者の幅広い資質を測るため、新たな特別選抜として総合型選抜を新設した。さらに、多様な学生をAPに基づいて受け入れられるよう、選抜区分ごとに「特に求める人物像」を定め、「重点評価項目表」に基づき、「関心・意欲」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」を多面的・総合的に評価できるようにした【資料 5-2、5-3-1～5-3-5】。また、各選抜区分での募集人員も見直し、本学を第1志望として、意欲がより高いと考えられる者の入学定員を増やした。

2021（令和3）年度の学部の入学者選抜試験は、大きく一般選抜と特別選抜の二つからなり、後者は総合型選抜、学校推薦型選抜、外国人留学生選抜からなる。

一般選抜は前期日程、後期日程で実施され、大学入学共通テストと個別学力検査の成績を総合して選考する。2021（令和3）年度入学者選抜から、新たなAPに基づき、大学入学共通テストの利用科目を定め、個別学力検査の実施科目について以下のとおり大きな変更を行った【資料 5-10】。

＜表 4 一般選抜 個別学力検査の科目の変更内容＞

学部	学科	専攻	前後期	2020年度入学者選抜まで	2021年度入学者選抜から
国際学部			前期	小論文	総合問題
			後期	総合問題	小論文
情報科学部			前期	数学、理科、英語	数学
芸術学部	美術学科	油絵専攻	前期	石膏像デッサン、油彩	素描、油彩
	美術学科	彫刻専攻	後期	石膏像デッサン、塑像	素描、塑像
	デザイン工芸学科		前期	鉛筆素描、感覚考査（平面）又は感覚考査（立体）	感覚考査（描出）
	デザイン工芸学科		後期	感覚考査（描出）	感覚考査（色彩）又は感覚考査（形体）

さらに、芸術学部の試験日程に関しても、美術学科日本画専攻及び油絵専攻が4日から3日に、デザイン工芸学科の前期日程が2日から1日に変更を行った。

総合型選抜は、2021（令和3）年度より新たに導入された選抜方式であり、全学部で実施されている。国際学部と情報科学部では、1次選考及び2次選考から選抜を行う。1次選考では、出願書類（国際学部は活動報告書・学修計画書、情報科学部は活動報告書・志願理由書）の内容を評価し、2次選考対象者を決定する。2次選考では、筆記試験（国際学部は小論文、情報科学部は総合問題）とプレゼンテーションを含む面接試験によって選考を行う。芸術学部では、提出書類の得点及び本選考の得点を合計して選抜する。志願者数により事前選考を実施することがある。

学校推薦型選抜は、高等学校長からの推薦によるものであり、国際学部及び情報科学部

で実施されている。学校推薦型選抜では、市内公募、全国公募に分けた募集を行っており、国際学部では小論文と面接を、情報科学部では出願書類（志願理由書、活動報告書）、総合問題と面接を点数化して選考を行う。

外国人留学生選抜は、日本国籍を有しない者を対象に、日本留学試験、小論文、個別学力検査、TOEIC の成績、実技試験等を総合して選考しており、募集人員は若干名として一般選抜の募集人員に含める。

新たな学部のカリキュラムでは、1～4年次を通して体系的なカリキュラムの組立てとなったことから、情報科学部で行っていた3年次編入の受け入れを2021（令和3）年度より停止している。

それぞれの選抜区分における入学者の選抜方法等は、入学試験委員会において協議し、教育研究評議会の議を経て決定したものを学生募集要項に明記し、ウェブサイト上に公開している。

本学では、2021（令和3）年度入学者選抜より、全学部の入学者選抜に関して全てインターネット出願に移行している。そのため、2022（令和4）年度入学者選抜より、印刷・製本された学生募集要項の冊子の配布は停止している。コロナ禍に対応するため、2022（令和4）年度大学入学者選抜においては、個別学力検査の追試験等を特別に実施した。

【研究科における入学者選抜】

本学の大学院には、国際学研究科、情報科学研究科、芸術学研究科に加えて、平和創造及び平和維持に関する教育・学術研究の世界的拠点となることを目指し、2019（令和元）年4月に平和学研究科（博士前期課程）を開設し、2021（令和3）年4月には博士後期課程を設置している。

大学院の入学者選抜として、博士前期課程、博士後期課程共に一般入試と特別入試を実施している。

一般入試では、外国語（TOEIC 点数利用も含む）、筆記試験、作品提出、面接、口頭試験による選抜を行っている。国際学研究科、情報科学研究科及び平和学研究科においては、10月入学募集も若干名の募集で実施している。

特別入試では社会人特別入試（国際学研究科、情報科学研究科、平和学研究科）、海外学術交流協定大学推薦入試（国際学研究科）、海外在住者対象外国人留学生入試（国際学研究科）、外国人留学生特別入試（平和学研究科）を若干名の募集人員で実施している。さらに、国際学研究科及び情報科学研究科博士前期課程では推薦入試も実施している【資料 5-3-6～5-3-33】。

各研究科の入学者の選抜方法は、各研究科委員会の議を経たものを、入学試験委員会において協議、決定し、学生募集要項に明記し、ウェブサイト上に公開している。

なお、本学では、2013（平成25）年度入学者選抜より、研究科入試については、印刷・製本された学生募集要項冊子の配布は停止しており、出願者自らウェブサイトより要項や出願様式をダウンロードし、出願を進める運用としている。

(2) 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

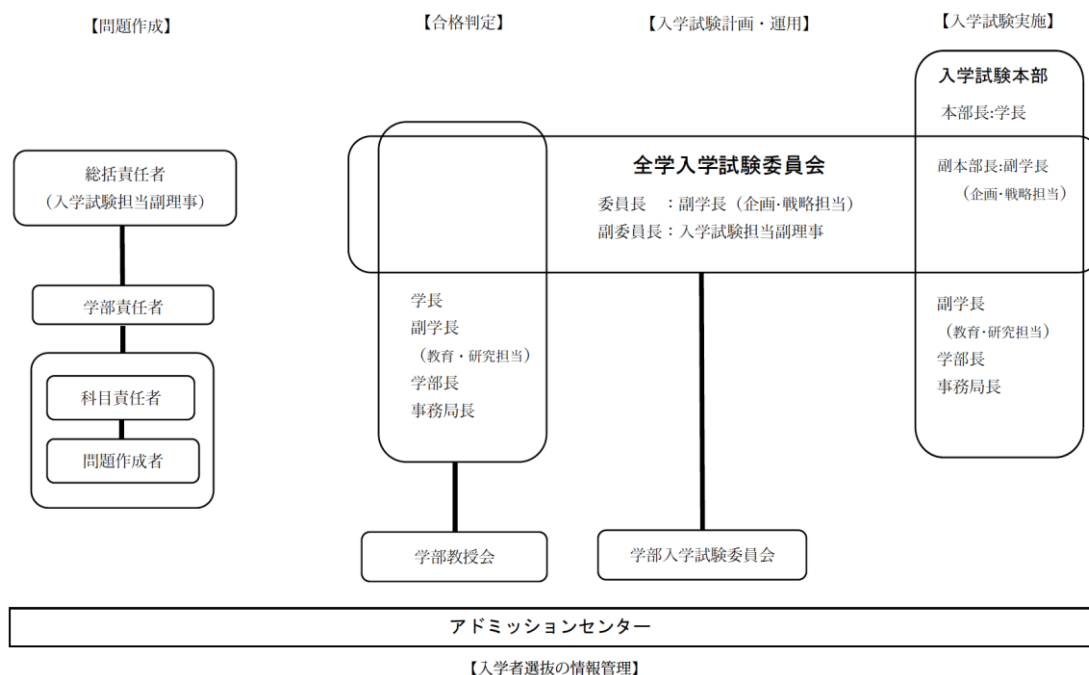
本学では、授業料その他の費用として、入学科、TOEIC 受験料、後援会費、同窓会費、

授業料、全学部で入学後必要となるノートパソコンの仕様、芸術学部で入学後必要となる用具・教材費、研究旅行費がある。また、経済的支援として、奨学金、特待生制度、入学料・授業料の減免等、学生寮がある。これらに関する情報については、「学生募集要項」【資料 5-3】に提供している。

(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学の入学者選抜を適切かつ公正に実施するため、全学に入学試験委員会を設置し、事務局にアドミッションセンターを置いている。全学の入学試験委員会は、理事・副学長（企画・戦略担当）を委員長、副理事（入学試験担当）を副委員長、委員として各学部入試委員長、事務局企画室長から構成され、入学試験の計画・運用及び実施に関する事項、入学試験の制度に関する事項、学生募集に関する事項の審議・運営を行っている【資料 5-11】。

学部入学者選抜 組織体制（入試委員会）



<図 5 入学者選抜 組織体制【資料 5-12】>

学部における選抜区分ごとの入学者選抜の実施に当たっては、学長を本部長とする入学試験本部【資料 5-13】を設置している。研究科における選抜区分ごとの入学者選抜の実施に当たっては、研究科長・学部長を本部長とする入学試験本部【資料 5-14】を設定している。入学試験本部には、問題作成採点担当、試験監督担当、必要に応じて面接実施担当を編成し、試験の円滑かつ構成的な実施を図っている。試験実施・監督に当たっては、各選抜区分において試験当日のスケジュールや監督業務について文書化した「監督要領」【資料 5-15、5-16、5-17】に基づき、安全に遂行できるように図っている。

問題の作成・採点についても、「入試問題作成等業務の手引き」【資料 5-18】、「入試問題

作成マニュアル」【資料 5-19】を整備しており、副理事（入学試験担当）を総括責任者、各学部長を学部責任者として、問題作成・確認・管理体制を整えている。問題作成に当たっては、科目ごとに責任者、確認者を置いている。また、学部責任者、科目ごとの責任者には、毎年問題作成前に「問題作成マニュアル」を基に問題作成の説明会を実施している。試験監督者に対しても事前に説明会を実施し、当日の事故防止、公平性の確保に努めている。このマニュアルは、各年度の入学試験委員会にて、前年度の課題を確認しながら見直しを行っている。問題作成者と答案採点者は採点時の気づきを記録、分析し、次年度の問題作成に引き継ぐことで、出題の質の確保・維持・改善の仕組みを実現している【資料 5-20】。さらには、各学部の入学試験委員会でも問題を点検する工程を確立している【資料 5-21】。

合格者の選抜は、各学部とも「入学者選抜の合格者決定に係る方針」【資料 5-22】に基づいて、受験者の成績と入学後の学習環境を勘案し、教授会で複数の原案を作成する。入学試験委員会委員に、学長、事務局長、副学長（教育・研究担当）、各学部長を加えた拡大入学試験委員会で、各学部の原案をもとに合格者が決定される。原案作成の際には、過去5年の入学辞退者データ【資料 5-23】を参考にして、定員割れや著しい定員超過が発生せず適切な定数管理が可能になるよう検討している。

(4) 公正な入学者選抜の実施

個人情報の取扱いに関して「学生募集要項」【資料 5-3】に記載している。また、一般選抜において受験者本人は、当該受験者に係る入学者選抜の成績等を書面により開示請求できることを「学生募集要項」【資料 5-3-1】に記載し、入学者選抜の透明性及び公正さを確保するための措置を講じている。

【オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施／公平な受験機会の確保】

大学院情報科学研究科推薦入試（2022（令和4）年10月入学、2023（令和5）年4月入学）及び大学院情報科学研究科一般入試（第2回）において、オンライン入試を実施した。その際に、公正な入学者選抜のために、オンライン入試における注意事項やトラブルに対する対応事項をまとめ、受験生に送付している【資料 5-24】。また、実施体制に関しても試験当日のスケジュールや監督業務、トラブル対応について文書化した要領に基づき、安全に遂行できるように図っている。例えば、学内のネットワークトラブルでも安定した入学者選抜を実施できるように、携帯の無線LANを用意し冗長性の向上を図った。また、公正性を保つため、第三者が入室しない明るく静かな個室の準備を受験者に要請し、さらに実施に際してはカメラを複数使用することでカンニング行為などができないようにした。

(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

障がい等のある入学志願者への受験上の合理的な配慮を行い、公平な選抜を行うため、アドミッションセンターは受験者の申出のあった者に対し、事前相談を行っている。実際の入学者選抜の実施に当たっては、決定した配慮事項を確実に実施し、必要に応じて教職員の配置を行うなど、適切な措置を講じている【資料 5-3-1】。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体

制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率【学士】
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

(1) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

本学では、各学部の教育研究上の目的を達成し、質を担保するため、適正な定員管理を行うことが求められており、学部、研究科の定員については、「学則」【資料 1-4】第3条第2項及び「大学院学則」【資料 1-6】第5条第2項に定め、常に在籍学生数の管理を行っている。

【入学定員に対する入学者数比率／収容定員に対する在籍学生数比率】

学部全体では、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ1.10倍、1.12倍、1.11倍、1.08倍、1.08倍であった【資料 大学基礎データ 表2、3】。また、収容定員充足率はそれぞれ、1.13倍、1.15倍、1.15倍、1.16倍、1.15倍であった【資料 大学基礎データ 表2】。公立大学においては、入学定員充足率や収容定員充足率の多寡を判断するための客観的な指標はないが、公私立大学の学部等の設置認可に係る基準が、2019（令和元）年度以降の開設年度で、4,000人未満の大学規模では、入学定員充足率1.15倍未満と定義されている【資料 5-25】。このことを鑑みるに、入学定員は適正な範囲内であり、収容定員は1.15倍をわずかに超えた年があるものの適正な範囲内である。

学部別・学科別に見ると、国際学部では、入学者選抜を学部一括で行っており、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ1.10倍、1.11倍、1.15倍、1.11倍、1.12倍であった【資料 大学基礎データ 表2、3】。また、収容定員充足率はそれぞれ、1.19倍、1.22倍、1.19倍、1.21倍、1.17倍であった【資料 大学基礎データ 表2】。国際学部は、国際学科のみであるため、学科ごとの収容定員充足率は学部と同じである。入学定員は適正な範囲内であり、収容定員は1.15倍をわずかに超えているものの適正な範囲内である。情報科学部では、入学者選抜を学部一括で行っており、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ1.11倍、1.10倍、1.10倍、1.09倍、1.05倍であった【資料 大学基礎データ 表2、3】。また、収容定員充足率はそれぞれ、1.13倍、1.13倍、1.14倍、1.15倍、1.15倍であった【資料 大学基礎データ 表2】。入学定員、収容定員共に適正な範囲内である。学科ごとの収容定員充足率については、情報工学科はそれぞれ1.17倍、1.17倍、1.18倍、1.24倍、1.21倍、知能工学科はそれぞれ1.08倍、1.14倍、1.12倍、1.12倍、1.14倍、システム工学科はそれぞれ1.13倍、1.12倍、1.13倍、1.12倍、1.14倍、医用情報科学科はそれぞれ1.14倍、1.14倍、1.23倍、1.26倍、1.27倍であった【資料 大学基礎データ 表2】。情報工学科、医用情報科学科において収容定員は1.15倍をわずかに超えた年があるものの、学科別に見ても

適正な範囲内である。芸術学部では、学部全体で2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ1.06倍、1.15倍、1.09倍、1.03倍、1.11倍であった【資料 大学基礎データ 表2、3】。また、収容定員充足率はそれぞれ、1.08倍、1.12倍、1.12倍、1.11倍、1.13倍であった【資料 大学基礎データ 表2】。入学定員は適正な範囲内であり、収容定員も適正な範囲内である。学科ごとの入学定員充足率は、美術学科はそれぞれ1.03倍、1.20倍、1.13倍、1.03倍、1.15倍、デザイン工芸学科はそれぞれ1.10倍、1.10倍、1.05倍、1.03倍、1.08倍であった。美術学科において、入学定員は1.15倍をわずかに超えた年があるものの、学科別に見ても適正な範囲内である。学科ごとの収容定員充足率は、美術学科はそれぞれ1.09倍、1.11倍、1.13倍、1.13倍、1.17倍、デザイン工芸学科はそれぞれ1.08倍、1.12倍、1.11倍、1.09倍、1.08倍であった。美術学科において、収容定員が1.15倍をわずかに超えた年があるものの、学科別に見ても適正な範囲内である。

研究科では、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、博士前期課程全体の入学定員充足率はそれぞれ0.64倍、0.67倍、0.75倍、0.81倍、0.91倍であり【資料 大学基礎データ 表3】、わずかに入学者定員を下回っている。また、収容定員充足率はそれぞれ0.72倍、0.70倍、0.72倍、0.80倍、0.92倍であり、収容定員もわずかに下回っている。一方、博士後期課程全体では、入学定員充足率はそれぞれ0.20倍、0.15倍、0.22倍、0.31倍、0.29倍であり【資料 大学基礎データ 表3】、大きく入学定員を下回っている。また、収容定員充足率もそれぞれ0.29倍、0.29倍、0.25倍、0.30倍、0.34倍であり、大きく定員を下回っている。

研究科・専攻別に見ると、博士前期課程においては、国際学研究科は国際学専攻のみで、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ0.27倍、0.27倍、0.73倍、0.47倍、0.53倍であり【資料 大学基礎データ 表2、3】、入学者定員を下回っている。また、収容定員充足率はそれぞれ0.77倍、0.43倍、0.57倍、0.63倍、0.67倍であり【資料 大学基礎データ 表2】、収容定員も下回っている。情報科学研究科については、研究科全体では、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ0.71倍、0.73倍、0.71倍、0.92倍、0.93倍であり【資料 大学基礎データ 表2、3】、入学者定員を少し下回っているものの、増加傾向にある。また、収容定員充足率はそれぞれ0.71倍、0.75倍、0.71倍、0.83倍、0.95倍であり【資料 大学基礎データ 表2】、収容定員も少し下回っているものの、増加傾向にある。専攻ごとの入学定員充足率については、情報工学専攻はそれぞれ0.87倍、0.57倍、0.91倍、0.91倍、1.09倍、知能工学専攻はそれぞれ0.52倍、0.78倍、0.52倍、0.96倍、1.13倍、システム工学専攻はそれぞれ0.87倍、0.87倍、0.87倍、1.13倍、0.96倍、医用情報科学専攻はそれぞれ0.53倍、0.67倍、0.47倍、0.53倍、0.33倍であった【資料 大学基礎データ 表2、3】。また、専攻ごとの収容定員充足率については、情報工学専攻はそれぞれ0.93倍、0.80倍、0.72倍、0.93倍、1.04倍、知能工学専攻はそれぞれ0.54倍、0.65倍、0.65倍、0.76倍、1.04倍、システム工学専攻はそれぞれ0.87倍、0.89倍、0.89倍、1.04倍、1.09倍、医用情報科学専攻はそれぞれ0.40倍、0.60倍、0.53倍、0.47倍、0.47倍であった【資料 大学基礎データ 表2】。芸術学研究科は造形美術専攻のみで、2018（平成30）年度～2022（令和4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ0.63倍、0.87倍、0.87倍、0.80倍、1.00

倍であり【資料 大学基礎データ 表 2、3】、入学者定員をわずかに下回っている。また、収容定員充足率はそれぞれ 0.73 倍、0.78 倍、0.92 倍、0.85 倍、0.93 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2】、収容定員はわずかに下回っているものの適正の範囲である。平和学研究科は、2019（令和元）年 4 月に博士前期課程が開設され、平和学専攻のみである。2019（令和元）年度～2022（令和 4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ 0.20 倍、0.70 倍、0.40 倍、1.00 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2、3】、2019（令和元）年度～2021（令和 3）年度は入学者定員を下回っていたが、2022（令和 4）年度は定員を満たしている。また、収容定員充足率はそれぞれ 0.20 倍、0.45 倍、0.60 倍、0.95 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2】、収容定員は下回っているものの増加傾向にある。一方、博士後期課程においては、国際学研究科は国際学専攻のみで、入学定員充足率はそれぞれ 0.14 倍、0.00 倍、0.29 倍、0.29 倍、0.29 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2、3】、大きく入学定員を下回っている。また、収容定員充足率もそれぞれ 0.38 倍、0.33 倍、0.33 倍、0.33 倍、0.38 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2】、定員を下回っている。情報科学研究科は、情報科学専攻のみで、入学定員充足率はそれぞれ 0.11 倍、0.00 倍、0.14 倍、0.04 倍、0.07 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2、3】、大きく入学定員を下回っている。また、収容定員充足率もそれぞれ 0.14 倍、0.11 倍、0.11 倍、0.10 倍、0.11 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2】、大きく定員を下回っている。芸術学研究科は、総合造形芸術専攻のみで、入学定員充足率はそれぞれ 0.67 倍、1.00 倍、0.50 倍、1.17 倍、1.50 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2、3】、入学定員が下回った年もあるものの適正な範囲内である。また、収容定員充足率もそれぞれ 0.89 倍、1.11 倍、0.83 倍、1.06 倍、1.33 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2】、収容定員が下回った年があるものの適正な範囲内である。平和学研究科は、2021（令和 3）年 4 月に博士後期課程が開設され、平和学専攻のみである。2021（令和 3）年度と 2022（令和 4）年度において、入学定員充足率はそれぞれ 1.00 倍、0.00 倍である【資料 大学基礎データ 表 2、3】。また、収容定員充足率もそれぞれ 1.00 倍、0.50 倍であり【資料 大学基礎データ 表 2】、定員を下回っている。

【収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応】

学部の入学者選抜の一般選抜では、全学入学試験委員会に大学執行部、各学部長を加えた構成員で合格者の判定を行う。その際に過去 5 年間の志願者数、合格者数、辞退者数に基づき、入学者の質・適性を保ちながら、定員を適切に保つための合格ラインを議論し、決定している【資料 5-23】。

研究科での未充足に関しては、海外を含む遠方からでも受験しやすい制度としてオンラインによる入学者選抜制度の設置（国際学研究科、情報科学研究科）【資料 5-26】、全研究科で導入されている日本学生支援機構による奨学金をはじめ、経済的な支援策として個別の奨学金制度の導入（平和学研究科、情報科学研究科）【資料 5-27（ウェブ）】、社会人院生を対象とした長期履修制度（全研究科）【資料 4-6（ウェブ）】、大学院説明会（平和学研究科）【資料 5-28（ウェブ）】、「enPiT-Pro」事業に関連した社会人大学院生の受け入れ増加を目指したカリキュラム改訂（情報科学研究科）【資料 5-29（ウェブ）】、ハノーバー専科大学（ドイツ）とのダブルディグリープログラム協定の締結に基づく留学生受け入れ（情報科学研究科）【資料 5-30】などを実施することにより、大学院生確保に向けて積極的に

取り組んでいる。

以上のことから、本学では、学部については、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると評価できる。一方、研究科については、博士前期課程では、定員をわずかに下回っているものの、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると評価できる。しかしながら、博士後期課程では大きく下回っている。研究科については、現在改善に向けた対策に取り組んでいる。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善向上に向けた取組を行っているか。**

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>

(1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、適切な入学者確保のために、入学者選抜の方法（入試実施方法）、問題作成・検証のそれぞれについて、検討・検証の体制を整えている。

入学者選抜の内容や方法については、入学試験委員会で入学者データを基に毎年度検証を行い、改善に取り組んでいる。例えば、毎年、入学試験委員長からの要請で、各学部が入学者データを基に入学者選抜に関して振返りを実施している。検証・改善に当たっては、2021（令和3）年度の入学者選抜の大きな変更を踏まえ、2021（令和3）年度以降の入学者について、内部質保証委員会と連携して入学後の成績やアンケート等の追跡調査・分析を試み、各学部を検証・改善に必要なデータ提供を行うなどエビデンスに基づく点検・評価を実施している。その結果、学習指導要領改訂に基づく2025（令和7）年度の入試変更につながっている【資料 5-31】。

ルーブリックによる客観評価も導入しており、各学部が複数の教員により面接試験を行う際には、ルーブリックを導入することで統一した採点基準で採点・評価を行っている。このルーブリックについても、毎年見直しを行っており、欠かさず点検している。

試験問題の作成については、「入試問題作成等業務の手引き」【資料 5-18】、「入試問題作成マニュアル」【資料 5-19】を整備している。副理事（入学試験担当）を総括責任者、各学部長を学部責任者として、問題作成・確認・管理体制を整えている。問題作成に当たっては、科目ごとに責任者、確認者を置いている。また、学部責任者、科目ごとの責任者には、毎年問題作成前に「入試問題作成等業務の手引き」及び「問題作成マニュアル」を基に問題作成の説明会を実施している。試験監督者に対しても事前に説明会を実施し、当日の事故防止、公平性の確保に努めている。このマニュアルは、各年度の入学試験委員会にて、前年度の課題を確認しながら、見直しを行っている。その一例として、問題作成体制の安全性に冗長化をはかるため、学部副責任者、科目副責任者の導入を行った【資料 5-32】。

試験当日は、学長を本部長とする入学試験実施本部を設置し、公正かつ適切な実施や、緊急時の迅速な対応ができるようにしている。

合否判定は、入学試験委員会委員に、学長、事務局長、副学長（教育・研究担当）、各学部長を加えた拡大入学試験委員会において行う。過去のデータ、特に辞退者数を参考にし、入学者が適切な数に達するよう議論して決定する【資料 5-22】。

問題作成者と答案採点者は採点時の気づきを記録、分析し、次年度の問題作成に引き継ぐことで出題の質の確保・維持・改善の仕組みを実現している【資料 5-20】。さらには、各学部の入学試験委員会でも問題を点検する工程を確立している【資料 5-21】。

なお、前述（基準 2③）のとおり、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手續」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進しており、内部質保証委員会は中期計画及び年度ごとの計画（年度計画）の策定と進行管理及び実績評価（「第 2 期中期計画」【資料 1-19】第 2 の 2(1) 学生の確保ア、イ、「第 3 期中期計画」【資料 1-17】第 2 の 2(1) 学生の確保ア、イの計画が該当）を担うことを通じて学生の受け入れの適切性の検証に関与している。

以上のことから、本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行う仕組みを構築しており、点検・評価結果を基に改善・向上に向けた取組体制の構築も行っていると評価できる。

2. 長所・特色

- 学部の入学者選抜においては、2021 年（令和 3）度入学者選抜の変更で、新たな AP に基づいて、多様な学生を受け入れられるよう、選抜区分ごとに「特に求める人物像」を定め、「重点評価項目表」に基づき、「関心・意欲」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働性」を多面的・総合的に評価している【資料 5-2、5-3】。例えば、学校推薦型選抜により入学した学生が、大学生活に必要な能動的な「学び」の姿勢や学部の専門性を超えた多様な知識や価値観を身に付ける「3 学部合同基礎演習」において高い評価を得ている。これは、学校推薦型選抜により高い「主体性・協働性」の特性をもつ学生が選抜されていることがうかがえ、入学試験における多面的・総合的な評価が上手く行われている。
- 2021（令和 3）年度入学者選抜の制度を大幅に改革・実施するのに合わせ、入試や入試広報を効率的に実施する部門名を新たなものにするため、2020（令和 2）年度にアドミッションセンターの設置を行った。アドミッションセンターでは、高校や教育委員会等との窓口を一元化するとともに（窓口・調整）、入試や入試広報と併せて担うことにより（入試実施）、大学全体として、高大連携・接続の取組から入試広報・入試・入学に至るまでの取組を、連動性を持って戦略的に進めることが期待できる（企画・立案）【資料 5-8、5-33】。

3. 問題点

- 学部に関しては、2021（令和 3）年度の入学者選抜の変更後も適正な入学定員充足

率、収容定員充足率を維持しているものの、大学院に関しては、入学定員充足率、収容定員充足率が低くなっている。現在、改善策として、海外を含む遠方からでも受験しやすい制度としてオンラインによる入学者選抜制度の設置（国際学研究科、情報科学研究科）【資料 5-26】、全研究科で導入されている日本学生支援機構による奨学金をはじめ、経済的な支援策として個別の奨学金制度の導入（平和学研究科、情報科学研究科）【資料 5-27（ウェブ）】、社会人院生を対象とした長期履修制度（全研究科）【資料 4-6（ウェブ）】、大学院説明会（平和学研究科）【資料 5-28（ウェブ）】、「enPiT-Pro」事業に関連した社会人大学院生の受け入れ増加を目指したカリキュラム改訂（情報科学研究科）【資料 5-29（ウェブ）】、ハノーバー専科大学（ドイツ）とのダブルディグリープログラム協定の締結に基づく留学生受け入れ（情報科学研究科）【資料 5-30】などを実施することにより、大学院生確保に向けて積極的に取り組んでいる。

4. 全体のまとめ

本学では、公表している学生の受け入れ方針に基づいて、学生募集及び入学者選抜の制度や実施体制を適切に管理・運営し、入学者選抜を厳格・公正に実施している。また、適切な入学定員を設定して学生の受け入れを行い、学部については入学定員・収容定員に基づいた学生数管理を適正に行っている。加えて、学生受け入れの適切性についても、毎年度点検・検証・改善を行う体制を構築している。ただし、大学院については入学定員充足率、収容定員充足率が低く、その対策を検討し改善への取組を行っている。今後もエビデンスに基づく点検を行っていきたい。

以上のことから、本学では、学生の受け入れについて、大学基準に照らして学部に関してはおおむね良好な状態にあると評価できる。一方、大学院に関しては、問題点にも記載した通り、入学定員充足率、収容定員充足率が低いことがあげられるが、現在、様々な施策により大学院生確保に向けて積極的に取り組んでいる。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(1) 大学として求める教員像の設定

[各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等]

本学が求める教員像については、まず、「職員選考規程」【資料 6-1】において、大学設置基準及び大学院設置基準に則り教授、准教授、講師及び助教の資格を定め、教員の選考は、この職位に応じた資格を有し、かつ人格、学歴、職歴、研究業績、大学及び学会並びに社会における活動、健康状態等が広島市立大学の教員として適すると認められる者のうちから選考すると規定している。

また、教員公募の際には、公募要領において、求める教員像に係る全ての教員公募の共通事項として、「建学の基本理念「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」に賛同できる人」、「教育・研究に意欲的に取り組み、社会・地域貢献、大学運営業務に積極的に貢献できる人」と明示している【資料 6-2】。

また、以下の事例のように、担当する教育課程や専門分野に応じた求める教員像を明示している【資料 6-3】。

情報科学研究科では、現在急速に発展しており今後ますます社会からの要請が高まると思われる AI・インタフェース関連分野の研究・教育を強力に推進できる教員を求めています。

システム工学専攻では「AI・インタフェース分野」の教員として、次のような方を募集します。

- ・ AI・インタフェース分野で優れた業績がある人。
- ・ 研究コミュニティや地域での活動により本学のレジビリティ向上に貢献できる人。

このほか、公立大学法人の職員としての行動規準として、「職員倫理規程」【資料 6-4】を、また研究活動に対して「研究者等の行動規範」【資料 6-5】を定めている。

(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

教員組織の編成については、大学設置基準及び大学院設置基準に基づくとともに、各学部・学科及び研究科・専攻の教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置している。

[国際学部・国際学研究科]

国際学部では、教員組織の編制方針を教授会において定め、共有化が図られている。学際性を持つ国際研究のために、それぞれの専門に基づく教育研究の充実、国際学部の発展に寄与できる人材の確保と意識の共有に努め、国際学部教育課程を担っていく教員によって組織することとしている【資料 6-6】。

国際学研究科は、博士前期課程、博士後期課程共に国際学専攻の1専攻で構成され、「国際学部教員組織の編制方針」【資料 6-6】に沿って国際学部教員として採用された教員で構成されている。

【情報科学部・情報科学研究科】

情報科学部の教員は全員情報科学研究科（大学院）に所属し、学部教育専任の教員は配置していない。学科は人材育成の目標に沿って構成されており、教員組織は、「情報科学部・情報科学研究科の教員組織の編制方針」【資料 6-7】に規定されている。

情報科学研究科では、「教員組織の編制方針」を情報科学部教授会・情報科学研究科委員会において定め、共有化が図られている。情報科学研究科の4専攻は、人材育成の目標に基づいて構成され、専門分野に応じて教員を配置することとしている。また、専攻の教員数は大学院の各専攻に対応する学科の学生定員を考慮して配置している。情報科学研究科では、複数指導体制を実現するために研究室制を採用しており、研究室における研究室長の役割を規定している【資料 6-7】。

なお、研究室制については、情報科学研究科の将来構想に基づき、重点的な研究テーマに取り組み研究力を高める、また専攻横断での教育体制が求められていること、多様な学生に対応する教育の実施のために現在の研究室体制では教員間の研究連携が生かせないこと、学生教育負担が大きいことなどの課題があるため、「第3期中期計画」【資料 1-17】で教育・研究体制の見直しを行うこととしている。

【芸術学部・芸術学研究科】

芸術学部では、「芸術学部・芸術学研究科の教員組織の編制方針」【資料 6-8】を芸術学部教授会において定め、共有化が図られている。学部の人材育成の目標を達成すべく、美術学科を構成する日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻の3専攻並びにデザイン工芸学科を構成する視覚造形、映像メディア造形、立体造形、金属造形、漆造形、染織造形の6分野及び現代表現の教育内容に対応した、専門的学識と創作能力を備えた教員を的確に配置することとしている。

芸術学研究科の「教員組織の編制方針」【資料 6-8】は、芸術学研究科委員会において定め、共有化が図られている。芸術学研究科の教員組織は、芸術学部の教員組織の編成方針に沿って採用された芸術学部の教員と、国際学部の教員組織の編制方針に沿って国際学部教員として採用された教員で構成されている【資料 6-6】。編成方針は、研究科の人材育成の目標を達成すべく、博士前期課程では造形芸術専攻を構成する5分野15研究室、博士後期課程では総合造形芸術専攻を構成する3研究領域10研究分野の教育研究内容に相応しい、高い専門的学識と卓越した創作能力を備えた教員を的確に配置することとしている。

【広島平和研究所・平和学研究科】

広島平和研究所は、学術研究、教育活動等を通じて、国際社会の諸問題の解決や世界平和の創造に寄与すべく開設され、その教員組織の編制方針は、設立理念に基づいて明示された研究の重点課題（「核」に関する諸問題の研究、「平和」に関する理論的及び実証的研究、東アジアの平和に関する研究）に沿ったものとなっている【資料 2-23-5-7、6-9:PDF7頁、6-10】。

平和学研究科については、2019（令和元）年度に平和学研究科を開設し、平和学研究科の教員組織の編成方針を定めている。2019（令和元）年度の修士課程の開設に当たり「大学院平和学研究科設置届出書」を作成し、2021（令和3）年度の博士後期課程の開設に当たり「大学院平和学研究科平和学専攻課程変更届出書」を作成し、それぞれ教員組織の編成方針を明示するとともに、構成員等に共有されている【資料 6-9:PDF7頁、6-11:PDF7-8頁】。

教員の組織的な連携体制の実現と教育研究に係る責任の所在の明確化を図るため、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担しており、各学部等において、学部長・研究科長、副学部長・副研究科長、学科長・専攻長等を置き、教員組織の運営を行っている。

また、教務、学生、就職等の専門の事項を調査、企画又は実施するため、部局等において、教務委員会等の委員会を設置し、必要な審議等を行っている。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示していると評価できる。

点検・評価項目②: 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員配置数は、「大学基礎データ」【資料 大学基

礎データ 表1】のとおりである。

各学部・研究科の専任教員は、教育研究上の目的を達成するために必要な教員を配置しており、大学設置基準及び大学院設置基準に定められている要件の教員数を満たしている。なお、2019（令和元）年4月から開設した大学院平和学研究科については、「設置計画履行状況報告書」【資料 6-12】を提出している。

(2) 適切な教員組織編制のための措置

【教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性】

国際学部では、人材育成の目標とカリキュラムポリシーに則り、五つのプログラムへの教員配置を適切に実施することに配慮しつつ、学部人事委員会において採用人事計画の原案を立案している。また、採用人事計画の立案に当たっては、必要に応じて、全学共通系科目や5プログラムを横断する科目の担当も可能な教員配置を視野に入れて計画立案している。なお、専任教員数は48名である。

情報科学研究科では、現在の教員の組織構成は「教員組織の編成に関する方針」【資料 6-7】で示される4専攻に分かれ、各専攻の教員数も方針で示される人数にほぼ相当する。各専攻に所属する教員は専門性に基づき、その専攻の学生の教育、研究の指導を行っている。専任教員数は、情報工学科27名、知能工学科26名、システム工学科28名、医用情報科学科16名の、計97名である。

芸術学部では、学部の人材育成の目標を達成すべく、美術学科を構成する日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻の3専攻並びにデザイン工芸学科を構成する現代表現、視覚造形、映像メディア造形、立体造形、金属造形、漆造形、染織造形の7分野の教育内容に対応した、専門的学識と創作能力を備えた教員を的確に配置することを、教員組織の編成方針としている。専任教員は、美術学科17名（日本画専攻5名、油絵専攻7名、彫刻専攻5名）、デザイン工芸学科14名（6分野及び現代表現領域内理論教育担当含む各2名）の、計31名で構成している。

平和研究所では、教員組織は①核・軍縮研究、②人間の安全保障研究、③平和学研究科（その後、グローバル・イシューズに名称変更）の三分野で構成しており、核・軍縮研究分野は、教授2名、准教授3名、人間の安全保障研究分野は、教授3名、准教授2名、講師1名、グローバル・イシューズ分野は、教授3名と、バランスがとれた陣容になっている【資料 6-10】。

【各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等を含む）】

各学部及び各研究科の教育の目的が体系的に達成されるよう、教員配置を行っている。

なお、「第3期中期計画」【資料 1-17:PDF12頁】では、男女共同参画等、ダイバーシティの尊重と推進に取り組んでいくこととし、女性教員比率を21.6%に上昇させることを目標として掲げている。情報科学研究科及び芸術学部においては、女性教員比率がそれぞれ4%及び19.4%程度となっており、女性教員比率の上昇に向けた計画的な取組が必要である。そのため、情報科学研究科の教員採用において女性限定採用を実施するなどの対応を行っている【資料 6-13】。

【国際学部】

国際学部では、学生の関心や目標に応じた五つのプログラムを用意し、それらを組み合わせ、学修できる多様で柔軟なカリキュラムを編成していることを特色としている。国際学部の五つのプログラムごとに、専門分野に応じた教員を講義科目の担当として割り当てている（複数のプログラムで科目を担当している教員もいる）。

2022（令和4）年5月現在の女性教員数及び比率は17名（35.4%）、外国籍教員数及び比率は8名（16.7%）である。女性教員比率は、国立大学協会が示している男女共同参画計画（2025（令和7）年までに女性教員比率を24%以上）を既に達成済である【資料 2-23-5-1】。

【情報科学部・情報科学研究科】

情報科学部では、情報工学科、知能工学科、システム工学科、医用情報科学科の4学科を設置している。全ての教員は、情報科学研究科の4専攻いずれかに所属し、それらの教員が情報科学部の4学科それぞれの教育を主に担当する組織となっている。また、学部一括で入学した学生全員に対する1年次の学部共通カリキュラムは、情報科学研究科の4専攻全ての教員が担当する。ただし、学際的領域では、専門分野に応じて他専攻の教員が講義を担当することがある。情報科学研究科の教員数は、各学科の定員や所属学生数と講義科目数を勘案して配置されている。これらは全て、「情報科学部・情報科学研究科の教員組織の編制方針」【資料 6-7】に則っている。なお、情報科学部では、原則として全ての講義を専任教員により提供している。

2022（令和4）年5月現在の女性教員数及び比率は4名（4%）、外国籍教員数及び比率は2名（2%）である。今後、教員のダイバーシティ化が求められる【資料 2-23-5-5】。

【芸術学部】

芸術学部の教員組織は、学部の教育課程に基づき配置しており、専任教員は美術学科（日本画専攻、油絵専攻、彫刻専攻）、デザイン工芸学科（6分野及び現代表現領域）及び理論教育担当で構成している。芸術学部では、教育課程における実技実習の比重が非常に重く、教材の準備や、アトリエ、工房等の安全管理が必要で、創作活動においても1対1の実習指導が多いことから、これを補うために、各学科の専攻・分野等ごとに非常勤助教を採用し、教員に準じて学生の実技指導を行っている。また、実習の中で比較的専門性や危険性のない業務に関してはティーチング・アシスタントを採用し、その補佐を行っている。また、その他フォトスタジオ、木工機械室、金工機械室には、それぞれ専門技術を有する安全指導員（専任の嘱託職員）を配置している。

2022（令和4）年5月現在の女性教員数及び比率は6名（19.4%）、外国籍教員数及び比率は1名（3.2%）である【資料 2-23-5-3】。今後、教員のダイバーシティ化が求められる。

【広島平和研究所・平和学研究科】

広島平和研究所の教員組織は、編制方針に沿って、核・軍縮研究領域、人間の安全保障に関する研究領域及びグローバル・イシューズの三分野に配置されている。教員は、個人研究や共同研究等に従事する一方、学部・大学院の平和関連教育においても各教員の専門

性を生かし、役割分担をしながら積極的に参画している。大学院の博士前期課程と博士後期課程を担当する教員は、准教授以上の職位で、博士号取得者（もしくはそれと同等の研究業績を有する者）である。

2022（令和4）年5月現在の女性教員数及び比率は4名（29%）、外国籍教員数及び比率は4名（29%）である【資料 2-23-5-7】。女性教員比率は、国立大学協会が示している男女共同参画計画（2025（令和7）年までに女性教員比率を24%以上）を既に達成済である。今後も男女共同参画等、ダイバーシティの尊重と推進に取り組んでいく。

【特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮】

教員組織の新規採用及び昇任に当たっては、各学部・研究科において教員組織に関する将来構想及び人事計画を策定し、理事長、理事（常勤）、部局長で構成する運営調整会議において、この将来構想及び人事計画を踏まえて、全学的かつ中長期的視点により、各年度における教員採用方針や昇任計画等を調整し、決定している。この中で、各学部等の年齢構成を踏まえたうえで、採用方針等を検討している。

現在の各学部等の状況は、「大学基礎データ」【資料 大学基礎データ 表5】のとおりである。国際学部は、60代の教員の割合が高く、2023（令和5）年度以降の5年間で教授10名の退職が予定されている。また、情報科学研究科は、教員の年齢構成は、バランスが悪く、50代以上が半分を占めており、高齢化している。今後とも、各学部等の将来構想及び人事計画を踏まえて、教員採用方針や昇任計画等を検討していく。

【教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置】

国際学部では、国際学部専門基礎科目（ベーシック入門科目、ベーシック演習科目、英語スキルアップ科目）は、全て国際学部専任教員が担当する。必修科目である1年次の「国際研究入門」、1年次の「基礎演習」、2年次の「発展演習」は、5プログラムのバランスを考慮して教務委員会が担当教員を毎年調整し、教員組織の編成に関する方針に則った専任教員の配置を実現している。同じく必修科目であるアクティブ科目の演習（3年次の「専門演習」及び4年次の「卒論演習」）は、各プログラムの専任教員全員が担当する。

国際学研究科では、学部の5プログラムと博士前期課程の五つの研究群において必要な授業科目と教員配置を検討・確認し、昇任人事・採用人事について学部人事委員会で審議し、主要（必要）な授業科目と専任教員の配置を行っている。

情報科学部では、4学科とも情報科学部専門基礎科目と学科ごとの専門科目のうち、必修科目は専任教員が、選択必修科目は2～4%兼任教員が担当する。これらの専門科目の専任担当率は92.7%以上である【資料 大学基礎データ 表4】。

情報科学研究科では、4専攻とも研究科開講科目のうち、必修・必修選択の科目の専任担当率は100%、選択科目の専任担当率は95.5%以上である【資料 6-14】。

芸術学部の教員組織は学部の教育課程に基づき配置しており、美術学科17名（日本画専攻5名、油絵専攻7名、彫刻専攻5名）、デザイン工芸学科14名（6分野及び現代表現領域内理論教育担当含む各2名）の、計31名で構成している【資料 2-23-5-3】。教育上主要と認められる授業科目については、専任教員を配置している。

芸術学研究科の教員組織は、研究科の教育課程及び授業科目に基づき、博士前期課程に

については、芸術学部にも所属する講師以上の職位にある専任教員（28名）と、国際学部にも所属し大学院では芸術学研究科教員を兼任する専任教員（2名）の30名で編制されている。博士後期課程については、芸術学部にも所属する准教授以上の職位にある専任教員（22名）と、国際学部にも所属し大学院では芸術学研究科教員を兼任する専任教員（2名）の24名で編制されている【資料 大学基礎データ 表1】。教育上主要と認められる授業科目については、専任教員を配置している。

平和学研究科では、博士前期課程については、研究基礎科目11科目は、全て専任教員が担当し、特殊演習科目は、全専任教員（全員博士号取得済）が担当し、学生の学びの多様性を確保している。博士後期課程については、研究基礎科目は、全て専任教員（准教授、教授）が担当し、研究演習科目は、全て専任教員（教授のみ）が担当している【資料 2-23-5-7】。

【研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置】

大学院研究科担当教員に関しては、研究科ごとに、博士前期課程及び博士後期課程の講義科目の担当資格を定めている。また、修士論文及び博士論文の主指導教員、副指導教員の資格も定めている。大学院生が自分の希望する研究分野の指導が受けられるように、担当資格を持つ教員を適正に配置している。

国際学研究科では、「国際学研究科教員任用基準」【資料 6-15】により、博士前期課程及び博士後期課程の担当教員の任用基準を定めている。

情報科学研究科は、専任教員は研究科所属であり、新規採用や昇任に当たっては博士前期課程の担当を前提としており、博士後期課程については、「情報科学研究科博士後期課程資格基準」【資料 6-16】により、博士後期課程の論文審査及び研究指導の基準を定めている。

芸術学研究科は、博士前期課程では学部の講師以上、博士後期課程では学部の准教授以上の教員採用時に、研究科人事委員会において、大学院担当資格等の審査を行っている。また、「芸術学研究科博士課程資格基準」【資料 6-17】を定めている。

平和学研究科においては、専任教員は、平和研究所の所属教員として「平和研究所研究員昇任基準」【資料 6-18】に基づき、採用及び昇任の審査をしており、その際に、「平和学研究科教員任用基準」【資料 6-19】に基づいて大学院の担当資格についても審査している。

なお、教員と担当授業科目の適合性については、教員の新規公募時に、教員公募要領において学部と大学院の担当予定科目を明示し、採用候補者の教育経験等から適合性を判断している【資料 6-2】。

【教員の授業担当負担への適切な配慮】

各学部等においては、授業担当科目の割り当てに当たって、特定の教員に過度な負担とならないよう配慮している。

国際学部では、毎年秋に当該年度の「教務負担調査」を全教員に実施し、学部・大学院における授業負担を考慮して、学部教務委員会が「基礎演習」、「発展演習」、「3学部合同基礎演習」、「地域課題演習」の担当者を割り振りしている【資料 6-20、6-21】。また、オムニバス科目「国際研究入門」の担当者選定で参考にすることがある。

情報科学研究科では、学部科目担当をする際に、教員の専門性に基づいて科目担当を決

定するが、専攻ごとでその担当を決定している。その際、専攻の教員数を配慮するとともに、専攻内での授業の担当決定は、担当科目数、学部や全学の運営組織の負担などを考慮して割り当てをしている。

芸術学部では、専門基礎科目及び専門科目では専門性を持った教員ごとに授業を分担している。また、学年担当教員を配置するなど授業数の分担を行っている。専門基礎科目では、オムニバス方式を取り入れ他の教員と協働して授業を行い、負担の偏りがないよう配慮している。

(3) 学士課程における教養教育の運営体制

学士課程における教養教育の運営体制については、常任の委員会組織として、全学共通教育委員会を設置し、全学共通系科目及び外国語系科目の教育課程及び授業科目に関する事項や共通科目等の授業計画及びその実施に関する事項等を審議している【資料 4-1】。委員会は、委員長は副学長（教育・研究担当）、副委員長は教務担当副理事、委員は附属図書館長、語学センター長、情報処理センター長、各学部及び平和研究所選出委員、教務・研究支援室長で構成している。

以上のことから、本学では、一部の学部等において女性教員比率が低い等の課題があり、男女・年齢構成バランス等に引き続き配慮する必要があるものの、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると評価できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

(1) 教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備／規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の人事については、全学的な視点と各学部・研究科の教育研究上の目的に則って適正・的確に業務を遂行できる優れた教員を確保するため、「職員選考規程」【資料 6-1】に基づき、運営調整会議及び人事委員会において、教員の採用・昇任・再任に関する事務を行っている。

教員の採用については、まず学部長等が、各部局の将来構想及び人事計画（中・長期的な視点を踏まえた採用計画）、教員採用理由及び計画書（1採用案件ごと）を提出する。運営調整会議において、各学部等の計画書等を全学的観点から検討し、採用方針案を作成し、理事会において採用方針を審議・決定する。その後、採用方針を教育研究評議会に報告するとともに、人事委員会において、公募・選考スケジュール及び公募要領等を審議・決定し、公募・選考を行うこととしている【資料 6-22】。

募集する教員の職位については、各部局の将来構想及び人事計画を踏まえ、職位や年齢

のバランスを考慮するとともに、可能な限り優秀な教員を採用するため、「教授、准教授又は講師」、あるいは「准教授、講師又は助教」というように範囲を広めに設定している。このため、運営調整会議において、学部等の職位やバランスがとれるよう、昇任も含めて、毎年各部局の人事計画を点検し、採用方針案を作成している。

選考については、まず「人事委員会規程」【資料 6-23】に基づき、対象となる学部長及び当該学部の教員等 5 人程度で構成する選考委員会を設置し、選考を行っている。

選考委員会においては、まず応募者からの提出書類に基づいた書類審査を行い、3 人程度の面接候補者を選抜し、面接審査を行い、採用候補者を選考し、選考結果報告書を作成し、人事委員会に報告する。

書類審査では、提出書類については、「履歴書」のほか、「学歴に関する証明」、「教育歴に関する証明」、主要研究論文や主要作品等の提出を求め、これら「業績リスト」及び「業績」に基づき、応募資格及び採用方針に適合しているか、職務遂行に必要な専門性、教育力を有しているかなど、候補者の研究力、教育力及び組織人としての資質等の審査を行うこととしている。その後、面接審査を行い、本人出席の下で、プレゼンテーションや模擬授業及び面接を行う。面接審査においては、選考委員会に事務局長（総務・危機管理担当理事）を加え、より社会的、全学的な立場から客観的な審査を行っている。

選考委員会の評価基準は、「選考委員会の選考基準に関する申合せ事項」【資料 6-24】により定めており、教育、研究、大学運営、社会貢献の四つの評価項目について候補者の能力、実績、意欲を各 100 点、計 400 点で採点するとともに、人物評価についても 4 段階評価により評価し、集計・序列化した上で、選考候補者を人事委員会に報告する。

なお、選考委員会及び人事委員会の審査に当たっては、各学部等で定めた教員採用基準又は昇任基準に基づき、職位ごとに当該基準を踏まえた審査をしている【資料 6-15、6-17、6-18、6-19、6-25、6-26、6-27、6-28】。

人事委員会においては、選考委員会委員長から選考報告書の説明を受け、全学的観点から選考結果の審議を行い、採用候補者案を決定し、教育研究評議会の議を経て、理事会において当該人事を決定している。当該人事を決定した後は、理事長から本人に通知するほか、当該教授会等で報告し、外部にも公表している【資料 6-29】。

また、「職員の任期に関する規程」【資料 6-30】に基づき、部局ごとに一部の職位の教員について任期制を導入しており、再任に当たっては、任期期間中における実績について審査基準等を定めた上で審査を実施している。

教員の昇任・再任審査についても、「人事委員会規程」【資料 6-23】に基づき、教員採用と同様の手続により実施している。なお、教員の昇任・再任審査においては、面接審査は実施していない。

再任審査については、「職員の任期に関する規程」【資料 6-30】に基づき、対象教員の任期が満了するおおむね 8 か月前に審査を開始し、6 か月前までに再任審査の結果を通知することとしている。再任審査は、対象教員から提出される「個人調書」及び「教育研究業績書」に基づき、人事委員会において、任期期間中の教育、研究、社会貢献及び学内運営に関する実績を総合的に審査している。

以上のことから本学では、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると評価できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、「FD・SD 委員会規程」【資料 6-31】に定める通り、ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）の推進に責任を負う組織は FD・SD 委員会であり、企画、立案、実施に関する権限を有している。委員長は理事（企画・戦略担当）であり、事務局長（理事（総務・危機管理担当））と副理事（内部質保証・IR 担当）が副委員長を務め、委員として各学部から選任されたものが当たる。

全学と各部局に FD・SD 委員会を設置し、大学教職員としての資質向上に組織的に取り組んでいる。2021（令和 3）年度は、全学教職員を対象とした FD・SD セミナーを 13 回開催し、授業改善、外部資金獲得、ハラスメント防止、知的財産権、健康管理、情報セキュリティなどをテーマとして取り上げ、延べ 1,038 名の教職員の参加があった【資料 1-11】。また、各学部・研究科が所属教員を対象に独自に FD セミナー等を開催している【資料 1-11】。

2018（平成 30）年度からは、FD・SD セミナー、研修会を「特別研修」、「一般研修」、「専門研修」の 3 種類に分類した【資料 6-32】。「特別研修」は大学（法人）が全教職員に対して出席を要請するセミナーとして位置づけ、2021（令和 3）年度は全学で 2 回（研究倫理・コンプライアンス関連、ハラスメント防止関連）、各学部・研究科、研究所、事務局部門で各 1 回（ハラスメント防止関連）実施している。「一般研修」は全教職員にとって重要であり、可能な限り出席が望まれるセミナー等である。具体的には、教育方法改善、学生支援、科研費・外部資金獲得、地域貢献をテーマに行われた。一方、「専門研修」は各教職員の職務や関心に応じて各自が出席を判断するセミナー等である。この分類により教員の目的意識も明確になり、特別研修ではおおむね 100%に近い出席率となっている。

また、2020（令和 2）年度から「FD・SD 活動実施報告書」【資料 1-11】の作成を開始した。この報告書では FD・SD セミナーの開催状況を整理し、セミナー実施に対する自己評価や振り返りを行い、次年度の計画や長期的な計画に反映させることを目的としている。FD・SD 委員会の中で各委員が作成した「FD・SD 活動実施報告書」をもとに報告し、意見交換することにより、FD・SD 活動における PDCA サイクルを適切に機能させている。

2021（令和 3）年度は、コロナ禍のためオンラインによるセミナーが増加した。2022（令和 4）年度も未だコロナ禍の影響が続いているため、対面に加えてオンラインを活用したセミナーが引続き実施されている。

(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

個々の教員における「質保証」と PDCA サイクルを適切に機能させることを目的に、全教員を対象として「年度計画・自己点検結果シート」【資料 2-41】による教員の年度計画作成と自己点検、さらにシートの部局内共有を毎年度実施している。

また、教育成果の点検については、LMS を用いた「授業アンケート」【資料 4-13】によって行っている。授業アンケートは、演習、実験・実技の科目を含め、原則全ての授業で

実施している。設問は、シラバスとの整合性、時間配分、受講生の学習意欲に対する配慮、科目の到達目標に対する自己評価、全体の満足度など 10 項目からなる。また、授業アンケート実施時に学生の回答結果と教員のそれがどの程度一致しているかを客観的に比較できるようにしている。学期終了後の集計が終わり次第、集計結果が各担当者にフィードバックされるが、これを受けて各科目の担当教員は集計結果や自己評価結果を交えて、受講生に授業改善等に向けたコメントをまとめ、「学生へのメッセージ」として学内限定のウェブページで見られるようにしている【資料 4-26】。

このほか、広島市立大学では、教育、研究、大学運営及び社会貢献の四つの活動分野において、顕著な実績を残した教員に対して、毎年度、教員表彰を実施している【資料 6-33: 第 43 条第 1 項、6-34: 第 33 条第 1 項、6-35: 第 34 条第 1 項】。

以上のことから、本学では、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると評価できる。

点検・評価項目⑤: 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、各学部等の人事委員会等において、採用人事及び昇任人事の検討に当たり毎回、学部等所属教員の職位・年齢・専門分野等の構成や定年退職予定などを確認・検討し、教育課程に必要な教員の配置を検討し、フィードバックを行いながら、学部・研究科教員組織の適切性を点検・評価、改善しており、必要に応じて、教員組織の編成方針等の見直しを行っている。

各学部長等は、その検討結果を、各学部等の将来構想及び人事計画書として、運営調整会議に提出し、運営調整会議において全学的及び中長期的な観点から、年齢構成や職位、専門領域等について、教育研究組織のバランス等を点検し、理事会における教員採用方針や昇任の審査に反映している。

平和研究所においては、教員組織の編成について、2014 (平成 26) 年度に再構成した二分野 (①核・軍縮研究、②平和・人間の安全保障研究) の名称を、2019 (令和元) 年度の平和学研究科開設に向け、①核問題・軍縮研究、②人間の安全保障 (及び平和創造の理論構築) に改めた。その後、①核・軍縮研究、②人間の安全保障研究、③平和学研究科 (その後、グローバル・イシューズに名称変更) の三分野に整理した【資料 2-23-5-7: PDF1 頁】。

なお、前述 (基準 2③) のとおり、大学運営全般 (教育・研究・社会貢献、その他) に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手續」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進しており、内部質保証委員会は中期計画及び年度ごとの計画 (年度計画) の策定と進行管理及び実績評価 (「第 2 期中期計画」【資料 1-19】第 3 の 1(1)機動的かつ

効率的な運営体制の構築ア、「第3期中期計画」【資料 1-17】第3の1戦略的、機動的かつ効率的な運営体制の構築及び運営の実施(4)の計画が該当)を担うことを通じて教員組織の適切性の検証に関与している。

以上のことから、本学では、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

2. 長所・特色

- 教員組織については、各学部等において、教員組織に係る将来構想及び人事計画を適宜見直し、理事長、理事、部局長で構成する運営調整会議において、この将来構想等を踏まえつつ、全学的及び中長期的な視点により、教員採用方針等を調整している。なお、教員の採用方針は理事会で決定している。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、規程や教員公募要領等において本学の理念と目的に基づいた求める教員像を明示しているとともに、教員組織の編制方針を適切に明示している。また、教員組織の編制方針に基づき、国際性や男女比、年齢構成に配慮しながら、各学位課程の目的に即して、教育上主要と認められる授業科目において専任教員を適正に配置している。

各学部等においては、教員組織に係る将来構想及び人事計画を適宜見直し、理事長、理事、部局長で構成する運営調整会議において、この将来構想等を踏まえつつ、全学的及び中長期的な視点により、教員採用方針等を調整し、理事会で決定している。一部の学部等において、女性教員比率が低い等の課題があり、男女・年齢構成バランス等に引き続き配慮する必要があるものの、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

教員の募集、採用、昇任等については、基準、手続や規程を整備し、規程等に沿って適切に行っている。

教員の資質の向上を図るための方策の組織的かつ多面的な実施についても、適切に実施している。

教員組織の適切性の定期的な点検・評価については、毎年度、各学部等の人事委員会等で教員組織の点検・評価を行い、これに基づき、教員組織に係る将来構想及び人事計画を策定している。これらを踏まえて、全学的及び中長期的な観点から、年齢構成や職位、専門領域等について、教育研究組織のバランス等を点検し、理事会における教員採用方針や昇任の審査に反映している。

以上のことから、本学では、教員・教員組織について、一部の学部等において女性教員比率が低い等の課題があり、男女・年齢構成バランス等に引き続き配慮する必要があるものの、大学基準に照らしておおむね良好な状態にあると評価できる。

第7章 学生支援

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

(1) 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

「国際学、情報科学、芸術学及び平和学という特色のある学部、研究科及び研究所の構成を生かした教育研究を推進し、豊かな人間性と確かな社会性を備える有為な人材の育成」をするという本学の目的を果たすためには、様々な学生が安心して学びを深めることができるよう、修学・生活・進路など多面的に学生を支援していくことが必要である。この多面的な支援を具体化することを目指して、学生生活支援等を主としている学生委員会、学生の就職キャリア形成等を主としているキャリアセンター及び2020（令和2）年度に設置した心と身体の相談センターが連携しながら、履修・単位修得等の教務的な学生指導を行うとともに、進路相談を含むキャリア形成支援や、心身の健康に配慮した学生支援を実現してきた。

全学の方針として、2010（平成22）年度からの「第1期中期目標」【資料 7-1】、2016（平成28）年度からの「第2期中期目標」【資料 2-1】及び2022年（令和4）度からの「第3期中期目標」【資料 1-18】に「学生への支援」に関する目標が明示されている。「第1期中期目標」【資料 7-1】には「全ての学生が心身ともに健康で充実した大学生活を送ることができるよう、学習環境、生活環境、健康管理、課外活動等様々な面で支援の充実を図る」という方針を示している。また、「第2期中期目標」【資料 2-1】には「学生自らが、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための力を身に付けるよう、また、やりがいを持って働く生き方について考え、行動できるよう、入学時からキャリア形成に関する支援の充実を図るとともに、地元企業との連携強化等により、就職支援の充実を図る」という方針、また、「第3期中期目標」【資料 1-18】には「学生自らが、社会の中に自分の役割を見だし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けるとともに、やりがいを持って働く生き方について考え、行動できるよう、入学時からのキャリア形成に関する支援及び広島広域都市圏の企業との一層の連携強化等による就職支援の充実を図る」という方針を掲げており、これらの方針に沿って学生の支援を行っている。さらに、2021（令和3）年に公表した「広島市立大学未来ビジョン」【資料 1-23】においても、教育分野の長期ビジョンの中に、「入学前から卒業後まで、学生の修学、学生生活、キャリア形成を総合的に支援する体制を強化する」ことが明文化されており、学生支援に関する方針を明らかにしている。

本学のこれまでの「第1期中期計画」【資料 7-2】や「第2期中期計画」【資料 1-19】、さらに、現在進行形の「第3期中期計画」【資料 1-17】における「学生への支援」に関わる計画は、上記のように学内に周知され共有された全学の方針に基づいたものであり、運営方針・計画の教職員への周知を徹底し、学生支援の強化を行っているところである。ま

た、学生支援の体制については、全学部の学生に向けたものとなっており、全学の方針に基づいた学生支援の取組については、中期計画のPDCAサイクルを通じて学内外に公表されている【資料 3-22 (ウェブ)】。

以上のことから、本学では、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する本学の方針を明示していると評価できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

(1) 学生支援体制の適切な整備

学生支援の体制については、本学においては、各学部から選出された教員と学生支援室から構成される学生委員会が中心となって支援する体制としている。学生委員会の委員長は副学長（教育・研究担当）、副委員長は学生支援担当副理事が担っており、全学的な見地からの支援を行っている。「学生委員会規程」【資料 7-3】に基づき、学生委員会では、主に学生の課外活動及び学生団体への支援や学生寮の整備・運用や学生の保健管理に関して審議を行い、学生支援室が実務に取り組んでいる。また、学生の就職・進路に関わるキャリア形成支援に関しては、「就職・キャリア形成支援委員会規程」【資料 7-4】に基づき、教職員による学生の就職支援やキャリア形成支援、進路指導を実施しているほか、「キャリアセンター規程」【資料 7-5】に基づきキャリアセンターの教職員が実施しており、学生支援担当副理事をキャリアセンター長とし、2名のキャリアアドバイザーによる相談業務や、2022（令和 4）年度より新たに採用したジョブコーディネーターによる企業開拓を担っている。また、「第 2 期中期計画」【資料 1-19】において計画されていた「保健管理センター（仮称）」の実現を目的として 2020（令和 2）年度に「心と身体の相談センター」が設置された。本センターは、「心と身体の相談センター要綱」【資料 7-6】に基づき、保健室及び相談室で構成され、学生の心と身体に関する相談に応じて、専門的な支援を行うことで、学生の心身の健康の保持増進を図る体制としている。2021（令和 3）年度より、心と身体の相談センターの構成員に、ハラスメント相談室長も加え、ハラスメント相談室との連携も強化した。また、学生同士支え合える環境の醸成を図ることを目的として、2019（令和元）年度よりいちだいピア・サポート活動（略称「いちピア」）をスタートさせ、現在、心と身体の相談センター教員と学生支援室の職員と共に、いちピアに所属する学生サポーターの養成や支援を行う体制を整えている。

(2) 学生の修学に関する適切な支援の実施

【学生の能力に応じた補習教育、補充教育】

本学では、学生の能力に応じた補習教育として、以下のような学生の基礎学力向上を目指した「サポート教室」を実施している【資料 7-7】。英語については、おおむね TOEIC スコアが 350 点以下である全学部の学生（希望者）を対象として、英文法や文法事項の TOEIC リーディング問題への応用力を教育している。数学については、主に情報科学部の 1 年生～3 年生までの「解析学 I」や「線形代数学 I」の単位未修得者を対象として、それらの科目の単位を修得するために必須である高等学校数学を教育している。また、芸術学部の学生を対象として、前期の実習の成績に基づいて、素描、デッサン、塑像といったそれぞれの技法における基本スキル向上のための実技指導を実施している。

情報科学部では、ICT 活用に不可欠なプログラミングや情報科学の基礎となる数学において秀でた能力を、学習意欲と共に更に伸ばす「イノベーション人材育成プログラム」を実施している。本プログラムでは、標準で開講されている科目群に加え、実践的な情報技術のプロフェッショナルを育成する「革新的 ICT 実践特別コース」と科学的探求力を持つ IT 技術者を育成する「革新的情報科学特別コース」及び両者の共通科目群の科目を履修できる。総合型選抜推薦入試による入学者は優先的に履修できる一方で、情報科学部に入学した全ての学生が履修にチャレンジできる【資料 4-2（ウェブ）：10 頁】。

また、情報科学部では、3年以上在学し、学部が定める卒業単位を優秀な成績で修得し、かつ、学生本人が希望した場合には、4年未満の在学で卒業できる「早期卒業制度」を導入している。早期卒業するためには、早期卒業の適格認定を受けた上で、4年間で修得する単位を3年もしくは3年半で習得する必要があり、半期に登録できる履修単位の上限を解除して履修することが必要となるため、早期卒業制度についての詳細は、入学時の学部ガイダンス等で周知をしている【資料 4-2 (ウェブ) : 10 頁】。

【正課外教育】

本学において実施している特徴的な正課外教育として、平和学習を基にしたリーダー人材育成を目指す「市大塾」と国際学生寮にて日本人と外国人の共同生活をまとめる「国際学生寮学生役職者」の設置があげられる。

市大塾は、社会における自らの役割を認識した新しい時代を担うリーダー人材の育成を目指し、塾長を学長とし、2017（平成 29）年 10 月に創設した本学独自の正課外教育プログラムである。1年生から4年生まで学部を問わず広く塾生を受け入れており、学部・学年を超えた本音の討論や現場での体験、様々な分野のゲスト講師との交流を通して、豊かな感性と高い倫理観を培うとともに、リーダーシップに関する能力、資質、行動力を養っている【資料 7-8、7-9 (ウェブ)】。2022（令和 4）年度には、塾長や副塾長（社会連携センター特任教授）、副学長（教育・研究担当）及び学生支援担当副理事が応募者を面接して、12名の5期生が入塾を許可された。これまで、学内プログラムとして、社会の様々な問題についての講義・講話やディスカッションを附属図書館1階の塾生室で実施し、学外プログラムとして、休業日等を活用して、フィールドワークやボランティア活動に取り組んでいる。実際に生活困窮者支援活動のボランティア団体である「広島夜回りの会」のご協力のもとホームレス支援の現場を学ぶプログラムや、国立療養書長島愛生園に訪問してハンセン病の歴史や入所者の心情から人間が陥る差別・偏見について考えるプログラムを実施した【資料 7-10】。

国際学生寮（名称「さくら」）は2018（平成 30）年 4 月に本学の国際化及びグローバル人材育成施設の一環として設置された【資料 7-11】。国際学生寮さくらでは、16のユニットで構成され、各ユニットにて日本人3名、外国人留学生3名の寮生が国籍の枠を超えた共同生活を送るなかでグローバルな視野を持ち、対人関係の構築や多様性を受け入れ共感する力に優れたタフな人材を育成することを目的としている。また、国際学生寮さくらでは、ユニットごとに1名の学生役職者を配置している【資料 7-12 (ウェブ)】。学生役職者は、各ユニットをまとめ快適な生活空間を維持することのみならず、寮生に寄り添い困ったことをサポートする役を担う。学生役職者の中から、寮全体を統括する3名のレジデントリーダーと各階をまとめる4名のフロアリーダーを選出し、階層的に寮を統括する体制を整えている。毎月実施するレジデント会議では、レジデントリーダー、フロアリーダーと国際学生寮専門委員会【資料 7-13】の教職員が集まり、国際学生寮さくらの運営について議論するとともにリーダー教育を行っている。また、学生役職者は国際学生寮運営委員会の教職員が面接することで選出され、毎年1月から3か月の間、寮の運営ルールの理解やコミュニケーションスキルの向上、緊急時の安全講習などのリーダー研修を受けてもらい、4月から円滑にリーダーとして寮をまとめてもらうよう支援している。

【自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援】

本学において学習支援システムとしてウェブを通じて種々の操作が可能な WebClass を導入している【資料 7-14】。教務システムにて履修登録された講義が自動的に WebClass にもクラスが登録される仕組みとなっており、WebClass の登録講義のクラスには、講義に関連した資料と共に、担当教員とのメッセージを送受信できる機能が備わっている。学習を進めるうえで困ったことが生じた場合における連絡に、WebClass のメッセージ機能が利用可能である。また、新型コロナウイルス感染が疑われる症状があった場合には、本学の方針として、学生は直ちに心と身体の相談センターに連絡をして適切な行動をとるよう指示が与えられるが、その際、WebClass のメッセージ機能を活用して、授業担当教員へ欠席の連絡をするよう指導している。これらのように、授業担当教員と確実に連絡が取りあえる環境を整えている【資料 7-15 (ウェブ)】。

また、2022 (令和 4) 年度より、学生生活サポーター【資料 7-16】を導入して、先輩学生が新入生からの学習や生活に関わる相談に対応ができる体制を構築して運用している。本学では 1 年次の前期に 3 学部合同基礎演習が必修科目として設定されているが、その演習グループに一人ずつ学生生活サポーターとして 36 名の先輩学生に従事してもらい、4 月のオリエンテーションから前期の間、学生からの相談に対応してもらっている。相談においては、Microsoft Teams のグループチャット機能を利用しており、オリエンテーション期間に学生生活サポーターが各グループの新入生のために Teams 上のグループを形成し、Teams のインストールや相談時の使い方等を指導し、新入生の大学や自宅からの相談にオンライン上にて応じることができる体制としている。36 名の学生生活サポーターの中には 12 名のピア・サポーターが動員されており、問題の早期発見を目指し、定期的を開催しているピア・サポーター会議において、学生支援担当副理事や学生支援室とも相談事例の情報共有を行っている。

【オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮】

新型コロナウイルス感染症対策のため、本学においても 2020 (令和 2) 年度前期からオンライン授業の体制が整えられた。オンライン授業用ツールとしては、Microsoft Teams が利用できるように整備している。学生は、情報処理センターのウェブページよりそれぞれのオンライン授業用ツールの利用方法を閲覧できる。また、新入生に対しては、入学後のオリエンテーション期間におけるネットワーク講習会【資料 7-17】、若しくは、全学共通科目の必須科目である「情報活用基礎」【資料 4-7 (ウェブ)】の中で、オンライン授業用ツールの利用法を学ぶ機会を設けている。

学習支援システムとして、WebClass を導入しており、オンライン授業を行う場合においては、学生は WebClass にアクセスすることで、各授業のオンライン授業用コンテンツにアクセスすることを可能とした。オンライン授業時に何らかのトラブルでアクセスできなくなった場合にも、WebClass に掲載している授業資料に期限内でアクセスすることが可能である。

通信環境への配慮として、2020 (令和 2) 年度には、オンライン授業のための通信環境の確保が難しい学生を対象として、コロナ禍における国からの補助制度も活用しながら、モバイルルータを貸し出す取組を実施した【資料 7-18】。2020 (令和 2) 年度の前期には

40 台、後期には 48 台のモバイルルータを申請のあった学生に貸し出した。

【留学生等の多様な学生に対する修学支援】

正課外教育でも説明したように、本学では国際学生寮さくらを運営しており、各ユニットに割り当てられた学生役職者が共同生活をしながら寮生としての留学生を支援する体制を整えている。共同生活を行うことで、日本の生活様式にも順応しやすく、また学生間の交流を活性化することで、分からないことを教え合う環境が構築されている。

また、本学では、留学生バディ制度を取り入れている【資料 7-19】。留学生バディとは、留学生のパートナーになり大学生活や日常生活をサポートする学生ボランティアのことであり、任期を 1 年間として毎年 3 月に募集している。募集対象の学生は、英語又は留学生の母国語の語学力（韓国語・中国語・タイ語・フランス語・ドイツ語）を有していることを条件としており、多様な国籍の留学生に対応している。2022（令和 4）年度は、韓国から 7 名、ドイツから 7 名、フランスから 6 名、中国から 3 名、タイから 1 名、アメリカから 1 名、カナダから 1 名の留学生に対して留学生バディを選考した。

【障がいのある学生に対する修学支援】

障がいのある学生の受け入れと修学支援については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（2015（平成 27）年 2 月 24 日閣議決定）に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」【資料 7-20】を 2016（平成 28）年に制定している。この要領において、障がいを理由とする不当な差別的取扱い並びに合理的配慮の基本的な考え方を明示し、本学が行う教育及び研究その他本学が行う活動全般に係る観点に立った具体的な事象から総合的・客観的な検討に基づき判断することとしている。また、障がいを理由とする差別の解消に関する推進体制として、最高管理責任者に理事長をあて、総括監督責任者に理事（教育・研究担当）をもって、また、監督責任者として学部長及び事務局長をもってあて、教職員への研修等、障がい者差別解消の推進に必要な措置を講ずることとしている。

障がい学生への支援については、ウェブサイトに掲載しており【資料 7-21（ウェブ）】、大学に対して就学上の配慮を希望することがある場合、心と身体の相談センターが窓口となり、関係部署と連携して合理的な配慮を行っている。

【成績不振の学生の状況把握と指導】

成績不振の学生の状況把握と指導については、各学部において担任制度を設けて対応している【資料 7-22:PDF20 頁】。国際学部においては、1 年次の基礎演習や 2 年次の発展演習の担当教員、3 年次からは配属されるゼミの担当教員が担任として学生の指導にあたっている。情報科学部においては、1 年次から 3 年次まではチューターの教員が割り当てられ、研究室に配属された以降は、研究室に所属する教員が担当して学生の指導にあたっている。情報科学部のチューターは、1 年次には 12 クラスにそれぞれ 2 名ずつの教員が割り当てられ、2 年次以降は、四つの学科に学生が配属された後にそれぞれの学科で 2 名ずつの教員が指導にあたっている。芸術学部においては、入学時において各学科の専門の専攻・コースに学生は所属するため、各専攻・コースの教員が担任してきめ細やかな指導を実施

している。それぞれの担当教員は、授業を欠席するなど成績不振が予想される学生に対してまずは面談等で指導するが、心身の健康において問題を抱えていた場合には、心と身体の相談センターと連携して、個々の学生の状況を把握しながら、指導にあたっている。

【留年者及び休学者の状況把握と対応】

それぞれの学部において、進級要件や卒業論文・研究・制作着手要件が決められている【資料 4-2 (ウェブ) :8 頁、10 頁】。国際学部においては、卒業論文着手要件が規定されており、卒業の要件となる 128 単位のうち、90 単位以上を修得していることとされている。また、情報科学部においては、3 年次進級要件と卒業研究着手要件が規定されており、3 年次に進級するためには、卒業の要件となる 128 単位のうち、2 年次までの必修の実験、プログラミングⅠ演習、プログラミングⅡ演習、e ラーニング英語Ⅰ及び e ラーニング英語Ⅱの全単位を含む 66 単位以上を修得していることとされており、また、卒業研究着手要件は、3 年次末において卒業の要件となる 128 単位のうち、3 年次までの必修の実験、演習科目、e ラーニング英語Ⅲ及び e ラーニング英語Ⅳの全単位を含む 110 単位以上を修得していることとしている。また、芸術学部においては卒業制作着手要件として、卒業の要件となる 128 単位のうち、90 単位以上を修得していることとされている。

各学部の留年率は、およそ 7%前後で推移している（ただし、国際学部には卒業時期の延長はあるが「留年」はない）。留年者の状況は進級要件、卒業論文・研究・制作着手要件を満たされない学生として事務局の教務グループにより把握され、これらの情報は各学部の教授会において共有され、必要な指導は担任教員が中心となって行っている。学生と面談を行い、留年の理由や学習状況、学生の生活の様子などを確認して、個々の状況を踏まえた相談指導を行っている。なお、以下の留年者数は、休学や留学によって進級の遅れたもの（国際学部の場合は在学期間を延長したもの）を全て含んでいる。特に、国際学部では留学による休学により卒業を延期する学生が多いが、新型コロナウイルス感染症拡大による出入国管理の影響を受けた 2021（令和 3）年度は留学者数が激減したため、卒業を延長する学生数も激減した。

＜表 5 過去 5 年間の留年者数＞

学部		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際学部	人数（人）	36	49	35	41	18
	割合（%）	7.4	10.3	7.2	8.6	3.7
情報科学部	人数（人）	83	76	81	61	87
	割合（%）	8.9	8.0	8.5	6.4	9.0
芸術学部	人数（人）	8	9	12	15	13
	割合（%）	2.3	2.6	3.4	4.2	3.7
合計	人数（人）	127	134	128	117	118
	割合（%）	7.2	7.6	7.1	6.5	6.5

学生が休学を希望する場合には、学生委員の教員が担任の教員と連携しながら、面談を

もとに、休学の理由を聞き取りながら、休学期間やその間の過ごし方など指導を行い、休学届に署名をする。休学届が提出された場合、各学部の教授会において審議され、了承をする手続をとっている。各学部の休学者数は以下のとおりである。特に、国際学部の休学理由は留学によるものが多く、2020（令和2）年度までは平均6%を超えていたが、2021（令和3）年度は休学者数も激減した。

＜表6 過去5年間の休学者数＞

学部		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際学部	人数（人）	22	42	33	25	18
	割合（%）	4.5	8.8	6.8	5.2	3.7
情報科学部	人数（人）	14	20	18	14	20
	割合（%）	1.5	2.1	1.9	1.5	2.1
芸術学部	人数（人）	9	6	3	5	9
	割合（%）	2.6	1.7	0.8	1.4	2.5
合計	人数（人）	45	68	54	44	47
	割合（%）	2.5	3.8	3.0	2.5	2.6

※ 国際学部は私費留学による休学などが多い。

【退学希望者の状況把握と対応】

学生が退学を希望する場合には、休学時と同様、学生委員の教員が担任の教員と連携しながら、面談をもとに退学の理由を聞き取りながら、その後の進路などの指導を行い、退学届に署名をする。退学届が提出された場合、各学部の教授会において審議され、了承をする手続をとっている。退学の背景には、成績不振、進路変更希望、心身の不調、経済的理由など、種々の要因が複合している傾向がある。留年や休学を経て、退学に至ることが多く、退学の意思を固めるまでに、担任教員や学生委員の教員との面談を複数回にわたり実施している。必要に応じて学生の保証人（多くの場合は親）との面談の場を設け、今後の進路などについて学生がしっかりと展望をもつことができるよう、丁寧な支援を心がけている。過去5年間の退学者数は以下の表のとおりである。退学率はおよそ1%～2%で推移しており、過去2年間は1%を下回っている。

＜表 7 過去 5 年間の退学者数＞

学部		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際学部	人数 (人)	2	6	3	4	3
	割合 (%)	0.4	1.3	0.6	0.8	0.6
情報科学部	人数 (人)	16	20	17	7	10
	割合 (%)	1.7	2.1	1.8	0.7	1.0
芸術学部	人数 (人)	10	7	6	6	0
	割合 (%)	2.9	2.0	1.7	1.7	0.0
合計	人数 (人)	28	33	26	17	13
	割合 (%)	1.6	1.9	1.4	0.9	0.7

【奨学金その他の経済的支援の整備】

学部・研究科の学生に対する経済的支援については、授業料減免制度と日本学生支援機構等の奨学金制度がある。授業料減免制度や日本学生支援機構等の奨学金制度については、「学生 HANDBOOK 2022」【資料 1-10 (ウェブ) : 30 頁】にて学生に周知をしている。また、奨学金の給付・貸与状況は「大学基礎データ」【資料 大学基礎データ 表 7】に詳細を記載している。

授業料減免制度については、「授業料等の減免に関する規程」【資料 7-23】に基づき、経済的理由により納付が困難と認められる者で一定の成績要件を満たす者に対して、本学独自に授業料の全額又は半額、若しくは 1/4 を免除するものである。また、2020 (令和 2) 年度より国の支援制度として新たに始まった、非課税世帯又は非課税世帯に準ずる世帯の学部生を対象とした入学料・授業料の減免及び給付型の奨学金の支給制度も対象校として実施している。以下に、授業料減免制度の実施状況を示す。

＜表 8 過去 5 年間の授業料減免制度の実施状況＞

(ア) 国の修学支援新制度の実施状況 (2020年4月施行)

(単位：人)

区 分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
非課税世帯 (全額免除)	—	—	—	—	—	—	91	78	96	98
非課税世帯に 準ずる世帯 (2/3免除)	—	—	—	—	—	—	43	49	60	51
非課税世帯に 準ずる世帯 (1/3免除)	—	—	—	—	—	—	34	26	36	39
計	—	—	—	—	—	—	168	153	192	188

(イ) 本学独自の授業料減免制度の実施状況

a 学部生

(単位：人)

区 分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
全額免除	8	6	5	5	5	3	7	5	1	0
半額免除	50	35	44	30	37	30	19	18	14	11
1/4免除	29	35	32	32	28	34	13	15	8	11
計	87	76	81	67	70	67	39	38	23	22

b 大学院生

(単位：人)

区 分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
全額免除	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
半額免除	21	19	16	19	23	26	35	32	24	24
1/4免除	9	9	6	5	8	8	6	6	13	13
計	32	30	23	25	32	35	42	39	38	38

また、2011（平成23）年3月の東日本大震災や2014（平成26）年8月の広島豪雨災害、また度重なる台風などの災害を受け、本学では、震災及び台風等の被害状況等に鑑み、近年の入学者選抜における特例措置として、入学検定料の免除（返還）及び入学料の減免を実施している。

日本学生支援機構による奨学金については、毎年学生向けの説明会を開催するなど、広く学生に情報提供を行っており、2021（令和3）年度では学部生の約49%（885/1,807）が貸与又は給付を受けている。なお、日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与に対する返還免除制度における大学院生の推薦者を選出する際には、各学部の学生委員会の教員が学生の研究・制作等の業績や課外活動を勘案して推薦順位を決定した後、「大学院奨学金返還免除候補者学内選考規程」【資料 7-24】に基づき、学生支援室により各学部における仮推薦枠を決めて、学部間の調整を行い公平性の高い推薦者の決定を実施している。

日本学生支援機構以外の奨学金についても大学ウェブページやポータルサイトにて適宜情報提供を行っており、2021（令和3）年度では日本人学生及び外国人留学生（学部生・大学院生含む）の奨学金受給者はそれぞれ、19名及び20名となっている。以下に過去5年間の奨学金受給状況を示す。

＜表 9 過去 5 年間の奨学金受給状況＞

学部生		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
日本学生 支援機構	第1種（利息なし）	374	393	413	390	387
	第2種（利息3%以内）	427	391	345	295	279
	給付	—	—	14	183	219
	計	801	784	772	868	885
その他の 奨学金	日本人学生	12	10	8	5	13
	外国人留学生	7	4	2	2	1

大学院生		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
日本学生 支援機構	第1種（利息なし）	121	107	98	88	98
	第2種（利息3%以内）	10	5	5	1	4
	給付	—	—	0	0	0
	計	131	112	103	89	102
その他の 奨学金	日本人学生	12	11	9	10	6
	外国人留学生	21	18	18	16	19

【授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供】

経済的支援に関する情報提供として、本学に依頼のあったアルバイトの求人票を講義棟の掲示板に掲示（及び学生支援室カウンターにファイル）することと併せ、大学のウェブページ（学内限定）にも掲載している。また、学内にて実施するイベント（オープンキャンパス、保護者説明会、企業に対する大学説明会など）において、受付業務や会場整理などのアルバイトや図書館における図書整理のアルバイトなど、学生に募集の周知を行い、経済的支援につながる情報提供を実施している。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト収入や保護者の収入が減少し経済的に困窮している学生を支援するため、広島市立大学基金を財源にして、1人当たり3万円の応急奨学金を給付する事業を2020（令和2）年5月に創設した。ウェブページやポータルサイト、メーリングリスト等で広く周知を行い、本事業終了の同年7月31日までに寄附の件数が107件、寄附の総額が671万6,643円及び学生への応急奨学金給付件数は239件であった【資料 7-25（ウェブ）】。

（3）学生の生活に関する適切な支援の実施

【学生の相談に応じる体制の整備】

学生の相談の窓口はできるだけ多面的に設置し、そこで受けた相談を適切な部署へつなぐ体制を整備している。

直接的な相談の窓口としては、心と身体の相談センターの保健室や学生相談室、事務局（教務グループや学生支援グループなど）、各学部の担任教員が機能している。相談内容によって、心と身体の相談センターにつながり相談に対応する。全学組織としての心と身体の相談センターは、守秘義務に配慮しつつ、これらの対応を把握し、必要に応じて関係部署の調整等を行っている。

【ハラスメント防止のための体制の整備】

「ハラスメントの防止等に関する規程」【資料 7-26】に基づき、ハラスメント相談室(2022(令和4)年度の相談員は教員6名・事務職員6名)を置いている。ハラスメント相談員の氏名、連絡先は学内ウェブサイトに掲載するとともに、ハラスメント相談専用メールアドレスの掲載やMicrosoft Formsを用いた相談フォームを設置することで、匿名でも相談しやすい体制を整えている。また、上記規程に基づき、2022(令和4)年にはハラスメント防止に関する基本的な心構えなどを周知することを目的とした、「ハラスメント防止及び対応ガイドライン」【資料 7-27】を改訂した。このガイドラインも学内ウェブサイトに掲載されており【資料 7-28(ウェブ)】、教職員だけでなく学生も閲覧することができる。ハラスメント相談に関しては、「学生HANDBOOK 2022」【資料 1-10(ウェブ)】41頁においても学生に周知をしている。

ハラスメント相談員への相談だけでなく、学生相談室や教職員が受ける学生からの相談においてハラスメントが疑われる事案を把握した場合には、学生の同意を得て、関係部署で状況を把握し、問題の解決を図っている。ハラスメント事案と認められる場合には、「ハラスメントの防止等に関する規程」に則り、ハラスメント調査委員会を招集して対応にあたることになっている。

【学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮】

「心と身体の相談センター要綱」【資料 7-6】に基づき、学生の心と身体に関する相談に応じるとともに、専門的な支援、教育及び保健指導等を行うことを目的として、心と身体の相談センターが設置された。心と身体の相談センターでは、保健室と相談室で構成され、学生の心身の健康に対する相談、教育を実施している。

保健室では2名の保健師で対応しており、2022(令和4)年度から1名の保健師を特任教員として採用し、勤務時間を長くすることで学生対応を充実させた。相談室の構成員は本学教員と学生相談員の2名の臨床心理士としており、学生の相談に応じる体制を強化するため、2022(令和4)年度より学生相談員を週4日勤務の非常勤職員から週5日勤務の特任職員に変更して新規に採用し、相談できる体制を強化した。学生相談員は、ハラスメント相談員も兼ねており、また、2021(令和3)年度からは心と身体の相談センターの構成員にハラスメント相談室長も加わる体制とすることで、ハラスメント相談室との連携も強化している。

学校保健安全法に基づき、心と身体の相談センターでは、4月に全学生を対象に定期健康診断を実施している。また、定期健康診断時には全学生に問診票の提出を呼びかけており、学生の心身の健康や相談の希望の把握に取り組んでいる。2018(平成30)年度からは問診票を電子化し、上記情報を即座に収集できる体制を構築した。相談室では、例えば、「死にたいと思うことがある」といった質問項目に「よくある」、「ある」といった回答をした学生を抽出し、個別に連絡して相談につなげる取組を実施している。過去5年間の定期健康診断の受診率及び相談室における相談件数を以下に示す。なお、2022(令和4)年度の定期健康診断の受診率は、5月時点において、学部生で84.5%、大学院生で74.4%であり、例年どおりの傾向であった。

＜表 10 定期健康診断受診率及び相談室における相談件数＞

定期健康診断受診率

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
学部生受診率 (%)	84.8	81.5	81.5	77.9	87.0
大学院生受診率 (%)	79.1	80	80.4	71.4	76.0

相談室利用状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
相談件数 (延べ)	769	754	961	992	1337
配慮申請件数 (延べ)	2	5	3	11*	7
相談室利用率 (%)	2.8	4.4	3.7	4.4	5.2

*コロナに関する配慮を含む

本学においては、AED (Automated External Defibrillator) (自動体外式除細動器) を 8 箇所 (本部棟 1 階、図書館・語学センター 1 階、講義棟 2 階、情報科学部棟 5 階、芸術学部棟 5 階、体育館入口、トラック&フィールド、学生寮もみじ) に設置している。新入生に対しては、必修科目の体育科目における 1 コマにて、また、教職員や国際学生寮学生役職者に対して、毎年定期的に AED 講習を日本赤十字の協力を得て実施している。

コロナ禍において、学生が登校できない場合でも、心身の健康について相談しやすい環境を整えるため、従来の電話による相談のみならず、Microsoft Teams を用いてオンライン保健室を開設しており、心と身体の相談センターのウェブページより利用申し込みが可能である。また、「新型コロナウイルス感染予防・拡大防止ガイドライン」【資料 7-15 (ウェブ)】を整備し、感染状況にあわせて改定しながら、大学のウェブページで学生に周知している。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、本学のガイドラインに基づき、感染の疑われる学生からの連絡を心と身体の相談センターの保健室にて対応し、専門的な観点からの感染防止の指示や学生の健康観察を電話やメール等で行っている。

【人間関係構築につながる措置の実施】

人間関係構築につながる学生交流機会の確保として、本学では、国際学部、情報科学部及び芸術学部の 3 学部の新入生を交流させる 3 学部合同新入生オリエンテーションを毎年 4 月の入学式直後に実施している。本オリエンテーションは、1 年生の必修科目である 3 学部合同基礎演習のグループ単位で交流を促す取組であり、2022 (令和 4) 年度は、学内オリエンテーリングを実施して、36 のグループ単位にて大学キャンパス内の主要箇所を巡るイベントを学生支援室にて取り組んだ。オリエンテーリングでは、ピア・サポーター 12 名を含む 36 名の先輩学生を学生生活サポーターとして各グループに割り当て、学生生活サポーターがそれぞれのグループを引率し、グループ内のメンバー間の交流を促した。そのほか、本オリエンテーション中、学生生活体験発表会を開催し、留学やインターンシップ、地域活動などを実施した先輩学生による発表を聞くことで、先輩学生との交流の機会を設けている。

(4) 学生の進路に関する適切な支援の実施

[キャリア教育の実施]

本学におけるキャリア教育は、「学生 HANDBOOK 2022」【資料 1-10 (ウェブ)】65-66 頁にも示しているように、全学共通系科目と各学部専門科目に分かれて実施されている。

<表 11 キャリア形成・実践科目の履修例【資料 1-10 (ウェブ) : 66 頁】>

■キャリア形成・実践科目の履修例

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
【全学共通系科目】			
第1ターム 通年 キャリア デザイン i ・ベーシック	第4ターム キャリア デザイン ii	前期 キャリアサポート ベーシック A	後期 キャリアサポート ベーシック B
【専門科目】 ※各学部でキャリア形成の視点を取り入れた専門教育科目を実施します。			
(例) 国際学部：企業インターンシップ (2～4年次) 学校インターンシップ (2～4年次) 学部派遣海外インターンシップ (2～4年次) 公的機関インターンシップ (2～4年次)			
情報科学部：システム開発実践 (3年次) (2019年度以前入学者は インターンシップ (2年次～4年次))			
芸術学部：アーティスト・セルフマネジメント概論 (2年次)、造形応用研究 (1～4年次)			

全学共通系科目におけるキャリア教育では、2019 (令和元) 年度より卒業要件として、キャリア形成・実践科目から 1 単位以上取得することとし、学生にキャリア形成の重要性を理解してもらう教育課程を整備した。全学共通のキャリア形成・実践科目には、1 年次の「キャリアデザイン i」と「キャリアデザイン ii」、1・2 年次の「インターンシップ・ベーシック」、2・3 年次の「キャリアサポートベーシック A」と「キャリアサポートベーシック B」があり、成長段階に応じて適したキャリア形成を支援する科目を構成している。

各学部においては、専門科目としてキャリア形成の視点を取り入れた科目を設置している。国際学部においては、学生の多様な進路を考慮し、2～4 年次において「企業インターンシップ」、「学校インターンシップ」、「学部派遣海外インターンシップ」、「公的機関インターンシップ」の複数のインターンシップに関する科目がある。情報科学部においては、2022 (令和 4) 年度より産学連携教育を開始し、3 年次のインターンシップの科目を「システム開発実践」と名称変更し、地元企業の協力のもと学生を企業の現場にてシステム開発を行い、社会の課題を実践的に学ぶ科目として整理した。また、芸術学部では、作家活動において美術のプロフェッショナルとしての素養を学ぶ「アーティスト・セルフマネジメント概論」を 2・3 年次のキャリア形成科目として設置している。

また、本学においては、教員職員免許状の取得に必要な、教科及び教科の指導法に関する科目や教育の基礎的理解に関する科目等を設置しており【資料 4-2 (ウェブ) : 46-62 頁】、国際学部では中学校教諭一種免許状 (英語)、高等学校教諭一種免許状 (英語) を、情報科学部では高等学校教諭一種免許状 (数学) と高等学校教諭一種免許状 (情報) を、芸術学

部では中学校教諭一種免許状（美術）、高等学校教諭一種免許状（美術）、高等学校教諭一種免許状（工芸）を取得できるカリキュラムも学生が選択できるようにしている。

なお、上記に述べたキャリア教育に関連するそれぞれの科目のシラバスについては、大学のウェブページ【資料 4-7（ウェブ）】にて公表している。

【学生のキャリア支援を行うための体制の整備】

学生に対するキャリア形成科目による教育、インターンシップ、キャリア支援（就職支援、企業との連携強化を含む）を体系的かつ効果的に実施するため、「キャリアセンター規程」【資料 7-5】を2014（平成26）年3月に策定し、全学の附属施設としてキャリアセンターを設立し運営してきた。そして、2018（平成30）年10月にキャリアセンターを講義棟の3階に移動し、スペースの拡充を図るとともに学生にとっての利便性を高めた。キャリアセンターには、2名のキャリアアドバイザーが常駐しており、学生の相談（進路相談、模擬面接、エントリーシートの添削）に対応している。キャリアセンターでの学生の相談予約には現在、キャリアスUCによる電子的な申込みを実現し、学生の利便性を高めているほか、対面でもオンラインでも相談対応を実現できる体制を整えている。また、2022（令和4）年度より、ジョブコーディネーターを1名新規に採用し、本学への求人を希望する新たな企業の開拓やインターンシップや産学連携教育の協力依頼を行っているところである。

【進路選択に関わる支援やガイダンスの実施】

本学において進路選択に関わる支援やガイダンスは、キャリアセンターが担っており、「学生 HANDBOOK 2022」【資料 1-10（ウェブ）】65-66 頁にも示している以下の表のように、1年次から3年次まで、成長段階に応じて、年間を通じて実施している。

＜表 12 授業科目以外の学習活動【資料 1-10（ウェブ）：65-66 頁】＞

■授業科目以外の学修活動

1年次～3年次					
第1ターム	第2ターム	夏季休業	第3ターム	第4ターム	春季休業
○インターンシップ説明会	○インターンシップ事前研修 ○公務員試験対策説明会	○公務員試験対策セミナー ○インターンシップ	○学部別進路説明会 ○SPI等筆記試験対策セミナー ○地元企業の幹部に学ぶキャリアデザインセミナー	○教員採用試験説明会 ○グループディスカッション実践演習 ○模擬集団面接実習 ○選考対策準備講座	○学内合同企業研究セミナー ○OBOG交流会 ○インターンシップ

※多くの学修活動は学年を問わず参加できます。

近年、企業の採用活動において夏季や春季休業のインターンシップが重要視されており、第1タームのインターンシップ説明会にて、低学年からのインターンシップを全学部の学生にすすめている。インターンシップに参加する学生には、第2タームに実施するインターンシップ事前研修を義務付け、ビジネスマナーを学んでもらっている。第3ターム以降の後期に入ると、主に3年次を対象としたSPI等の筆記試験対策やグループディスカッション

ヨンの実践演習、集団模擬面接実習、面接対策といった選考対策準備講座を実施している。また、春季休業中には学内合同企業研究セミナーを実施しており、約 200 社の企業の採用担当者に参加してもらうとともに、同時期に同セミナーに参加する企業で働く本学の卒業生と学生との交流を促す OBOG 交流会を開催することで、学生の就職活動を支援している。2020（令和 2）年度より学内合同企業研究セミナーはコロナ禍でも実施するためにオンラインでの開催を余儀なくされ、OBOG 交流会は対面での実施を基本としているため 2019（令和元）年度を最後に開催できていない。そのほかにも、公務員や教員を志望する学生を対象とした試験の対策セミナーや説明会を実施している。

2018（平成 30）年～2021（令和 3）年度までに実施したキャリア支援に関するガイダンスやセミナー等の一覧は「2018 年度～2021 年度 就職・キャリアセミナー等一覧」【資料 7-29】に詳細に示す。また、それぞれのガイダンスやセミナーへの学生の参加状況は「2018 年度～2021 年度 就職・キャリアセミナー等の参加状況について」【資料 7-30】に示すとおりである。学生のインターンシップ参加状況であるが、「2018 年度～2021 年度 インターンシップ参加状況」【資料 7-31】に示すように、2021（令和 3）年度では、企業インターンシップへ参加した学生の延べ人数が 175 名であり、延べ企業数は 132 社であった。

過去 5 年間の各学部・大学院研究科の就職内定率は、以下のとおりである。就職内定率は 97%前後で推移しており、多くの学生が希望する就職先を決定できている。

<表 13 過去 5 年間の就職内定率>

学部	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際学部（%）	97.1	98.8	97.2	97.6	98.1
情報科学部（%）	99.2	99.3	99.3	99.2	98.4
芸術学部（%）	97.5	94.6	97.2	88.9	92.9
全学部（%）	98.2	98.5	98.2	97.1	97.5

大学院（修士課程）	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国際学研究科（%）	75.0	100.0	100.0	33.3	100.0
情報科学研究科（%）	100.0	98.1	100.0	100.0	100.0
芸術学研究科（%）	83.3	100.0	85.7	61.5	71.4
平和学研究科（%）	-	-	-	100.0	100.0
全研究科（%）	97.1	98.6	98.6	90.0	96.8

【博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供】

博士後期課程の学生に向けて、学識を教授するために必要な能力を培うことを目的とし

たプレFDセミナーに関する情報の提供については、大学のウェブページ【資料 7-32 (ウェブ)】にて実施している。本学においては、東北大学の高度教養教育・学生支援機構大学教育支援センターのPDPonline・PD モジュールの機関利用を申請し、利用が認められている。また、ウェブページのみならず、学内のメール配信システムなどを利用して、博士後期課程の学生に周知を行っている。

(5) 学生の正課外活動を充実させるための支援の実施

本学においては、学生支援室が主として、学生の課外活動（クラブやサークル）団体の認定を実施しており、2022（令和4）年度では体育系クラブ21団体、文化系クラブ21団体、体育系サークル2団体、文化系サークル7団体の課外活動団体を認定した。全団体に加入している学部学生数（述べ数）は952人であり、1,789名の全学部生に対する加入率は約51%となっている（2021（令和3）年度は46%、2020（令和2）年度36%）。

認定された課外活動団体には、広島市立大学後援会から活動費が助成されている。これらの手続や各団体からの個別の相談に対しては、学生支援室が窓口となって対応している。なお、毎月1回定期的に各団体の代表者の集まるクラブ代表者会議を開催し、学生同士で体育館やトラック&フィールドの施設の利用方法などを決めるために議論をする場を提供し、学生の自主性に基づいた活動を支援している。

また、大学祭といった学生が主体となって実施するイベントについては、企画運営を担当する大学祭実行委員会に対して、学生の主体性を尊重しつつ、学生支援室が支援を行っている。

ボランティア活動については、周囲の公共団体などの公的機関からのボランティアスタッフの募集情報を学内の掲示板やウェブページに掲載し、学生への周知を図っている【資料 7-33】。また、広島市での豪雨災害時においては、教職員と連携しながら学生の災害ボランティア派遣を実施しており、学生の主体的なボランティア活動を支援している。

また、学生同士支え合える環境の醸成を図ることを目的として、2019（令和元）年度から、いちだいピア・サポート活動（略称「いちピア」）をスタートさせ、心と身体の相談センター教員と学生支援室の職員と共に、いちピアに所属する学生サポーターの養成や支援を行う体制を整えた【資料 7-34 (ウェブ)】。現在、いちピアの活動では、これまでに述べた学生生活サポーターのほか、学内献血イベントでのボランティア活動や新入生歓迎会

（2022（令和4）年度は対面での履修相談会）やウェブページやSNS（LINEやTwitter）による広報などの企画といった自主的な取組が行われており、10日に1回の頻度で教職員も参加するミーティングを開催し、取組に対して議論を行っている。活動を始めたときから継続している通称「りっすんポスト」は、学生の大学生活における様々な質問・悩みに対して、図書館1階及びウェブページ上に設置した掲示板でいちピアのサポーターが回答する取組であり、月に数件のペースで様々な学部の学生から質問・悩みが投稿されている状況である。投稿された悩みの中には、心の問題を抱えている学生からのものも含まれ、学生たちで回答が難しい場合には、心と体の相談センター教員のカウンセラーが助言をして、サポーターの指導も行っている。また、これらの取組を通じて、学生の悩みの早期発見にもつながっている。

「学生表彰規程」【資料 7-35】に基づき、学術研究活動のみならず、課外活動や社会活

動において、優秀な成績や顕著な功績を残した学生個人や団体に対して、学長賞や学長奨励賞、学生顕彰の表彰を行っている。これまでも部活動での優秀な成績を収めた学生や、消防団において貢献した学生、ピア・サポート活動や大学祭実行委員会にて活躍した学生や団体を表彰してきた。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

これまで述べてきた学生支援のほかにも、学生支援室やキャリアセンターでは、学生の要望の対応した以下のような学生支援を実施してきた。

国際学生寮さくらにおいては、学生役職者がリーダーシップを発揮して毎月1回のイベントを自主的に企画運営しており【資料 7-36 (ウェブ)】、学生の要望により学生支援室が必要な物品購入を支援している。

キャリアセンターにおいては、2021 (令和 3) 年度より、大学側が準備するセミナーのみならず、学生が企画運営するキャリア形成関連のセミナーの広報や教室確保などの支援を行う「学生発！キャリアセミナー」の開催支援の取組を開始した【資料 7-37】。これまで、広島市立大学起業部が企画した「なぜ広島で働き・起業するのか？」(2021 (令和 3) 年 10 月開催)、「新大学1年生向けセミナー！(テーマは「自分らしく生きる」)」(2022 (令和 4) 年 5 月開催) 等の開催を支援してきた。

以上のことから、本学では、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制が整備されており、また、学生支援は適切に行われていると評価できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の学修や生活における支援については、「第2期及び第3期中期目標」【資料 1-18、2-1】における「学生への支援」に示されている方針に基づいて支援が行えているかどうかを、毎年点検・評価を行うこととしている。学習環境に関しては、主に、附属図書館、語学センター、情報処理センターが取り組んだ実績を報告し、また、学生支援に関しては、主にキャリアセンターや学生支援室による取組実績を報告するとともに、自己点検・評価が行われている。学生支援に関する部局レベルでの点検・評価の結果は、第2期中期計画の年度実績としてまとめられ、教育研究評議会に報告され、全学的な観点から改めて検証・評価がなされるほか、その後の経営協議会、理事会での外部有識者を含む客観的な評価結果を踏まえながら、各部局が次期計画等において改善に向けた具体的な取組を計画・実施することとなっている。

年度中の学生支援における取組の実施や情報共有については、中期目標・中期計画・年度計画・業務実績報告評価結果を本学ウェブページ【資料 3-22 (ウェブ)】で公開してい

るほか、全学組織である学生委員会、心と身体の相談センター運営委員会及び就職キャリア形成支援委員会において、各学部の教員も委員会構成員となり、各学部の教授会や教員への情報提供をし、様々な取組への参画を呼び掛けることにより、教職員全体で学生を支援する体制としている。これらの委員会は、定期的を開催し様々な取組について審議することで、学生からのアンケート結果や過去の実績から改善点を明確にして、学生支援の充実化を図っている。例えば、学生委員会においては学生支援室が実施した新入生向けの「3学部合同オリエンテーションのアンケート結果」【資料 7-38】を、就職キャリア形成支援委員会においてキャリアセンターで実施した「学内合同企業研究セミナーのアンケート結果」【資料 7-39】を基にして、実施内容を評価し、見つかった課題を次年度以降の取組に活かしている。

そのほか、個々の学生に対する教育・学習のサポートの可能性を検討する資料として活用すべく、新入生、在学生、卒業予定者を対象とした学生調査【資料 1-13、4-22、7-40】も内部質保証委員会において実施されている。これらの調査において、例えば、卒業予定者を対象とした項目の中で、「学生生活で力を入れたこと」や「卒業後の進路」、「目標の達成状況」に関する調査結果については、学生支援担当副理事及び学生支援室やキャリアセンターにも共有され、取組の改善につなげている。

なお、前述（基準 2③）のとおり、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手続」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進しており、内部質保証委員会は中期計画及び年度ごとの計画（年度計画）の策定と進行管理及び実績評価を担うことを通じて学生支援の適切性の検証に関与している。

以上のことから、本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

2. 長所・特色

- ▶ 本学における独自性のある取組として、正課外教育である「市大塾」と「国際学生寮さくら学生役職者」があげられる。「市大塾」の目的は、平和学習を通じたリーダーシップ人材の育成であり、広島市に設置された本学において平和を学ぶことや、ディスカッションを通じて他者への共感を持ったリーダーとなることを提供する取組は、本学の理念・目的に資するといえる。また、国際学生寮さくらにおいては、日本人と留学生が共同で生活するユニットごとに一人の学生役職者を配置し、グローバル感覚を持ち、コンフリクトマネジメントができるタフなリーダーを育成することを目的としており、日々の生活において、学生役職者がリーダーシップを発揮できるよう大学として支援している。一例として、「市大塾」や「国際学生寮さくら学生役職者」の経験者は、新入生歓迎行事の一環として行われる「学生生活体験発表会」【資料 7-41】や企業採用担当者向けに開催される「大学説明会・情報交換会」【資料 7-42】でプレゼンテーションを行うとともに、学生表彰の対象となるなどリーダーとして学内でも

活躍するなど成果を上げている。今後は、第3期中期計画【資料 1-17】においてリーダー人材育成を計画の一つとして掲げており、プログラムとしての充実を一層図ることとしている。

- 本学のキャリア教育は、全学共通系科目のキャリア形成・実践科目とキャリア形成の視点を入れた専門科目によって構成されており、成長段階に応じて適したキャリア形成と、自らの専門分野からのキャリア形成を支援している。特徴的な取組として、キャリアセンターでは、学生 HANDBOOK【資料 1-10 (ウェブ)】や大学案内【資料 1-1 (ウェブ)】において、大学卒業後の就職や進学を視野に入れた4年間の学修プランの策定に活用できる「キャリアデザインシート」や自己分析に活用できるワークシート(自分史シート、質問シート、理想の自分シート)を掲載するとともに、LMS(WebClass)上で電子的にワークシートへの入力、修正ができるようにしており、1年次から将来の目標設定及び振り返りができるような環境を設けている。

特に、この「キャリアデザインシート」は全学共通系科目の「キャリアデザイン i」をはじめとする科目とも連動しており、正課と正課外の両面から学生のキャリア形成支援を行うことができている。また、就職キャリア形成支援委員やチューターなどの担当教員が学生の登録情報に対してコメントする機能をLMS(WebClass)に実装しており、特に情報科学部においては、4月中に登録された学生の目標に対して、5月の中旬までに教員からアドバイスやコメントを返すなど、学生とのコミュニケーションツールとしても活用している。

一方、課題として、年次が高くなるにつれてキャリアデザインシートへの登録率が減少していることが挙げられる。そのため、今後はより一層、学生の将来の目標を見据えた大学での学びのモチベーション向上に繋げるべく、ガイダンスでの指導強化を通じて、毎年度、学生がキャリアデザインシートを活用した目標設定や振り返りを行うように促したい。

このほか、2021(令和3)年度からは、学生が企画運営するキャリア形成関連のセミナーとして「学生発！キャリアセミナー」が開催されるなど学生による自主的かつ自発的な活動にも繋がるなどの成果も表れてきている【資料 7-37】。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

学生が安定した学生生活を送り、学修成果を挙げることができるよう、学生支援に関する方針を明らかにしている。学生支援の体制については、学生生活支援を主としている学生委員会、学生の就職キャリア形成支援を主としているキャリアセンター及び2020(令和2)年度に設置した心と身体の相談センターが連携しながら、学生生活全般に関わる学生指導を行うとともに、進路相談を含むキャリア形成支援や、心身の健康に配慮した学生支援を実現する体制が整備されている。

中期計画に基づいて点検・評価を行う体制ができており、さらに、学生調査を毎年実施することで学生支援の適切性を評価する体制が整備されている。今後は、新基幹システムの整備と合わせ、学生に関する様々な情報を連携させて分析することにより、課題の早期発見や対応力の向上が見込まれる。

以上のことから、本学では、学生支援について、大学基準を充足しており、極めて良好な状態だと判断できる。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の教育研究活動に関する環境整備等については、「第2期中期目標」【資料 2-1】において「各学部及び研究科の教育目標を実現し、学生にとって魅力ある教育を提供するため、授業内容及び授業方法の改善を図るとともに、必要な教育環境を整備する」、「学生が自主的かつ主体的に学習に取り組むことができるよう、学習環境を整備する」、「快適なキャンパス環境を確保するため、既存の施設及び設備の適切な維持管理及び計画的な改修を行う」という目標が示されている。

また、「第2期中期目標」を受けて本学が策定した「中期計画」【資料 1-19】においても教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置として「各附属施設等の設備、サービス内容の充実、各施設間の連携等により、学習環境及び学習支援体制の整備に取り組む」と定め、業務運営の改善及び効率化等に関する目標を達成するためとすべき措置として「施設・設備の効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「広島市立大学保全計画」（仮称）を策定し、計画的な維持保全に取り組む」と定め、計画的に推進してきた。

これは「第3期中期計画」【資料 1-17】においても「施設・設備の効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「広島市立大学保全（長寿命化）実行計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む。また、施設・設備機器等の維持改修等に際してはバリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境保全、セキュリティ等に配慮する」と定め、引き続き推進することとしている。

以上のことから、本学では、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると評価できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整

備

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

(1) 施設、設備等の整備及び管理

【ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保】

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品などの整備に関しては、2021（令和3）年度からの全学部新入生を対象としたノートパソコン必携化に伴い、2020（令和2）年度に無線LANを中心とした学内ネットワーク網の強化を行い、学内のほとんどの共用部、講義を実施するほとんどの教室でネットワークを複数台でも高速で利用できるようにした。

情報処理センターでは、システムリプレースを行い、学習環境とサービスの機能・性能・利便性の向上を図った。さらに、学内ネットワーク接続機器に対し継続して実施しているセキュリティ診断や、ICTを活用した学習の障害となるインシデント対応体制の強化等により、学習環境と学習支援システムの安全・信頼性を向上させている【資料 1-20:PDF20頁、8-1（ウェブ）】。

業務・研究用情報機器の情報セキュリティ対策を強化するため、「情報セキュリティ対策規程」【資料 8-2】及び「情報セキュリティ委員会規程」【資料 8-3】を改正するとともに、情報セキュリティ実施基準及び対策手順を新たに作成した【資料 1-20:PDF37-38頁、8-4】。

【施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保】

本学は、広島市の中心地から北西約7kmに位置する西風新都大塚学研地区（アカデミック・リサーチパーク）内に位置している。都市計画区域となっているため、近隣に民家は少なく、交通量も少ないため、静かな環境となっている。建物も周囲の緑豊かな自然と融合するよう設計されており、教育研究活動にふさわしい環境を維持している。校地、校舎及び運動場等については、大学設置基準に基づき、必要な面積を確保している【資料 大学基礎データ 表1、1-9（ウェブ）：PDF12頁】。

校舎は全館冷暖房完備で、授業は真夏でも真冬でも快適な温度の中で行われている。清掃は業者と契約し、毎日建物内外の清掃が行われ、キャンパスの美観が保たれている。キャンパスには門や塀はなく開放的ではあるが、警備面においては常駐警備員の配置と巡回警備を組み合わせ、キャンパスの安全と防犯に努めている。また、建物内は電気錠による入退出管理システムにより制御され、教職員及び学生はそれぞれ入室を許可された場所のみ施錠・開錠できるようになっている。

本学の電力、熱源、空調衛生、搬送機器設備等の集中化を図るため、構内にエネルギーセンターを整備し、各種の機器を設置するとともに、センター内に中央監視室（防災センター）を設け、委託職員（昼間4名、夜間1名）が機器の運転及び故障等に24時間対応している。また、監視室にはコンピュータを導入し、自動制御運転やデータ集積等を行うことにより、効率的な運用を行っている。

これらの施設・設備の効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「施設保全（長寿命化）計画」【資料 8-5】を策定した。また、この計画に基づき、2022（令和4）年度からの第3

期中期計画と同期した「施設保全（長寿命化）実行計画」【資料 8-6】を策定し、施設大規模修繕サイクル案の見直し及び将来的な大規模保全工事に備えた広島市からの技術支援について、広島市の関係部署と合意し、緊急時における施設改修工事が対応可能となった。また、同期間中の施設大規模修繕案を策定した。そのほか、施設総合管理業務委託を行い、施設管理保全体制を強化した。

【バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備】

本学におけるバリアフリー化の状況は、全ての建物の階段にスロープやエレベーター、身障者用トイレを設置しており、障がいのある学生等が各施設を利用することを確保している。校舎間については、体育館等坂道が経路に含まれるが、車いすで行けるようにおおむね対応している。また、学生寮についてもバリアフリー化している。

【学生の自主的な学習を促進するための環境整備】

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、附属施設が提供するものがある。附属図書館に、2014（平成 26）年 10 月には、学生の自律的学修を支援する施設としてラーニングcommons、ブラウジングコーナー、PC コーナーを整備している。語学センターでは、各教室に CALL（コンピュータ支援による言語学習）システムを備え、英語や第二外国語の授業が行われるとともに、e ラーニングを利用した自学習型英語授業が実施できる環境を整備している。また、芸術資料館では、企画展や学部・大学院の研究発表展などを行い全学学生に提供することで、学生の芸術や教養に関する自律的学修を支援している。

さらに、情報処理センターの実習室には、パソコンを約 160 台設置し、一般情報処理科目の実施や自習スペースとして活用されている。また、情報処理センターが提供する教育環境は仮想化されており、実習室以外でも実習室内と同じ環境が利用できる。講義室をはじめ学内各所で無線 LAN を整備、及び必携化ノート PC を活用することで空き教室をはじめとする学内各所において情報処理センターが提供する教育環境を用いた自主的な学習が可能になっている。このほかに、学生の自主的な学習を促進するため、学生食堂を食堂の営業時間外も解放しているほか、学生食堂をラーニングcommonsのように使えるように、家具什器、パソコン用の電源、無線 LAN アクセスポイントなどを整備している【資料 8-7（ウェブ）、8-8（ウェブ）、8-9（ウェブ）、8-10（ウェブ）、8-11（ウェブ）】。

(2) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

学生に関しては、新入生オリエンテーション時のネットワーク講習会において、大学で提供している各種ネットワークサービスの利用方法等について学習させるとともに、1 年次の必修科目である「情報活用基礎」科目において、パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の情報機器を用いる際に身に付けておくべき情報倫理、情報セキュリティ、知的財産権等に関する基本的知識を学習させている。

また、教職員に関しては、毎年度、部局情報セキュリティ責任者（部局長等）が所管する部局の全教職員に対して、情報セキュリティ委員会で設定された点検項目について自己点検をさせ、自己点検票の集計・分析結果の評価を行い、その結果を最高情報セキュリティ責任者（総務・危機管理担当理事）へ報告するとともに、必要に応じて部局内で改善を

指示することとしている。

以上のことから、本学では教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると評価できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

【図書、学術雑誌、電子資料等の学術情報資料の整備】

【量から質へ】

本学の蔵書数は、第2期中期計画の最終年である2021（令和3）年度末で347,499冊まで増加し【資料 8-12】、学生一人当たりの図書数は174冊となった。第1期中期計画の最終年末（2015（平成27）年3月）の数値、113冊と比べ順当に増加している。

ただし、第2期中期計画においては単純な冊数の増加にとどまらず、蔵書の質と利便性へも配慮した。書庫横溢化に対応し複本や不要本の除籍も実施し減らすものは減らしつつ、新鮮な情報の図書、全館配架計画に基づいた利用しやすい配置へと整理した。特に情報の新鮮さが求められる情報科学系を中心に、学部の教員の協力を得て専門的見地から時流に合わない図書（情報の古い図書）の除籍を実施し図書資料の「質」の更新、新陳代謝を図った【資料 8-13:PDF5-6頁】。

なお、この更新作業は、第2期中期計画の最終年に今後の当館の在り方を検討するため利用状況に関する各種統計（開架図書の分野別稼働率、電子BOOKの利用状況、学部別入館者数、貸出冊数の比較等）を整理・分析した。

【電子情報の充実】

電子ジャーナルの整備は2008（平成20）年の2,364タイトルから始まったが、第1期中期計画最終年度2015（平成27）年度に6,861タイトル、第2期中期計画最終年度の2021（令和3）年の6,368タイトルと所蔵数を保ち、2015（平成27）年から始まった為替の急高騰や常態化した価格高騰の中、学術情報の安定供給とよりの確な品揃えに努めてきた【資料 8-12】。

現在、IEEE Xplore Digital Library、ACM Digital Library、ProQuest Research Library、

OUP、CUP などの大型パッケージを 13 個、日経テレコン 21、朝日新聞クロスサーチなどのデータベースを 10 個、計 23 個の電子ジャーナル、データベースを整備している【資料 8-14 (ウェブ)】。

第 2 期中期計画の 6 年間では、2019 (令和元) 年には Springer Link のパッケージ契約を全面中止し、2016 (平成 28) 年には OUP(Oxford Journals) をフルパッケージから人文系パッケージに縮小するなど細かく契約を見直し経費を絞る一方で、学内から一定数の導入希望が消えなかった J STOR、日経テレコン 21 アカデミック版などを新規で導入し、限られた予算の有効活用に努めた。第 2 期中期計画の最終年度末には、農業関係の情報を提供するルーラル電子図書館や、満鉄関係の Manchuria Daily News Online の導入も開始し、情報科学系が多かった当初に比べ、幅広い分野の電子資料が揃い、より多くの専攻の学生が利用できる品揃えとなってきた。

システム面では、2014 (平成 26) 年にリンクリゾルバ「360 リンク」を導入し、電子資料へのアクセスを誘導するシステムを導入し、検索の利便性が上がるようにした。また、2015 (平成 27) 年には、文献管理ソフト「RefWorks」を導入し論文・レポートの執筆での利便性向上を図った【資料 8-15 (ウェブ)】。

また、海外の新聞や雑誌、約 6 千紙 (誌) が発行当日から閲覧できる海外新聞データベース、Press Reader を 2017 (平成 29) 年から導入するなど充実を図っている。

電子 BOOK については、まずは需要の見込まれる、授業参考書、英語多読シリーズなど、分野を限定して、2016 (平成 28) 年から購入を開始した。初年度は 155 本を揃え、2021 (令和 3) 年には 744 本を所蔵し 1,775 回の貸出があった【資料 8-12】。また、第 3 期中期計画では、契約データベースをプラットフォームにすることで閲覧可能な電子 BOOK 群のより一層の充実を図る【資料 8-16 (ウェブ)】。

なお、これらの電子リソースは契約時に本学の情報処理センターと連携し、自宅等の学外においても利用可能となる、国立情報学研究所の学認又はシボレス認証の設定も行っていたため、第 2 期中期計画の終盤にコロナ禍に入った際、学生にスムーズな在宅学習の環境を提供することに役立ったと考えている【資料 8-17 (ウェブ)、8-18 (ウェブ)】。

【国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備】

他機関との連携については、公立大学協会図書館協議会、中国四国地区大学図書館協議会、広島県大学図書館協議会、日本図書館協会に加盟し、総会、研修会等に参加し、大学図書館の専門情報の入手に努めている。また、国立情報学研究所の ILL システムに加盟し全国の大学との学術文献貸借・複写をスムーズに行っている。2021 (令和 3) 年度は 868 件の文献複写依頼、369 件の文献複写受付を行った【資料 8-19】。

また、広島県大学共同リポジトリ HARP に加盟し、本学学術研究成果を本リポジトリから世界に発信している。本学のリポジトリの 2021 (令和 3) 年現在の登録数は 1,730 点、2021 (令和 3) 年度のダウンロード数は 12 万 5,634 点と高い利用率を見ることができる。一方、今後の研究データの活用と CiNii Research の進化を想定し、国立情報学研究所が主催する JPCOAR にも参加し、現在リポジトリ部分は利用していないが、研修会等に参加し先々の情報収集を行ってきた。

また、2021（令和3）年から国立情報学研究所の「目録システム書誌作成研修」企画WG会議に、本学の司書が協力員として参画し、今後の目録データの新情報の収集を図る。

地域への連携では、第1期中期計画から広島市立図書館との資料相互利用及び週1回の定期メール便運行を実施し、学内者と地域の方への便を図ってきたが、2021（令和3）年に広島県立図書館の予約受取館としても登録し、広島県立図書館へ直にネット予約し学内で受け取ることが可能になった。これにより第2期中期計画では、3学部にて特化した蔵書構成の本学学生にとって、他分野の専門書を無料で気軽に利用できるルートが開拓できた【資料 8-13:PDF6 頁】。

【学術情報へのアクセスに関する対応】

図書館内に設置してある8台のOPACでは、主に本学所蔵の図書、雑誌、視聴覚資料の検索を可能としている。2019（令和元）年度のシステムリプレイスでは、次のような改善を行いアクセス向上を図った。例えば、それまで2段階の認証を経なければ使用できなかったOPAC端末を認証なしで検索できるように改善した。また、検索では絞込機能の選択肢を増やし、検索結果一覧では、表紙、要旨、目次などが見渡せるよう改善し、サジェスト機能も追加した。マガジンプラスを導入し、OPAC画面で雑誌の目次の閲覧までできるようにした。

OPACからの図書、CiNii Articleからの論文検索と全文閲覧可能論文の探し方、各契約電子ジャーナル、データベースjからの論文、記事入手など、扱う学術情報の検索・入手方法が多岐にわたるようになり、情報へのアクセス方法を学生に伝授することが、図書館員にとって重要な指導テーマとなっている。

2021（令和3）年度から新入生図書館ガイダンスの指導方法を変え、それまでの教室でパワーポイントを使って説明する方式から、何度でも必要な時に見直すことができるオンデマンドのガイダンス動画を作成し、各自が動画で見て、各自で図書館に来て実習として現場で復習的な課題に取り組むという方法に変更した。動画で得た知識を現場で身をもって体験実習でき、効果的とのアンケート回答が多く見られた。また、2022（令和4）年度の新入生図書館ガイダンスは授業の1コマを利用したものではあるが、出席率は95%を超えている。

また、図書館員が学生に情報へのアクセス方法を伝授する方策として、各種動画の作成に加え、2021（令和3）年には図書館ウェブサイトにて専用の学内限定動画サイトを開設し、いつでも必要な時に閲覧できるような環境を作った【資料 8-20】。

また、第2期中期計画期間には、コロナで来館が難しい状況に鑑み、電子リソースの自宅等からのアクセス方法等を学生に紹介する「おうち de 図書館」という利用方法の紹介シリーズを図書館ウェブサイトにてアップした。例えば、第1回は「自宅から利用できる電子BOOKの紹介」、第4回は「データベース Japanknowledge Lib を使ってみよう」など、全11回を広報した【資料 8-13:PDF5 頁、8-21（ウェブ）】。

2018（平成30）年には国立国会図書館の「図書館務向けデジタル化資料送信サービス」にて情報処理センターと連携で申請した。これにより、国会図書館が所蔵するデジタル化された貴重な古記録や絶版等で入手不可能な資料の閲覧・複写が、当館に居ながら専用端末から可能となった。

2020（令和 2）年度のコロナ禍が厳しく登校が難しかった折には、図書館資料の郵送貸出（5/20-8/31）も実施し、310 件 497 冊の利用があった。

【学生の学習に配慮した図書館利用環境の整備】

施設としては第 1 期中期計画期間の 2014（平成 26）年に図書館内に 80 人収容のラーニングcommonsを整備したのを機に、アクティブゾーン、サイレントゾーン等のゾーン分けを考慮した館内の大規模改修を行った【資料 3-2】。その際、閲覧席数も、264 席から 321 席に増化した（学生数の 12%の席確保から 15%に上昇した。）。以後、第 2 期中期計画期間には大規模な改修工事は実施していない。ただし、2020（令和 2）年のコロナ禍以降の感染防止対策により、閲覧机へのパーティションの設置や、密を防ぐため 5 割程度の席の間引き等を行い、現在もコロナ前の 321 席には戻っておらず、隣席の学生に話しかけることができない不便な状況にはある。そのため、電子リソースの充実、PC 必携化に伴うコンセントの増設、どこにいても利用可能な学修環境の整備からの対応が必要だと認識している。

そのほか、第 2 期中期計画期間には、午前 8 時 15 分～午後 8 時 15 分までの学生アルバイトの雇用と、彼らに夜間の図書館を任せることにより、開館時間を通常期で午後 7 時までであったところを午後 8 時まで延長できた。また、2021（令和 3）年夏季には雇用中の学生アルバイトを活用し、コロナ対策で臨時に急遽実施した土曜開館もスムーズに実施できた【資料 8-13:PDF6 頁】。

ラーニングcommonsを整備し 7 年が過ぎるが、第 3 期中期計画期間に入って利用が減ってきたことや、本来のアクティブラーニングを進める場という目的に沿って活性化させることが課題である。その先駆けとして学生協働による学習支援体制の確立をめざし、2022（令和 4）年 6 月から、先輩の学生が 1、2 年生の学習でわからないところを一緒に考えるラーニングチューターの試みを 2 名の情報科学部 4 年生により実施中である。事前にアンケートフォームに答えて Microsoft Forms から予約や聞きたいことを送信する、実際に相談の場を見て飛び入りもできる等、相談者が集まりやすい方法を工夫している。

(2) 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

学部等教員の兼任による図書館長及び事務局教務・研究支援室長が兼任する事務長が、図書館の方針等を決定している。元事務局長が館長を兼任した 2017（平成 29）年度～2020（令和 2）年度は組織や事務処理の改善が図られ、2020（令和 2）年度以降は情報科学研究科の教授が館長であることから、情報の進化に沿った図書館資料の内容そのものの吟味や DX 化の推進に舵が切られている。

現場の職員体制は、派遣職員 2 名（事務方）、非常勤嘱託の司書 10 名、計 12 名の安定した体制が 2013（平成 25）年度～2016（平成 28）年度まで続いていたが、2017（平成 29）年度に 3 名が退職したことを機に 2 名分が減員となり、派遣職員 2 名、非常勤嘱託司書 8 名の体制で現在に至っている。事務方 2 名も司書資格を持っており不足の時は全員現場体制が可能である。

また、専門的な知識を有する職員については、オンライン研修等を活用することを通じて、最新の情報を入手するなど資質向上を引き続き図る。

以上のことから、本学では、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また、それらは適切に機能していると評価できる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

(1) 研究活動を促進させるための条件の整備

[大学としての研究に対する基本的な考えの明示／外部資金獲得のための支援]

「第2期中期目標」【資料 2-1】において、研究に関する目標を「特色ある学部、研究科及び研究所の構成を生かした横断的な研究、広島平和研究所を軸とした世界的な視点に立った平和研究、地域課題の解決に向けた研究をはじめ、個性的な研究活動及び学内外との研究交流を積極的に展開する。その研究成果を教育に反映させるとともに、社会に還元する。また、外部資金の積極的な獲得と活用により、研究の活性化を図る」と定めている。

「第2期中期計画」【資料 1-19】では、中期目標を受けて研究活動の活性化のため、「本学特有の新しい分野の研究活動並びに国際貢献及び地域貢献の視点で社会との関わりを意識した研究活動のより一層の活性化」、「URA (University Research Administrator) を導入するとともに、科学研究費をはじめとする外部資金の積極的な獲得に取り組み、2021 (令和3) 年度までに、外部資金を獲得している教員の割合を年間 63.8% (2015 (平成27) 年度 53.8%) にする」、「芸術研究の発表活動を促進するため、学内外の作品展示スペースの充実・活用に取り組む」、「広島平和研究所における研究活動を活性化するため、学外研究者の積極的な参画等を促進する。また、広島に立地する研究所として、核・軍縮等特定のテーマを定めたプロジェクト研究を実施する」と定めている。以上の計画に基づき、次のような活性化を行った。

各学部、研究科及び研究所の特色を生かし、地域の実情に即した教育研究事業の展開や、国内外との多様なネットワークを活用した研究活動や地域貢献を行っている。

科研費獲得実績の向上を目的とした FD・SD セミナーを継続的に実施したほか【資料 1-11】、科研費獲得支援や採択実績の豊富な教員をアドバイザーとして各種相談を行うアドバイザー制度など外部資金獲得支援制度を充実させた。2020 (令和2) 年度からは、外部資金獲得に向けたインセンティブ制度も導入しており、また、2022 (令和4) 年度からは科研費申請支援として、外部専門業者による申請書の添削サービスを試行的に実施してい

る。外部資金の獲得率はまだ目標値に達していないものの、資金獲得に向け着実に取組を進めている【資料 大学基礎データ 表 8】。また、産学連携コーディネーター等による国・企業等が公募する研究助成金に関する情報の収集や教員への提供、共同研究等に係る企業等と教員のマッチングなどの取組も行っている。

芸術資料館展示室を会場とした展覧会を年間 10 回前後・100 日以上実施し、来場者は年間 5,000 人近くになっている。また、学内各所に作品を展示するとともに、大学の地元地域と協力して道路沿線に彫刻作品の展示を行っているほか、収蔵作品の学外への貸出件数も増えている。

広島平和研究所では、研究会や研究フォーラムの開催を通じ、国内外から多数の学外研究者等を招へいして研究活動の活性化を図るとともに、研究所としてのプロジェクト研究を実施している。また、海外の大学と学術交流協定（覚書）の締結を行い、学術交流・研究交流の活性化を図っている【資料 1-20:PDF26-27 頁】。

【研究費の適切な支給】

教員へ支給する研究費としては、研究活動に必要な基礎的経費として各学部等に決定した配分方法により支給する教員研究費のほか、外部資金獲得増加に向けた取組として、科研費等外部資金獲得教員に対する教員研究費の追加配分や科研費が不採択となった教員に対する次年度の科研費獲得に向けた支援として科研費獲得支援研究費の配分を行っている。

また、「本学の重要課題に関する調査研究」や「本学のデジタル化の基本方針を実現するための研究」等の研究種目を設定し、学内公募により配分を行う特色研究費や、海外で開催される学術的な国際研究集会等での研究発表や海外で開催される展覧会等での出展等に対し、海外旅費の支給を行っている。

なお、教員研究費については、2010（平成 22）年度より、公立大学法人制度の利点を生かした有用な制度として、弾力的・効果的な研究費執行が可能となるよう、3 年間を一区切りとして研究費の執行残を翌年度に繰り越せる仕組みの導入や立替払いを可能とし、効果的な研究活動体制を整備しており、継続実施している。

【研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等】

専任教員には研究室を確保し、研究に専念できる環境を整備するとともに、裁量労働制による労働形態を採用し、時間配分等を教員の自由裁量にゆだねることにより、研究時間を確保できる体制を整備している。2012（平成 24）年度より、教員の教育及び研究等の能力の向上を図るため、一定期間の教育及び大学運営に関する職務を軽減することにより、研究、プロジェクト又は社会貢献等に専念する機会を与える学内・学外長期研修制度を導入しており、より制度の活用を図るため、研修期間における教育活動等への代替措置の充実や研修期間の柔軟な運用等を取り入れるなど、教員が研究調査に専念し、自己の研鑽に励むことのできる環境整備の充実を行っている【資料 8-22、8-23、8-24、8-25、8-26】。

【ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制】

教育研究支援体制については、ティーチング・アシスタント制度を導入し、優秀な TA（大

学院生) 及び SA (学部 4 年次生) に教育補助業務等を行わせ、将来教育研究の指導者となるためのトレーニングの機会提供及び学生へのきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図っている【資料 8-27、8-28】。

【オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制】

コロナ禍を契機に導入が加速したオンラインによる授業実施については、必要に応じて、教務事務を担当する職員及び情報処理センターの職員による相談対応及び技術的支援を行っている。

以上のことから、本学では、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動促進を図っていると評価できる。

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

【規程の整備】

「大学職員就業規則」【資料 6-33】、「非常勤職員等就業規則」【資料 6-34】、「特任教員就業規則」【資料 6-35】により服務規律等を定めるとともに、「職員倫理規程」【資料 6-4】、「ヒトを対象とした研究」に関する倫理規程【資料 8-29】といった規程により、構成員の行動原則、行動規範を明らかにし、SD・FD 研修等を通じて構成員のコンプライアンス（法令等の遵守）意識の徹底に努めている。また、2015（平成 27）年 4 月には「職員等からの公益通報等に関する規程」【資料 8-30】を制定し、大学内部からのコンプライアンス意識の確保にも努めている。さらに、公的研究費等の不正防止に関する取組として、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等に係る本学の取扱方針を 2021（令和 3）年に「公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応に係る取扱方針」【資料 8-31】として明確にし、責任体系及び不正防止体制等を定めるとともに、「公的研究費不正使用防止計画」【資料 8-32】により不正使用を発生させない環境の整備に取り組んでいる。また、2015（平成 27）年度には、「研究者等の行動規範」【資料 6-5】、「研究の不正に関する取扱規程」【資料 8-33】を制定し、社会的責任を十分自覚して適切な研究活動を行うとともに、研究費等の適正な使用に努めるよう周知している。さらに、「公的研究費等の適正な使用と責任ある研究活動に係るハンドブック」【資料 8-34】を作成し、研究者へ網羅的に分かりやすく周知している。

【教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供】

コンプライアンス教育・啓発活動年間実施計画を立て、研究活動及び公的研究費の運営・管理に関わる構成員である全教育及び事務局総務室、教務・研究支援室（教育研究支援グループ）及び社会連携センターに所属する事務職員に対し、計画的にコンプライアンス教育を行っている。具体的には、コンプライアンス教育については研修会とeラーニング受講による自己研修を隔年で実施しており、eラーニング受講においては、事務職員には日本学術振興会が提供する「研究倫理eラーニングコース」を、教員には一般財団法人公正研究推進協会が提供する「APRIN eラーニングプログラム」を受講させている。また、コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者である部局等の長により、教授会の機会を捉え、各部局でコンプライアンス教育に係る研修会を実施している。さらに、大学院生に研究者倫理に関する知識を身に付けさせるため、教員へのeラーニング受講案内時に、大学院生にも受講を促すよう依頼している【資料 8-35、8-36、8-37】。

【研究倫理に関する学内審査機関の整備】

研究倫理に関する学内審査については、ヒトを対象とした研究を実施しようとするときは、「ヒトを対象とした研究」に関する倫理規程【資料 8-29】第3条に基づき、「社会連携委員会規程」【資料 8-38】第2条第7号にヒトを対象とした研究に係る倫理に関する事項を審議事項として定め、事務局長（総務・危機管理担当理事）を委員長とする社会連携委員会で審議している。また、産学官連携に適切に関与して深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに、利益相反についての社会への説明責任を法人が負うことを明確にし、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するため、2021（令和3）年6月29日に「利益相反マネジメントポリシー」【資料 8-39】及び「利益相反マネジメント規程」【資料 8-40】を制定した。「利益相反マネジメント規程」第4条に定める利益相反マネジメント委員会にて利益相反に係る調査及び審査と啓発を実施している。

以上のことから、本学では、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると評価できる。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、「第2期中期計画」【資料 1-19】に基づき、各年度計画を定め、教育研究等環境の整備を推進している。「年度計画」【資料 2-6】については、各関係部署及び各関係委員会等において業務実績報告書に基づき点検・評価を行い、教育研究評議会、理事会・経営協議会における審議を経て、市評価委員会での外部有識者を含む客観的な評価結果を踏まえ、改善に向けた取組を検討・実施することとしている。

なお、前述（基準 2③）のとおり、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手續」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進しており、内部質保証委員会は中期計画及び年度ごとの計画（年度計画）の策定と進行管理及び実績評価を担うことを通じて教育研究等環境の適切性の検証に関与している。

以上のことから、本学では、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果に基づく改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

2. 長所・特色

➤ 学生の自主的な学修を支援するための環境整備として、ラーニングコモンズ、ブラウジングコーナー、PC コーナーを附属図書館内に整備している。語学センターには、自習室が整備され、e ラーニングを利用した自学習型英語学習やその他の外国語学習に取り組むことができる環境を提供している。芸術資料館では、企画展や学部・大学院の研究発表展などを行うことで、学生の芸術や教養に関する自律的学修を支援している。情報処理センターの実習室には、パソコンを約 160 台設置し、一般情報処理科目の実施や自習スペースとして活用されている。また、情報処理センターが提供する教育環境は仮想化されており、実習室以外でも実習室内と同じ環境が利用できる。講義室をはじめ学内各所で無線 LAN を整備、及び必携化ノート PC を活用することで、空き教室をはじめとする学内各所において情報処理センターが提供する教育環境を用いた自主的な学習が可能になっている。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学の教育研究活動に関する環境整備等については、第 2 期中期計画や広島市立大学保全計画などを策定して、実施するとともに、2022（令和 4 年）年度からは第 3 期中期計画と同期した施設保全（長寿命化）実行計画に基づき、同期間中の施設大規模修繕案を策定している。教育研究に必要な施設・設備を有し、適切に維持しているほか、図書館、学術情報サービスを提供するための体制も適切に整備している。各学部、研究科及び研究所の特色を生かし、地域課題の解決に向けた研究をはじめ、地域の実情に即した教育研究事業の展開や、国内外との多様なネットワークを活用した研究活動や地域貢献を行っている。外部資金獲得支援制度の充実、外部資金獲得に向けたインセンティブ制度の導入、学内・学外長期研修制度の導入など、研究活動を支援する体制を整備している。研究倫理を遵守するために必要な措置も適切に講じている。

以上のことから、本学では、教育研究等環境について、大学基準に照らして良好な状態にあると評価できる。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を建学の基本理念とし、学則第1条において「優れた教育研究成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与する」ことを目的として定めている【資料 1-4】。この基本理念と目的に従い、「広島市立大学社会連携ポリシー」【資料 9-1】として次の4点を基本姿勢として示している。

- 1 教育と研究を軸として社会連携に取り組みます。
教育や研究の成果を社会に還元するとともに、学外との連携を通じた教育研究活動を積極的に行います。
- 2 国内外の様々な組織・機関と広く連携します。
広島をはじめとする地域のコミュニティや非営利組織（NPO）、行政機関、産業界、企業など学外の様々な組織・機関との連携を通じて社会に貢献します。
- 3 多様な形態の社会連携を行います。
地域連携・産学連携のほか、既存の枠組みにとらわれない、連携先の要望に応じた連携の実現を目指します。
- 4 相互の権利を尊重して社会連携を推進します。
教職員・学生、連携先のそれぞれの権利を尊重しながら、効果が最大になるように個々の連携を組織的に推進します。

これらの基本姿勢にそって社会連携・社会貢献を推進するために、「第2期中期計画(2016(平成28)年度～2021(令和3)年度)」【資料 1-19】においては、重点取組項目として、社会連携について、「「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の推進等により、大学の教育研究力を生かして広島都市圏の都市機能の充実・強化及び地域の活性化に取り組む」ことを掲げ、「「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」を推進し、広島都市圏の活性化につながる教育研究活動を実施することにより、地方創生に貢献する」、「社会連携センターを窓口として、広島市をはじめとした行政機関、企業等からの受託研究、共同研究等に積極的に取り組む」、「地域社会との連携を通じた地域展開型の芸術プロジェクトを推進し、芸術の社会的有効性を発信する」等の個別計画を推進してきた【資料 2-1】。

「第3期中期計画(2022(令和4)年度～2027(令和9)年度)」【資料 1-17】においては、重点取組事項として、地域・社会貢献について、「「地域と共生し、市民の誇りとなる

大学」として、広島広域都市圏の持続的発展や地域社会の活性化に貢献するため、地域に愛着を持って地域で活躍する人材を育成するとともに、行政課題の解決やまちづくり、地域産業の活性化に資する地域共創の取組及び産学官連携を推進する」と掲げるとともに、中期計画内の大項目の名称を従前の「社会貢献」から「地域・社会貢献」に改め、公立大学として、広島市及び広島広域都市圏における地域連携・地域貢献に、より一層取り組む姿勢を明確化した。

また、個別計画として、「広島広域都市圏における「まちづくり」・「賑わいづくり」や地域課題の解決に貢献するとともに、次代の地域を担う人材を育成するため、地域住民や自治体等との地域共創による教育研究活動を推進する」、「地域産業の活性化に貢献し、次代の地域産業を担う人材を育成するため、広島広域都市圏の企業等と連携した実践的な産学連携教育やアントレプレナーシップ教育を推進するとともに、広島市をはじめとした自治体、企業等からの受託研究・共同研究等に積極的に取り組む」等を掲げている【資料 1-17、1-18】。

国際交流については、「第2期中期計画」【資料 1-19】において、重点取組項目として、「海外学術交流協定大学の戦略的な開拓、国際学生寮の整備、クォーター制（4学期制）の一部導入による留学の促進等により、大学の国際化を推進する」と掲げるとともに、個別計画として、「言語、地域、学術分野等を踏まえた海外学術交流協定大学の戦略的な開拓、短期留学プログラムの新規実施等により、学術交流及び学生交流を推進する。平成33年度までに、派遣・受入留学プログラム参加学生数を年間192人（平成26年度96人）にする」、「国際学生寮の整備を推進し、施設を活用した多様な交流を促進する」、「日本人学生の派遣及び留学生の受け入れに係る支援の充実を図る」ことを掲げ、取組を進めた。

また、「第3期中期計画」【資料 1-17】においては、重点取組項目として、「グローバルな視野を持ち、多文化共生社会の一員として活躍できる人材を育成するため、海外学術交流協定大学等との相互交流の推進、国際交流を通じた異文化理解の促進、外国語教育の充実等により、大学の国際化を推進する」と掲げ、個別計画として、「グローバルな視野を持ち、多文化共生社会の一員として活躍できる人材を育成するため、オンラインでの交流プログラムなどを含めた海外学術交流協定大学等との学術交流及び学生交流を拡充する」、「キャンパスの国際化を推進するため、異文化理解の促進や様々な留学生（派遣・受入）支援の充実を図る」等を掲げている。

以上のことから、本学では、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると評価できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育・研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

(1) 学外組織との適切な連携体制

本学では、教育研究活動に基づく地域連携・産学連携を推進するために、地域、企業、行政機関等との連携窓口として社会連携センターを設置している【資料 1-1 (ウェブ) :34 頁、9-2 (ウェブ)、9-3】。社会連携センターは「学則」【資料 1-4】第 6 条第 1 項第 5 号に基づき設置された組織であり、「社会連携センター規程」【資料 9-4】第 2 条に掲げる業務を所掌している。社会連携センターでは、教職員に加えて産学連携コーディネーターと地域連携コーディネーターを配置し、両コーディネーターが中心となり学外組織との連携調整を行っている【資料 9-4】。また、広島広域都市圏の行政課題解決への協力、株式会社広島銀行、広島市安佐南区などと包括協定を結び、大学と地域社会を結びその連携強化を図っている【資料 1-9 (ウェブ) :PDF95-96 頁】。2022 (令和 4) 年 7 月に、地域産業界や行政機関等が協力して、地域に貢献できる人材を育成することで地域産業の活性化、高度化、地域社会の持続的な発展を目指すために、「広島市立大学産学官連携推進協力会」【資料 9-5】を設立し、地域産業界との連携強化を行うプラットフォームを整備したところである。

また、国際交流を推進するための組織として、国際交流推進センターを設置している。国際交流推進センターは、「学則」【資料 1-4】第 6 条第 1 項第 6 号に基づき設置された組織であり、「国際交流推進センター規程」【資料 9-6】第 2 条に掲げる業務を所掌している。国際交流センターでは、専任の特任教授（国際交流推進センター長）及び事務職員を配置している。

(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

主な取組及び実績については、以下のとおりである。

ア 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（文部科学省）に採択（2015（平成 27）年度～2019（令和元）年度）され、大学、地方自治体、経済団体・企業などと協働し、「観光振興による「海の国際文化生活圏」創生に向けた人材育成事業」を実施した。COC+の実績をもとに、事業期間終了後も地域志向教育を継続して実施することとし、地域志向教育カリキュラムや、地域と連携した実践的な教育を推進している【資料 3-19 (ウェブ)、4-27】。

イ 基町プロジェクト

広島市立大学と広島市中区役所が連携し、若者が主体となった創造的な文化芸術活動や地域交流を通じて、まちの魅力づくりや、基町地区の活性化を目指す「基町プロジェクト」【資料 9-7】を実施している。「基町プロジェクト」は広島市が 2015（平成 27）年に被爆 70 周年を迎えるに当たり、被爆 100 周年を見据えて実施する「まちづくり先進事業」の一つに選定された。

ウ 産学連携推進

本学の特色ある教育研究を地域また産業界に還元するために、共同研究・受託研究の積極的な受け入れを行っている【資料 1-9 (ウェブ)】。表 14 に共同研究費・受託研究費等

の獲得件数、表 15 に共同研究費・受託研究費等の契約金額を示す。契約金額については国の大型補助金によって大きく変動があるが、共同研究・受託研究については、2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度はコロナ禍の影響があるものの約 70 件近くの受け入れを行っている。また、研究シーズ集による研究内容の情報発信【資料 9-8】、地域産業界との交流を図り産学連携を推進するため、「広島市立大学産学連携研究発表会」を毎年開催している【資料 9-9】。

＜表 14 共同研究費・受託研究費等の獲得件数＞

区分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
共同研究費 受託研究費	60 件	58 件	52 件	48 件	47 件
補助金	4 件	2 件	2 件	2 件	3 件
奨学寄附金	11 件	12 件	15 件	12 件	11 件
合計	75 件	72 件	69 件	62 件	61 件

＜表 15 共同研究費・受託研究費等の契約金額＞

区分	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
共同研究費 受託研究費	91,982 千円	98,034 千円	93,636 千円	72,057 千円	48,980 千円
補助金	64,707 千円	46,526 千円	30,057 千円	24,196 千円	21,311 千円
奨学寄附金	9,694 千円	14,184 千円	13,347 千円	11,302 千円	9,966 千円
合計	166,383 千円	158,744 千円	137,040 千円	107,555 千円	80,257 千円

エ 地域連携推進

教育研究成果を地域社会に還元するとともに、行政や企業、地域団体等と連携した人材育成を目的とした「社会連携プロジェクト」【資料 9-10】、学生が自主的に計画したプロジェクトや地域などから提案されたテーマについて取り組む「市大生チャレンジ事業」【資料 1-1（ウェブ）：31 頁、9-11】等、地域との連携プロジェクトを展開している。また、本学と広島市各部署等との連携強化と行政課題解決に向けた取組を推進することを目的とした「広島市立大学の地域貢献事業発表会」を毎年開催（2020（令和 2）年度と 2021（令和 3）年度を除く）している【資料 9-12】。

オ いちだい地域共創プロジェクト

2022（令和 4）年度より地域団体から地域課題の提案を受けて教職員・学生と地域団体が協働で課題解決に取り組むことを目的とした「いちだい地域共創プロジェクト」【資料 9-13、9-14（ウェブ）】を開始した。「いちだい地域共創プロジェクト」は大学から地域という一方向での教育研究成果の還元のみならず、町づくり、賑わいづくりや地域の持続的な発展を目指し、教職員と地域団体が協働して共に地域の課題解決に取り組むことを目的としている。2022（令和 4）年度実施プロジェクトの採択件数は 7 件であり、2023（令和 5）

年度実施プロジェクトについても新規 5 件・継続 2 件の応募があった。

カ 公開講座

市民の生涯学習ニーズに対応するため、国際学部、情報科学部、芸術学部、広島平和研究所のそれぞれにおいて公開講座を開催している。小中学生向けの講座、高校生向けのサマースクール、社会人向け講座など、幅広く一般市民を対象とした公開講座を実施し、市民の生涯学習ニーズへの対応に大きく貢献している【資料 2-2:PDF40 頁、9-15、9-16 (ウェブ)】。また、県立広島大学と協働し連携公開講座を毎年開催している【資料 9-17、9-18】。小中学生向けの講座として小中学生に情報科学に接する機会を提供する「ひろしまコンピュータサイエンス塾」を開催（2021（令和 3）年度より「いちだいデジタルパーク」として開催）している【資料 9-19、9-20】。

キ 知的財産の管理と活用

「教職員等の知的財産に係る取扱いに関して必要な基本的事項を定め、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に寄与し、もって文化の向上と社会の発展に貢献することを目的」とする「知的財産取扱規程」【資料 9-21】を定め、学内の知的財産を適切に管理し、産学連携を中心に知的財産を活用に積極的に取り組んでいる【資料 9-22】。

(3) 地域交流、国際交流事業への参加

国際交流事業については、国際交流推進センターが推進主体となり、国際交流に関する第 2 期中期計画「言語、地域、学術分野等を踏まえた海外学術交流協定大学の戦略的な開拓、短期留学プログラムの新規実施等により、学術交流及び学生交流を推進する。平成 33 年度までに、派遣・受入留学プログラム参加学生数を年間 192 人（平成 26 年度 96 人）にする」、「国際学生寮の整備を推進し、施設を活用した多様な交流を推進する」、「日本人学生の派遣及び留学生の受け入れに係る支援の充実を図る」を達成するための様々な施策・取組を展開している。

現在、本学が学術交流協定等を締結している海外の大学は 23 大学である【資料 9-23】。このうち、2016（平成 28）年の第 2 期中期計画策定以降に新たに学術交流協定を締結した海外の大学は 9 大学であり、「言語、地域、学術分野等を踏まえた海外学術交流協定大学の戦略的な開拓」を着実に推進している。

国際交流事業に関する実績については、第 2 期中期計画に掲げた「平成 33 年度までに、派遣・受入留学プログラム参加学生数を年間 192 人（平成 26 年度 96 人）にする」という数値目標を達成するために、海外の大学との新たな学術交流協定の締結、海外渡航未経験者を対象にした海外交流プログラムの新規開設、海外大学からの短期受入プログラムの新規開発等の取組を推進した結果、長期及び短期の留学プログラムに参加した派遣及び受入学生数が、2016（平成 28）年は 214 人、2017（平成 29）年は 196 人、2018（平成 30）年は 203 人、2019（令和元）年は 193 人となり、数値目標を達成することができた。しかし、コロナ禍以降、2020（令和 2）年と 2021（令和 3）年の派遣及び受入学生数はそれぞれ 4 人、5 人と大幅に減少した。コロナ禍により大幅に減少した国際交流の機会を補完するた

めの方策として、オンラインを利用した海外大学との交流プログラムを積極的に開拓した結果、オンラインによる交流プログラムに参加した学生数は、2020（令和 2）年は本学からの参加者は 75 人、海外の相手大学からの参加者は 90 人、2021（令和 3）年はそれぞれ 98 人、70 人となり、数値目標の 192 人には及ばなかったものの、それに近い人数を達成することができている【資料 9-24】。

第 2 期中期計画で掲げた「国際学生寮の整備を推進し、施設を活用した多様な交流を推進する」という計画については、2018（平成 30）年 4 月に国際学生寮「さくら」を開寮した。国際学生寮「さくら」は日本人学生 3 人と留学生 3 人が一つのユニットで共同生活をする教育寮として位置づけられており、寮生活そのものが国際交流の場となっている。また、国際学生寮「さくら」の施設を利用した「ミニ留学プログラム」が 2018（平成 30）年以降実施されており、2021（令和 3）年度末までに英語中・上級プログラム、英語初級プログラム、韓国語初級プログラム、中国語初級プログラム等、計 7 回実施され、計 109 人が参加している。

また、「日本人学生の派遣及び留学生の受け入れに係る支援の充実を図る」という計画については、2016（平成 28）年に短期語学留学及び海外交流プログラムの参加者に対する助成金制度を新設し、運用を開始した。2019（令和元）年からは、海外学術交流協定校へ長期派遣される日本人学生に対しても、航空運賃の一部助成を開始するとともに、留学前に行う外国語学習に対して上限 2 万円まで補助する制度を創設した。また、派遣学生を対象とした危機管理セミナーを 2016（平成 28）年度から実施するなど、日本人学生の派遣に係る支援を充実させている。海外からの留学生受け入れに係る支援については、日本の生活・文化の体験支援策としてホームステイプログラムの実施、留学生をサポートするための日本人バディ制度の創設、e ラーニングによる日本語学習機会の提供など、様々な支援を実施している。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施し、また、教育・研究成果を適切に社会に還元していると評価できる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では中期計画に定めた事項について年度ごとに年度計画を定め、年度計画に基づき実施した各事業年度の業務実績について、関係部局等が関係する業務の実施結果を取りまとめ、自己点検評価を行い、その結果を業務実績報告書として作成している。「業務実績報告書」【資料 2-2、9-15】は、教育研究評議会及び理事会で審議し、広島市公立大

学法人評価委員会に提出している。

その後、広島市公立大学法人評価委員会による評価を受け、課題点については、改善策をまとめ、同委員会に報告するとともに、改善の取組を以後の年度計画の策定、運営等に反映している【資料 1-20】。

社会連携・社会貢献に関する取組については、社会連携センターが中心となり、業務実績報告書を作成している。

また、社会連携センターが所掌する社会連携推進施策の企画・運営とその関連業務については、適宜、社会連携委員会で審議又は報告を行い、改善・向上を行っている【資料 8-38】。例えば、社会連携委員会において産学連携推進に結びつく研究の社会実装を加速することを目的に「ヒトを対象とした研究」に関する倫理規程【資料 8-29】を定め、倫理審査を行っているが、審査のスピードをあげるために、簡易な案件については書面審査を可能とすることを実現した。さらに、学内の知的財産については社会連携委員会で審議を行い、管理や活用方法などの点検やその改善を行っている。

国際交流に関する取組については、国際交流推進センター、語学センター及び学生支援室が役割分担しながら取組を進め、業務実績報告書を作成している。

また、海外学術交流協定校への派遣及び受入、海外学術交流協定校への派遣学生への航空運賃一部助成、海外交流プログラムの実施や助成、オンライン交流プログラムの実施、派遣学生を対象とした危機管理セミナーの実施、海外からの留学生を対象としてホームステイプログラムの実施は、国際交流推進センターが主体となって行い、その自己点検・評価は国際交流委員会が行っている。

短期語学留学の派遣や助成、留学前に行う外国語学習に対する助成、海外からの留学生へのeラーニングによる日本語学習機会の提供については、語学センターが主体となって行い、その自己点検・評価は語学センター運営委員会が行っている。

国際学生寮「さくら」での国際交流事業は、学生支援室が主体となって行い、その自己点検・評価は、国際学生寮専門委員会及び学生委員会が行っている。こうした点検・評価結果に基づいて、国際交流推進センター、語学センター及び学生支援室が事業等の改善・向上に向けた取組を計画し、次年度の事業等に反映させている。

なお、前述（基準 2③）のとおり、大学運営全般（教育・研究・社会貢献、その他）に関わる内部質保証については、「中期計画推進に係る「内部質保証」の手續」【資料 1-30】の枠組みを基軸として、内部質保証委員会と学部・研究科・その他関係部局及び関連委員会が連携して推進しており、内部質保証委員会は中期計画及び年度ごとの計画（年度計画）の策定と進行管理及び実績評価を担うことを通じて社会連携・社会貢献の適切性の検証に関与している。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

2. 長所・特色

- 社会連携・社会貢献

本学では COC+事業の地域志向教育カリキュラムやアートプロジェクトなど主要事業を継続・発展させ、地域に貢献する人材育成を目的とした地域志向教育を中心に、大学の教育研究力を生かし、広島広域都市圏の都市機能の充実・強化及び地域の活性化に取り組んでいる。この取組を推進するために「社会連携プロジェクト」【資料 9-10】、「市大生チャレンジ事業」【資料 1-1 (ウェブ) :31 頁、9-11】などのプロジェクト事業を実施している。成果の一例として、「広島市議会開会案内ポスターのデザイン」(2019 (令和元) 年度社会連携プロジェクト)では、広島市議会開会案内ポスターのデザイン設計を通して、社会性や公共性の高いデザイン開発を本学の学生が学ぶ機会を得るとともに、行政機関との連携強化を行うことができた。また、近年では、市大生チャレンジ事業の代表者やグループが学生表彰の対象となるなど、社会貢献を通じた活動を通して地域の課題や活動に目を向けるきっかけ作りを担うようになってきている。

また、2022 (令和 4) 年度から地域団体から地域課題の提案を受けて教職員と地域団体が協働で課題解決に取り組むことを目的とした「いちだい地域共創プロジェクト」【資料 9-13、9-14 (ウェブ)】を開始した。今後は、第 3 期中期計画に掲げる「地域共創及び産学官連携の取組を活性化」させるために、広島広域都市圏における「まちづくり」・「賑わいづくり」や地域課題の解決に資するプロジェクト事業の強化を行っていく計画である。

➤ 国際交流

2018 (平成 30) 年 4 月に国際学生寮「さくら」を開寮した。国際学生寮「さくら」は日本人学生 3 人と留学生 3 人が一つのユニットで共同生活をする教育寮として位置づけられており、寮生活そのものが国際交流の場となっている。また、国際学生寮「さくら」の施設を利用した「ミニ留学プログラム」を実施しており、本学学生が大学に居ながらの国際交流を体験できる場となっている。2021 (令和 3) 年度からは、学生からのニーズの高い中国語、韓国語、初級英語のメニューを増やし、プログラムを 5 回開催した。その結果、参加者は平均 14.8 名であり、参加者アンケートの結果でも、回答した学生全員から「とても有意義だった」、「やや有意義だった」との回答が得られるなど好評であった。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、広島市が設置した公立大学として、社会連携・社会貢献は重要な取組の一つとして考え、教育研究成果の地域への還元と地域との連携した取組を積極的に行っている。

社会連携・社会貢献に関する方針を定め、学内外に公表し、社会連携センターが学外機関との調整窓口となることで社会連携・社会貢献を推進する体制を構築している。また、地域と連携した各種事業の実施、地域連携・産学連携による教育研究活動を通して社会連携・社会貢献に関する活動を推進している。

また、国際交流についても、海外の学術交流協定大学等との交流を積極的に行うとともに、国際学生寮「さくら」を活用した国際交流を推進するなど、大学の国際化に積極的に取り組んでいる。

こうした社会連携・社会貢献については、定期的な点検・評価を行ってきており、その結果を基に改善・向上に向けた取組も行っている。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献について、大学基準を充足しており、極めて良好な状態だと判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

大学運営に関する方針については、地方独立行政法人法等に基づき定めた「業務方法書」

【資料 10(1)-1】第2条において、業務運営の基本理念及び基本方針として、

- ・ 法人は、公立大学法人広島市立大学定款第1条に定める目的を果たしていくことを基本理念として業務を運営する。
- ・ 法人は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

と明示している。

また、中期目標及び中期計画においても、大学運営に関する方針を明示している。

「第3期中期目標」【資料 1-18】においては、重点指針として、

- ・ 教育研究及び財務情報の分析等を通じたマネジメント体制の確立、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進等により、公立大学法人制度の利点を生かした戦略的、機動的かつ効率的な大学運営を推進する。

と明示し、業務運営の改善及び効率化に関する目標として、

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下、中長期的かつ経営的な視点から、教育研究活動、外部資金、資産活用状況等のデータを根拠とするマネジメント、各種業務におけるDXの推進等による戦略的、機動的かつ効率的な大学運営を実施する。また、上記の大学運営を推進する人材の確保及びその育成並びに研究支援体制等の充実を図る。

と明示している。

この目標を受けて策定した、「第3期中期計画（2022（令和4）年度～2027（令和9）年度）」【資料 1-17】においては、大学運営に係る基本的な方針について、重点取組項目として、

- ・ 戦略的かつ機動的な大学運営を行うため、理事長・学長のリーダーシップとIRに基づいた教学・経営マネジメントを推進し、内部質保証の充実を図る。また、DXの推進等により、学修支援及び学生支援の充実に取り組むとともに、業務の効率化を進める。

と明示している。また、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として、戦略的、機動的かつ効率的な運営体制の構築及び運営の実施について、

- ・ 理事長・学長のリーダーシップの下、データに基づいた戦略的大学経営を進めるため、教学を含めた大学運営全般にわたる IR を推進する。
- ・ 大学を取り巻く諸課題に的確に対応し、効率的で持続可能な大学運営を行うため、附属施設を含めた大学運営組織及び業務執行体制の見直しを行うとともに、事業見直しや業務プロセスの標準化等の大学業務改革を推進する。
- ・ 教育研究の更なる質の向上を図り、戦略的、機動的かつ効率的な大学運営を行うため、教育、業務・サービス、大学経営のデジタル化を推進するとともに、セキュアかつ利便性・信頼性の高いデジタル基盤を構築する。
- ・ 実務家教員及び専門職員の任用や外部専門人材の活用等、戦略的な人材の確保や配置を推進するとともに、教職協働の推進や FD・SD 研修の実施などにより、教職員の専門性等の職務能力向上を図る。
- ・ 大学と地域、自治体、企業等との連携による研究や芸術活動の活性化を図るため、支援制度・体制の充実を図る。

と明示している。

さらに、その他業務運営に関する重要目標を達成するためとすべき措置として、

- ・ 施設・設備の効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「広島市立大学保全（長寿命化）実行計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組む。また、施設・設備機器等の維持改修等に際してはバリアフリー、ユニバーサルデザイン、環境保全、セキュリティ等に配慮する。
- ・ 学生及び教職員が安心して学び、働くことができる良好な教育研究環境を維持・確保するため、ハラスメント根絶に向けた取組や研究不正防止に係る取組の徹底等、人権や法令遵守に関する意識の向上を図るとともに、感染症や災害等の不測の事態に適切に対応できる体制及びメンタルヘルス対策の充実等に取り組む。
- ・ 男女共同参画等、ダイバーシティの尊重と推進に全学的に取り組む。

と明示している。

(2) 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

第3期中期計画の策定に当たっては、その検討過程において、計画案を全教職員に周知し意見聴取を行ったうえで、教育研究評議会、経営協議会、理事会での審議を経て決定している。計画策定後は、ウェブページでの公表、教職員向け全学説明会の開催等により学内構成員に周知を図った【資料 10(1)-2 (ウェブ)】。

以上のことから、本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中期計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると評価できる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

(1) 適切な大学運営のための組織の整備

「定款」【資料 1-3】において、役員として、理事長及び理事、監事を置き、理事長及び理事で構成する理事会を置くとともに、法人経営に関する重要事項の審議機関として経営協議会を、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関として教育研究評議会を置いている。

このほか、「学則」【資料 1-4】及び「組織規則」【資料 2-7】において、理事及び副理事の役職者の配置と所掌の明確化、附属施設等の設置等、適切な大学運営のための組織を整備している。

【学長の選任方法と権限の明示】

本学の学長は、「定款」【資料 1-3】第 10 条第 2 項において、理事長が学長となることが定められている。

理事長（＝学長）の選考については、「定款」【資料 1-3】第 10 条の規定に基づき、理事長選考会議において選考を行っている。選考委員は、経営協議会から選出された 3 名、教育研究評議会から選出された 3 名の合計 6 名で構成し、学外委員を含むものとしている。理事長（＝学長）候補者は人格が高潔で、学識が優れかつ法人の経営管理能力及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する必要があり、候補者には、経営協議会が 2 名以内、教育研究評議会が 3 名以内を推薦し、理事長選考会議委員は 1 名に限り推薦できる。また、教職員は 10 名以上の連署をもって候補者を推薦できる【資料 10(1)-3】。選考会議は、候補者の就任意思、所信等の確認を行い選考する。選考結果は、設立団体の長である広島市長に申し出て、広島市長が理事長（＝学長）を任命する。

理事長は、法人経営における責任者であり、法人を代表し、その業務を総理する最終的な意思決定権者である。また、学校教育法第 92 条に基づき、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督することとされており、大学の校務について最終決定を行う。本学では、理事長が学長も兼ねていることから、経営と教育研究の両面からリーダーシップを発揮できる体制となっている。

【役職者の選任方法と権限の明示】

常勤の役員である理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは

その職務を行う。

理事は、理事長が任命し、「組織規則」【資料 2-7】第 2 条第 3 項に基づき、理事長が指定する企画・戦略担当、教育・研究担当、総務・危機管理担当として、それぞれの業務を掌理しており、権限と責任を明確化している。

また、法人及び大学の運営に関する特定の事項を処理するため、理事長の任命により、広報担当、入学試験担当、社会連携担当、情報担当、学生支援担当、教務担当、国際交流担当、内部質保証・IR 担当の各副理事を置き、それぞれの業務を掌理している。このほか、附属施設長を置き、原則として、業務に関連する担当副理事を附属施設長に充てている。

学部長、研究科長は、各学部又は研究科の目的に定めた教育研究等や、各学部又は研究科の教育研究の管理運営及び教員・学生の監督責任者として管理運営全般を担っている。

【学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備】

学長は理事長として法人を代表し、その業務を総理し、「職務権限規程」【資料 10(1)-4】に定める手続に基づき決裁し、法人の意思決定を行っている。

【教授会の役割の明確化】

教授会・研究科委員会の役割については、「学則」【資料 1-4】第 15 条及び「大学院学則」【資料 1-6】第 8 条に規定しており、教授会等において審議される事項は、学部等に関する人事、予算、規程の制定改廃、講座及び授業科目の種類及び編成、学生の入退学等のうち教育研究に関するものと明示している。教授会・研究科委員会の組織及び運営については、「教授会規程」【資料 3-23】及び「研究科委員会規程」【資料 3-24】で定めている。これらにより、教授会・研究科委員会の権限と責任を明確にしている。

そのほか、各部局が所掌する事務の決裁手続等は、「職務権限規程」【資料 10(1)-4】の定めるところにより行われ、教授会、各種委員会等の議を経るべき事項については、学則その他の個別規程において定めている【資料 10(1)-5 (ウェブ)】。

【学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化】

学長による意思決定において教授会の議を経るべき事項としては、学位の授与、既修得単位の認定、学生の休学、退学、転学、転学部、留学の許可等があり、それぞれ個別規程において明確に定めている【資料 10(1)-5 (ウェブ)】。

【教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化】

法人の運営組織としては、「定款」【資料 1-3】に基づき、理事会、経営協議会及び教育研究評議会が置かれ、それぞれの議決事項及び審議事項が明記されている。

理事会は、法人の重要事項の議決機関であるとともに、法人の意思決定機関であり、理事長、理事及び監事で構成される【資料 2-32 (ウェブ)、2-33 (ウェブ)】。

経営協議会は、法人経営に関する重要事項を審議する機関であり、理事長、理事及び学外委員（2 名）から構成され、理事長が招集し審議を行う。

教育研究評議会は、大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関であり、学長、副学長、学部長・研究科長、平和研究所長、副理事、附属施設長、副学部長・副研究科長、

平和研究所副所長及び事務局長で構成される。大学の教育研究面での責任者である学長(=理事長)が議長となり、審議を行う。

[学生、教職員からの意見への対応]

学生及び教職員に対して、法人及び大学運営に対する建設的な提言を聞かせてもらうよう、理事長(学長)への提言受付用のメールアドレスを開設しており、寄せられた提言に対しては、理事長(学長)自らが、回答している【資料 10(1)-6】。

学生に対する意見聴取としては、学生調査を定期的実施するとともに、コロナ禍における学生支援ニーズの把握等、必要に応じてアンケート調査等を実施し、こうした調査結果等を踏まえて、学生支援の方法等を検討している【資料 1-13、4-22、7-40】。

また、教職員については、例えば、中期計画の策定等の重要事項については、メールで全教職員から意見聴取を行ったり、学内説明会を開催し理事長が直接意見交換を行うなどしているほか、理事、副理事等の役職者を通じて意見聴取を行っている。

こうした意見については、必要に応じて対応策を検討することになるが、協議・調整・検討を円滑に行うために、本学では、理事長と関係教職員が、定期的に協議・調整する場を設けている。

理事長(学長)、理事(副学長及び事務局長)、部局長が出席する運営調整会議を月2回、理事長(学長)、理事(副学長及び事務局長)、副理事、附属施設長が出席する理事・事務連絡会議を月2回開催し、教職員や学生からの意見やその対応が必要な場合には、その都度協議調整を行っている。また、毎週1~2回、理事長(学長)、理事(副学長及び事務局長)、事務局次長が協議する場を設定しており、こうした場において、適宜、必要な対応策を検討している。

(2) 適切な危機管理対策の実施

本学の危機管理対策としては、発生が予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するために、「危機管理規程」【資料 10(1)-7】を定め、この規程に基づき、「危機管理基本マニュアル」【資料 10(1)-8】等の整備・運用、危機管理委員会、危機対策会議及び危機対策本部の設置・運営等を行っている。

危機管理規程に基づく平常時における危機管理対策としては、危機管理を統括する責任者である理事長の下、総務・危機管理担当理事が、危機管理対策の企画・立案及び実施並びに危機管理体制の整備・点検等に努めるとともに、部局長が部局に係る日常的な危機管理の充実に努めることとし、危機管理委員会において危機管理に必要な事項の審議を行っている。危機管理に関する大学構成員の意識向上を図るため、毎年、FD・SDセミナーの一環として全教職員を対象とした危機管理研修を開催するとともに、教職員及び学生を対象とした防災訓練を毎年実施している。また、大雨等の危機事象に関する情報については、学生及び教職員に対して、ウェブページや広島市立大学ポータルサイト「いちぼる」により、緊急情報を発信している【資料 10(1)-9】。

緊急時における危機管理対策として、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生の恐れがある場合には、「危機管理基本マニュアル」【資料 10(1)-8】及び「事象別危機マニュアル」【資料 10(1)-10】、「災害対応マニュアル」【資料 10(1)-11】、「消防計画」【資料 10(1)-12】

等に基づき対応するとともに、必要に応じて、危機対策会議又は危機対策本部を設置・運営し、危機に迅速かつ的確に対処するよう努めている。

新型コロナウイルス感染症への対応として、2020（令和2）年2月に危機対策会議を設置し、2020（令和2）年4月には危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）に移行し、緊急事態宣言に係る対応、授業の実施方針、応急奨学金等の学生支援などの様々な対応策を、迅速に決定し、実施した。2021（令和3）年9月には、新型コロナウイルス感染予防・拡大防止ガイドラインを作成し、基本的な感染予防対策について定め、学内における感染防止対策を徹底して実行した【資料 7-15（ウェブ）】。また、感染が疑われる場合や感染が判明した場合の基本的な対応を定め、事案発生時には、ガイドラインに沿って迅速かつ適切な対応を行った。

以上のことから、本学では、方針に基づき、学長を始めとする所要の職、法人の運営組織、教育研究組織等を設け、これらの権限等を明示するとともに、それに基づいた適切な大学運営を行っている」と評価できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

(1) 予算執行プロセスの明確性及び透明性

[内部統制等]

予算編成については、「会計規則」【資料 10(1)-13】及び「予算規程」【資料 10(1)-14】に基づき、以下のような手続で行っている。

- ・ 理事長は、あらかじめ理事会の議を経て予算編成方針を策定し、これに基づき予算案を作成する。
- ・ 理事長は、作成した予算案について、経営協議会による審議の後、理事会の議決を経て、予算を決定する。
- ・ 各部門予算管理者（事務局各所属長）は、予算編成方針に基づき予算要求調書を作成し、理事長の統括の下、予算編成の事務を行う予算責任者（総務・危機管理担当理事）へ提出する。
- ・ 提出された予算要求調書は、予算責任者の指示の下、予算編成担当部署（経営グループ）において資料収集及び精査を行う。その上で、本学の重要課題の達成に向けた取組や特に政策的な判断を必要とするものについて、理事長・理事を交えて各部門予算責任者等関係者へのヒアリングを行うことにより、中期計画及び年度計画内容等に沿った適切なものであるかをチェックするとともに、既存事業の再構築による財源の捻出や後年度負担による将来の財務運営への影響などの観点からも予算要求の妥当性を検証し査定を行う。

こうしたプロセスを経ることで、予算編成の適切性を確保している。

予算執行のルールについては、予算責任者は、予算決定後速やかに各部門に予算配分を行い、これを基に各部門の予算管理者が作成した執行計画を取りまとめて理事長に提出し、理事長は提出のあった執行計画を審査し決定する。予算責任者及び予算管理者は、この執行計画を基に計画的な予算執行を行う。なお、財務会計システムにより各部門予算管理者だけでなく、各部署又は予算執行権限を与えられた者もその権限の範囲内において執行状況を随時チェックし、適切な予算執行を行える仕組みをとっている。

【予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定】

予算執行に伴う効果の分析・検証については、予算編成時の予算要求及び予算査定のプロセスにおいて、各事業の関連する中期計画及び年度計画の業務実績報告及び自己評価及び法人評価委員会の評価結果を踏まえ、予算の要求及び査定を行っており、必要に応じて事業内容等の見直し等を行っている。

予算の執行状況の把握と分析・検証については、理事会に予算収支状況（収入・支出額対前年比較、予算執行計画に対する執行状況及び分析等）を定期的に報告している【資料1-3:第16条第3号】。また、試算表等により当月までの損益と財産の状況について理事長に月次報告を行っている。さらに、毎年度中間決算を行い、財務状況を理事会に報告している。ただし、2022（令和4）年度からは、業務見直しにより中間決算を廃止し、詳細な執行見込みを理事長へ報告することに改め、予算執行状況の把握に努めている。

以上のことから、本学では、予算編成及び予算の執行を適切に行っていると評価できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

(1) 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

事務組織と教学組織とが適切な連携協力を図り、教育研究を円滑かつ効率的に行うため、事務組織として、企画室、総務室、教務・研究支援室及び学生支援室を設置している。また、学部・研究科等の事務補助を行うため、各学部に事務局分室（学部等事務室）を設けている。それぞれの内部組織の分掌事務は、「事務分掌規程」【資料10(1)-15】で定めている。

職制については、事務局に事務局長、事務局次長を置き、各室に室長及び主任を置き、必要に応じて主事、主査、主幹、室長補佐を置いている。

職員数は、一般職員 47 名、特任職員 18 名、非常勤嘱託員 34 名及び臨時職員 8 名を配置している（2022（令和 4）年 5 月 1 日現在）。

このうち、一般職員は、設立団体からの派遣職員と法人採用職員（プロパー職員）で構成される。派遣職員については、大学事務という特殊性から在職期間が、設立団体の一般的な人事ローテーションに比べると長期化する傾向にあるものの、通常 3 年～5 年程度で定期的異動がある。プロパー職員は、大学業務全般に精通した総合職として配置・育成しており、3 年～5 年程度で配置換えをする方針である。

一方、特任職員、非常勤嘱託員及び臨時職員は、1 年ごとの更新を基本としているが、長年業務に携わり、業務に精通している者も一定数おり、また、業務固有の専門知識や経験を有した職員を採用するなど、重要な役割を担っている。

企画室は、法人及び大学の運営に係る企画及び調整、中期目標、中期計画及び年度計画、自己評価、秘書、広報、理事会、経営協議会、教育研究評議会、入学者の募集及び選考、入学検定料及び入学料に関することを所掌している。

総務室は、職員の人事、給与、福利厚生及び安全衛生、SD（Staff Development）、規程の制定及び改廃、危機管理、文書及び公印の管理の総括及び運用、情報公開及び個人情報保護、入学式及び卒業式、施設管理、施設及び設備の整備、事務の進行管理及び事務改善、予算及び決算、資金管理、取引金融機関、支出に係る審査、現金（有価証券を含む）及び基金の出納管理、契約、監査、固定資産等の取得、管理及び処分の総括、法人の経営分析に関することのほか、事務局他室の主管に属さない事項に関することを所掌している。

教務・研究支援室は、教務、学位論文審査手数料、教育研究費、FD、学芸員資格の取得及び教育職員免許、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に関することを所掌しているほか、学部・研究科、広島平和研究所、附属図書館、語学センター、情報処理センター、芸術資料館及び社会連携センターの運営支援に関することについても担当している。

学生支援室は、学生、授業料、奨学金等に関することを所掌しているほか、心と身体相談センター、学生寮、国際交流推進センター、キャリアセンターに関する各種業務についても担当している。

【職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況】

職員の採用については、「職員選考規程」【資料 6-1】、「職員就業規則」【資料 6-33】及び「非常勤職員等就業規則」【資料 6-34】に基づき実施している。

職員の採用は、就業規則において、競争試験又は選考によるものとしており、法人採用職員（プロパー職員）の採用は、原則として公募し、1 次選考（教養試験・小論文）、2 次試験（個別面接）を行って採用を決定している。

特任職員（フルタイム勤務、有期雇用、1 年更新）、非常勤嘱託員（短時間勤務、有期雇用、1 年更新）の採用は、原則として公募し、業務上必要とする知識や経験等を有する者を、書類審査及び面接により選考し、決定している。

プロパー職員の昇格については、「職員就業規則」【資料 6-33】及び「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程」【資料 10(1)-16】に基づき実施している。

その運用については、「法人職員人事異動実施要領」【資料 10(1)-17】に基づき行うこととしており、「事務職員人事評価実施要綱」【資料 10(1)-18】に基づき毎年度業績評価及び能力評価を行い、その評価結果等を踏まえて、理事長が昇格を決定することとしている。

初めてのプロパー職員の採用から3年が経過した2021（令和3）年度に、「人事異動実施要領」【資料 10(1)-17】を作成し、異動方針、異動実施手順等を定めるとともに、配置転換基準及び係長職への昇任基準を作成した。また、当該実施要領に基づき、所属長による異動・昇任内申制度を新たに導入した。

【業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備】

前述のとおり、本学の事務職員の多くは設立団体からの派遣職員であり、3年～5年程度の在職を基本とした人事異動となることが多い。また、2010（平成22）年度に公立大学法人に移行後、設立団体とは異なる法人固有の制度や業務も増大してきている。こうした状況下において、事務職員の専門性の向上、円滑な業務の継続性の確保やノウハウの蓄積等が課題となっていた。

こうした点を改善するため、2018（平成30）年度から、法人採用職員（プロパー職員）の採用を開始した。2017（平成29）年度に、法人として初めてとなる職員採用試験を実施し、2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度に各3人、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度に各2人、計10人のプロパー職員を採用した。

また、業務内容の多様化、専門化がより進んでいることから、特に業務固有の専門性を必要とするポストについては、業務上必要となる知識や技能、経験等を有した人材を配置するよう取り組んでいる。これまでも、国際交流推進センターの特任職員（国際交流推進員）、情報処理センターの非常勤嘱託員（情報処理教務員）、語学センターの非常勤嘱託員（語学教務員）等の専門人材を配置してきたが、2022（令和4）年度からは、社会連携センターに特任職員（地域連携コーディネーター）及び特任職員（産学連携コーディネーター）を、キャリアセンターに非常勤嘱託員（ジョブコーディネーター）を、芸術資料館に非常勤嘱託員（デジタルアーキビスト）を、新たに配置している。

こうした中、事務局業務においては、新型コロナウイルス感染防止への対応による業務負荷の増大の影響もあり、教務関連業務や入試業務等の時期的に業務が集中せざるを得ない期間等恒常的な時間外勤務が発生している部署があることから、この状況の改善が課題となっている。このため、2022（令和4）年度においては、事業見直しによる業務量削減を徹底するとともに、特任職員の増員や他の部局への応援体制の構築等により時間外勤務抑制に取り組んでいる。2023（令和5）年度に向けて更なる体制強化を図るため、法人採用職員（プロパー職員）の増員（4名）、特任職員の増員（4名）等を行うこととし、採用手続を進めた。今後とも、事業のスクラップ&ビルドを的確に行うとともに、デジタル化による業務改革の推進など、ワークライフバランスの実現に向けて、一層の効率的、計画的な業務執行に取り組む必要がある。

【教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）】

事務職員と教員の連携（教職協働）については、教学運営その他の大学運営において、教務、入試、学生支援、就職・キャリア形成支援、社会連携、広報などのあらゆる分野で

日常的に行われている。教職協働は、事務職員が教員と対等な立場で大学運営に参画することが重要であり、担当事務職員と関係教員との間で情報共有を図り、連携して業務を推進している。

2019（令和元）年度からは、本学における教職協働を進めるため、全学委員会（理事長、理事及び部局長を中心として構成される委員会及び附属施設等の運営委員会を除く。）の構成員に、事務職員が参画している。

また、社会連携センターやキャリアセンター、国際交流推進センター等の附属機関の運営に当たっては、教員であるセンター長等のマネジメントの下で、中期計画等に掲げた業務目標の達成や大学運営上の諸課題の解決等に向けて、事務職員及び関係教員等が連携・協力して業務に取り組んでいる。

【人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善】

職員の勤務意欲の高揚、業務効率の向上等に資するため、事務職員のうち派遣職員の人事考課については、設立団体である広島市が定める職員人事評価実施要綱等により、本学に勤務する職員の職務遂行能力及び役割の遂行結果を公正に評価し、適正な人事管理を行い、併せて職能開発、適性の発見などのため、必要な事項を定め、人事評価を実施している。

法人事務職員（プロパー職員）についても、派遣職員と同様の評価制度を行うよう「事務職員人事評価実施要綱」【資料 10(1)-18】を整備し、実施要綱に基づいた人事評価を行っている。

特任職員、非常勤嘱託員及び臨時職員についても、派遣職員及びプロパー職員の取扱いに準じ、人事評価を実施している。

初めてのプロパー職員の採用から3年が経過した2021（令和3）年度には、「人事異動実施要領」【資料 10(1)-17】を作成し、異動方針、異動実施手順等を定めるとともに、配置転換基準及び係長職への承認基準を作成した。また、当該実施要領に基づき、所属長による異動・昇任内申制度を新たに導入した。

このように人事評価制度等の評価を、昇任や配置転換に反映させる仕組みとしている。

以上のことから、本学では、大学運営に必要な事務組織を設けており、その事務組織は適切に機能していると評価できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

(1) 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、「FD・SD 委員会規程」【資料 6-31】に定めるとおり、スタッフ・ディベロップメント（SD）の推進に責任を負う組織はFD・SD委員会であり、企画、立案、実施に関する権限を有している。委員長は理事（企画・戦略担当）であり、事務局長（理事（総務・危

機管理担当)と副理事(内部質保証・IR担当)が副委員長を務め、委員として各学部から選任されたものがあたる。

全学と各部署にFD・SD委員会を設置し、大学教職員としての資質向上に組織的に取り組んでいる。2021(令和3)年度は、全学教職員を対象としたFD・SDセミナーを13回開催し、外部資金獲得、ハラスメント防止、知的財産権、健康管理、情報セキュリティーなどをテーマとして取り上げ、延べ1,038名の教職員の参加があった【資料 1-11、10(1)-19】。また、各学部・研究科、事務局が所属の教職員を対象に独自にFD・SDセミナー等を開催している【資料 1-11】。

その中でも、教員、職員に対するSDとしては、新規採用教職員向けに、年度当初に本学を取り巻く状況や実施している取組及び組織、施設設備等の理解を深めるための研修を実施している。また、中長期的な将来計画に対する理解促進を図るために、2022(令和4)年度には第3期中期計画に関する学内説明会を開催するなど大学運営を効果的に行えるように取組を進めている。

また、事務職員については、2018(平成30)年度から法人事務職員(プロパー職員)の採用を開始し、市派遣職員から法人プロパー化への切り替え(プロパー化率25%)が進んでおり、研修制度の充実等により、大学専門職として人材育成及び能力開発に取り組んでいく必要がある。具体的な取組として、大学運営に係る専門職員の育成を目指して、公立大学協会の各種研修に参加させたほか、法人職員(プロパー職員)向け人材育成セミナーの開催や、業務効率化研修や文書研修等を開催している。

また、2020(令和2)年度から「FD・SD活動実施報告書」【資料 1-11】の作成を始めた。この報告書ではFD・SDセミナーの開催状況を整理し、セミナー実施に対する自己評価や振り返りを行い、次年度の計画や長期的な計画に反映させることを目的としている。FD・SD委員会の中で各委員が作成した「FD・SD活動実施報告書」をもとに報告し、意見交換することにより、FD・SD活動におけるPDCAサイクルを適切に機能させている。

以上のことから、本学では、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると評価できる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

本学では、中期目標及び中期計画に基づく年度計画について、毎年度、個別項目ごとに業務実績及び自己評価結果を記載した「業務実績報告書」【資料 2-2、9-15】を作成している。

この業務実績報告書の作成においては、まず個別項目ごとに6年間の計画及び実績がわ

かるような進捗管理シートを用いて、各部局等において業務実績報告及び自己評価案を作成し、必要に応じて教授会や関係委員会等の審議を経て、内部質保証委員長である理事長に報告する。

内部質保証委員長（理事長）は、これを受けて、執行部全員による全項目のチェックを行ったうえで、各部局等の業務実績報告及び自己評価結果を踏まえた項目ごとの業務実績報告書を作成し、教育研究評議会、経営協議会及び理事会において審議している。

この業務実績報告書は、広島市が設置している公立大学法人広島市立大学評価委員会に提出し、評価を受けている【資料 2-20（ウェブ）】。また、広島市では、業務実績報告書の内容を含めて評価委員会の評価結果を、市議会に報告し、チェックを受けている。

自己・点検評価結果や評価委員会等の外部評価結果については、理事会、経営協議会、教育研究評議会で報告し、年度計画等の策定等において改善に反映させている。

(2) 監査プロセスの適切性

監査については、「定款」【資料 1-3】及び「業務方法書」【資料 10(1)-1】、「監事監査規程」【資料 10(1)-20】及び「内部監査規程」【資料 10(1)-21】に基づき、実施している。

監事監査については、広島市長の任命する監事2名を置き、地方独立行政法人法、公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の規定に基づき、業務監査及び会計監査を行っている。監事は、監査計画に従い、理事長、理事、職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧する等し、業務及び財産の状況を調査している。また、内部統制システムの整備や運用状況についても調査を行っている。会計監査については、地方独立行政法人法の規定により、広島市長の選任した会計監査人の監査を受けている。監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の実施状況について報告を受ける等し、「財務諸表」【資料 10(1)-22】、「事業報告書」【資料 10(1)-23】及び「決算報告書」【資料 10(1)-24】について監査を行っている。

監事は、こうした監査の結果について、監査報告を作成し、毎事業年度理事会で報告し、改善が必要な項目等について情報共有を図っている。

なお、2010（平成22）年の法人化以降、2021（令和3）年度までの監査結果については、監事監査及び会計監査人監査の両方において、全て適正意見となっている【資料 10(1)-25、10(1)-26】。

また、監査結果を大学運営の改善に反映させる仕組みとして、会計監査人、監事、経営者及び内部監査担当部署による協議会を定期的（年2回程度（①期中監査状況報告、②監査結果報告））に開催しており、経営管理上及び内部統制上の改善事項について対応策を検討・協議し、大学運営の改善に反映させている。

内部監査については、「内部監査規程」【資料 10(1)-21】により実施することとしていたものの、監査員の編成や監査対象等、監査を実施するに当たっての具体的な方法等が未検討であったことから、内部監査規程に基づく内部監査は実施できていない状況であった。一方で、文部科学省により「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

が策定され、研究費の不正防止策が強化されたことを受け、研究費の執行に関する監査の強化が必要となった。

こうしたことを踏まえ、2021（令和 3）年度に、具体的な監査実施方法等を検討し、規程に基づく実質的な内部監査を開始した。内部監査は、理事長の任命した監査員により実施することとしており、事務局長を監査責任者、各室長等を監査員、総務室経営グループ職員を監査員補助者とする内部監査チームを設置し、会計監査及び業務監査を実施することとした。監査の対象は、当面、研究費の執行等に関する監査を重点的に行うこととしている。また、内部監査の実施に当たっては、監査員補助者として専門知識を有する民間事業者を充てることにより、ノウハウや人的資源の不足を補っている。

2021（令和 3）年度の監査結果は、一部について、対応の検討が望まれる事項、対応や周知徹底が必要な事項があったものの、おおむね適正意見であった【資料 10(1)-27】。

監査結果は、改善に反映させるため、監査対象の室長等へ通知し対応の結果の報告を求めるとともに、理事会等での報告や全教職員への通知を行い、適正な事務処理に努めるよう注意喚起している。

(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上

中期計画等に関する点検・評価や監査により明らかになった大学運営上の課題については、理事会、経営協議会、教育研究評議会等で報告・共有し、改善の検討を行うとともに、実施可能なものから、順次次年度計画等における改善に反映させている。

以上のことから、本学では、大学運営について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っているとして評価できる。

2. 長所・特色

- 本学では、2010（平成 22）年度の法人化に当たり、理事長・学長一体型を採用し、法人組織・教育組織の両視点に立った迅速な意思決定が行われている。理事長を中心とした執行部主導の運営体制の下、理事長を補佐する理事・副理事の役割分担により、戦略的で機動的な法人運営が行われている。この執行体制は、法人及び大学運営に係る諸課題に対応するため、適宜見直しを行っている。2019（令和元）年度から、内部質保証・IR 担当副理事を配置するとともに、特命事項について理事長を補佐するため、2017（平成 29）年度～2018（平成 30）年度、2022（令和 4）年度には、理事長補佐（内部質保証担当）を配置している。
- 常勤事務職員は、設立団体の派遣職員のみであったが、2018（平成 30）年度から円滑な業務の継続性の確保やノウハウの蓄積等の観点から、法人事務職員（プロパー職員）の採用を進めており、その人材育成にも務めている。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中期目標・中期計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しており、理事長・学長をはじめとする所要の職を置き、法人運営組織、教育研究組織等の組織を設け、これらの権限等を明示している。そして、それに基づいた適切な大学運営を行うとともに、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

また、本学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を行う事務局を設けており、その事務組織は適切に機能している。また、円滑な業務の継続性の確保やノウハウの蓄積等の観点を踏まえ、法人事務職員（プロパー職員）の採用を進めており、その人材育成にも務めている。増大する業務量への対応として、事業見直しによる業務量の削減に取り組むとともに、法人採用職員の増員や専門人材の任用など事務局組織の体制強化に取り組んでいる。

さらに、大学運営を適切かつ効果的に行うために事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るため、FD・SDに全学的に取り組んでいる。

大学運営の適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

以上のことから、本学では、大学運営について、大学基準に照らしておおむね良好な状態にあると評価できる。

第2節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

(1) 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学の中長期の財政計画については、広島市から指示された「第3期中期目標」【資料1-18】を踏まえ、「第3期中期計画」【資料1-17】において、2022（令和4）～2027（令和9）年度の6か年の予算、収支計画及び資金計画を策定している。

この計画は、第2期中期計画期間（2016（平成28）～2021（令和3）年度）の予算執行実績及び経費抑制等の努力要素を含めて、第3期中期計画期間（2022（令和4）～2027（令和9）年度）の総事業費を算出し、授業料・入学金及び外部研究資金等の自主財源の目標額（＝見込額）を設定し、総事業費から自主財源を控除した額が、広島市から標準運営費交付金として交付されるという仕組みのもとで策定している。

なお、第3期中期計画期間における自主財源の見込額は、2022（令和4）年度をベース値として、毎年1%増加するよう目標値を設定している。

また、前述の標準的経費のほかに、政策的経費である大規模修繕費及び臨時的経費である教員の退職手当は、特定運営費交付金として別途措置される仕組みとなっている。

各事業年度に実際に交付される運営費交付金の額については、この財政計画をベースとして、各年度の予算編成過程において、再計算の上、決定される。

以上のことから、本学では、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているものと評価できる。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

(1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

大学の目的・基本理念の実現や中期目標・中期計画に掲げた取組を推進するための必要な財源については、前述の点検・評価項目①に記載したとおり、中期計画に係る予算、収支計画及び資金計画（以下、「中期計画に係る財政計画」という。）をベースとして、各年

度の予算編成過程において必要な額を予算要求し、再計算のうえ運営費交付金の額が決定される仕組みとなっている。

また、標準運営費交付金（標準的経費）のほかに、政策的経費である大規模修繕費及び臨時的経費である教員の退職手当は、特定運営費交付金として別途要求し、措置される仕組みとなっている。

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てることとしており、第2期目的積立金7億5,600万円は、全額、第3期中期計画の重点取組事項等に充てるよう措置されている。

(2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

各年度の予算編成は、前中期計画期間の予算執行状況を踏まえた中期計画に係る財政計画をベースとして、当該年度に必要な額を広島市に予算要求し、再計算のうえ運営費交付金の額が決定される仕組みとなっている【資料 10(1)-22、10(1)-23、10(1)-24、10(1)-25、10(1)-26、大学基礎データ 表12】。

2020（令和2）年度は、コロナ禍における教育研究環境整備や学生支援等、中期計画に係る財政計画において想定していない経費が必要となったことから、広島市に補正予算を要求し、運営費交付金の追加交付を受けている。

各年度の予算要求案の作成に当たっては、教育研究活動を安定的・継続的に遂行するとともに、中期計画に掲げた取組等を推進するための新規事業の財源の確保を行うために、複数の施設管理業務の集約・統合化等、既存事業・継続事業の見直しによる経費節減に取り組んでいる。

また、より計画的かつ効率的な予算執行が可能となるよう、教員研究費については、3年間を一つの単位として年度を越えて研究費が活用できるよう工夫している。

(3) 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

科学研究費補助金や受託研究費・共同研究費等の外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいる。

<表 16 外部資金の獲得状況 (2017 (平成 29) 年度～2021 (令和 3) 年度) >

【資料 1-9 (ウェブ) :PDF44 頁】

(7) 科学研究費助成事業 (交付決定額)

○2021年度内訳は、別表「2021年度科学研究費補助金交付決定内訳」とおり

(2022年3月31日現在)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
基盤研究(A)	- 件 - 千円	1 件 5,700 千円	1 件 9,100 千円	1 件 6,500 千円	1 件 8,500 千円
基盤研究(B)	8 件 24,270 千円	6 件 19,300 千円	5 件 18,700 千円	6 件 18,900 千円	4 件 11,200 千円
基盤研究(C)	49 件 45,240 千円	45 件 45,900 千円	50 件 50,700 千円	48 件 44,800 千円	40 件 35,850 千円
挑戦的萌芽研究	5 件 3,900 千円	2 件 1,600 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円
挑戦的研究(萌芽)	- 件 - 千円	1 件 2,100 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円
若手研究(A)	2 件 7,000 千円	2 件 7,000 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円
若手研究(B)	8 件 6,300 千円	6 件 4,900 千円	3 件 2,900 千円	3 件 1,500 千円	- 件 - 千円
若手研究	- 件 - 千円	3 件 2,300 千円	6 件 5,100 千円	8 件 7,100 千円	11 件 7,800 千円
新学術領域研究	1 件 6,300 千円	1 件 6,300 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円
研究成果公開促進費	- 件 - 千円	- 件 - 千円	1 件 2,200 千円	- 件 - 千円	1 件 1,200 千円
研究活動スタート支援	1 件 1,100 千円	2 件 1,500 千円	3 件 2,500 千円	1 件 1,100 千円	1 件 1,200 千円
国際共同研究加速基金	- 件 - 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円	- 件 - 千円	1 件 (交付申請前) 千円
合 計	74 件 94,110 千円	69 件 96,600 千円	69 件 91,200 千円	67 件 79,900 千円	59 件 65,750 千円
【参考】間接経費	27,882 千円	29,340 千円	26,160 千円	23,970 千円	19,365 千円

※交付決定額(直接経費)の件数及び金額は、本学研究代表者分であり、特別研究員奨励費及び間接経費を除く。
 ※参考掲載の間接経費は、本学研究代表者分である。

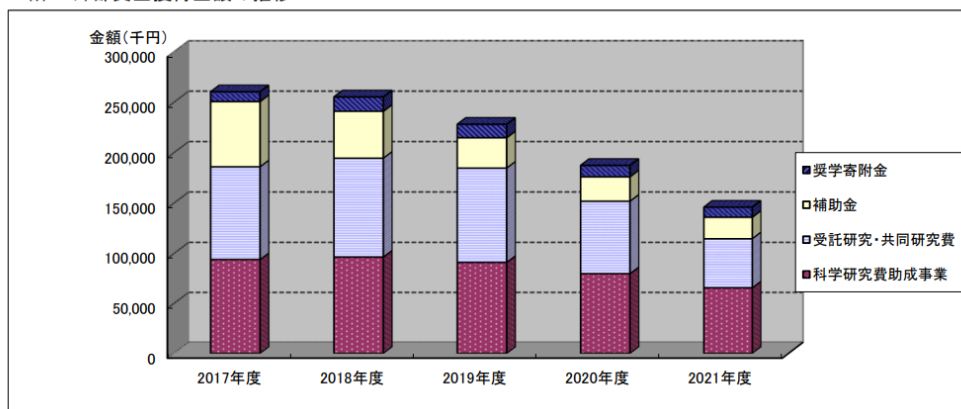
(4) その他外部資金獲得状況

(2022年3月31日現在)

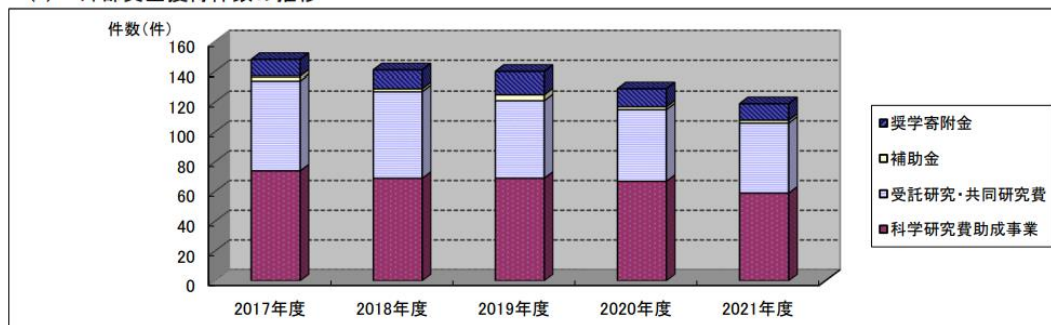
区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
受託研究・共同研究費	60 件 91,982 千円	58 件 98,034 千円	52 件 93,636 千円	48 件 72,057 千円	47 件 48,980 千円
補助金	4 件 64,707 千円	2 件 46,526 千円	2 件 30,057 千円	2 件 24,196 千円	3 件 21,311 千円
奨学寄附金	11 件 9,694 千円	12 件 14,184 千円	15 件 13,347 千円	12 件 11,302 千円	11 件 9,966 千円
合 計	75 件 166,383 千円	72 件 158,744 千円	69 件 137,040 千円	62 件 107,555 千円	61 件 80,257 千円

※補助金は交付決定額、奨学寄附金は寄附金受入時の年度で整理している。

(5) 外部資金獲得金額の推移



(I) 外部資金獲得件数の推移



科学研究費補助金等の外部資金の獲得は、第2期中期計画期間の半ばから、減少傾向にあり、特に科研費の申請件数、採択件数及び採択金額の増加が課題となっている。第3期中期計画期間の運営費交付金は、自己収入額を毎年1%ずつ増加させていくことを前提として交付金額が算定されていることから、外部資金の獲得により一層積極的に取り組む必要がある。

このため、「第3期中期計画」【資料 1-17】においては、「教育研究活動の活性化等の大学運営の持続的発展に向け、科学研究費や受託研究費をはじめとする外部資金の獲得、大学施設・設備の利活用の促進等による自主財源の確保に努める」こととし、外部資金獲得金額及び外部資金獲得件数の増加を数値目標に掲げ、目標達成に向けた取組を進めることとしている。

〔数値目標〕

外部資金獲得金額

目標値：2.52 億円（令和7年度～令和9年度平均）

現状値：2.40 億円（令和元年度～令和3年度平均）

〔数値目標〕

外部資金獲得件数

目標値：184 件（令和7年度～令和9年度平均）

現状値：175 件（令和元年度～令和3年度平均）

このほかの自己収入増加による財源確保のための様々な取組を行っている。

2017（平成29）年3月に広島市立大学基金を創設し、同年11月から寄附金の受け入れを開始し、大学説明会、同窓会のウェブサイト、会報を通じて広報活動を行っている。コロナ禍では、学生への支援を目的に、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度に寄附募集を行い、合わせて約1,600万円の財源を確保した【資料 7-25（ウェブ）】。この財源を活用し、経済的支援が必要な学生に対する本学独自の応急奨学金の給付等を行った。

また、学内施設の貸付けによる使用料の徴取、法人が所有する職員住宅の空き家の貸付等、施設を活用した多様な収入の確保に努めている。

さらに、社会連携プロジェクトの実施、コロナ禍で経済的支援が必要な学生に対する食費等の支援事業の実施、遠隔講義システムの整備に当たり、財源の一部として各種補助金の積極的な活用を図っている。

以上、本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているものと評価できるが、大学運営を今後とも財務面で支えていくためにも、外部資金（科研費補助金、受託研究、寄附金等）の獲得に努め、基盤をより強固にしていく必要がある。

2. 長所・特色

- 運営費交付金は、前中期計画期間の予算執行状況を踏まえた中期計画期間（6年間）に係る財政計画をベースとして算定し交付されることから、当該中期計画期間におい

ては、安定的な財源を確保することができており、教育研究内容の充実等を図るための戦略的な予算配分が可能となっている。そのため、研究活動の活性化に資するよう、教員研究費の年度繰越制度等、予算を弾力的、効果的に執行できる仕組みの運用に繋がっている。また、弾力的かつ効率的な財政運営の下で経営努力により生じた第2期中期計画期間の目的積立金は、前中期目的積立金として全額措置されている。

- 2017（平成29）年3月広島市立大学基金を設立し、寄附の受け入れを開始した。コロナ禍では、困窮する学生への支援を目的として、約1,600万円の寄附を受け入れることができた。

3. 問題点

なし。

4. 全体のまとめ

本学では、中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画等の財政計画を定め、それに基づき毎年度の予算編成を行っており、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立している。今後とも、大学運営を財務面で支えていくため、自己収入の増加に向けた外部資金の獲得等更なる努力が求められることから、外部研究資金の獲得等多様な収入の増加に取り組んでいる。また、複数の施設管理業務の集約・統合化等、既存事業・継続事業の見直しによる経費節減等、経費の抑制にも取り組んでいる。

以上のことから、本学では、財務について、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しており、自己収入の増加に向けた外部研究資金の獲得等に取り組んでいることから、大学基準を充足しており、おおむね良好な状態だと判断できる。

終章

本学における今回の自己点検・評価では、大学基準協会による大学評価ハンドブックに従い、部局単位で行った自己点検・評価の結果を踏まえて、理事又は副理事が各章の執筆責任者となって全学的視点から、現状を総括し、優れた点や問題点を整理し、将来に向けた方策を見定めることを念頭にまとめを行った。

今回、自己点検・評価を行う中で、「理念・目的」、「内部質保証」、「教育研究組織」、「教育課程・学習成果」、「教育研究等環境」、「大学運営・財務」の項目については、大学基準に照らしておおむね良好な状態にあると評価した。「理念・目的」に関しては、本学のこれからの進むべき方向性を長期的視点から示す「広島市立大学未来ビジョン」の制定（2021（令和3）年7月）が評価できる。「内部質保証」及び「教育課程・学習成果」に関しては、教学マネジメントを整備し、そのマネジメントにおいて重要であるカリキュラム・アセスメント、カリキュラム・アセスメントチェック及びカリキュラム・コンサルティング等の実施に粘り強く取り組んでいることが評価できる。また、「学生支援」、「社会連携・社会貢献」に関しては、取組が優れた状態にあると評価した。「学生支援」に関しては、独自性のある正課外教育の「市大塾」や「国際学生寮さくら学生役職者」に関する取組及び1年次から将来の目標設定や振返りができるような仕組みを設けているキャリア教育が評価できる。また、新型コロナウイルス感染症対策のためのオンライン授業に関する迅速な体制整備や学生の通信環境への配慮も評価できる。「社会連携・社会貢献」に関しては、文部科学省「知の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択され、その後もCOC+採択を契機とした地域志向教育カリキュラムやアートプロジェクトなどを継続・発展させていることが評価できる。

一方、今回の自己点検・評価を通じ、「学生の受け入れ」、「教員・教員組織」に関しては、いくつかの課題がみつめられた。「学生の受け入れ」に関する課題としては、大学院の入学定員充足率、収容定員充足率が低くなっていることがあげられる。「教員・教員組織」に関しては、女性教員比率が低いことがあげられる。これらの課題の多くは、学内で既に認識されていたが、現在のところ未だ解決に至っていないものである。現在取り組んでいる第3期中期計画の中に、これらの課題の多くに対応する項目を既に盛り込んでいる。今回の自己点検・評価を通じて再認識できたため、よりの確に対応が可能になると考えられる。

本学は、2024（令和6）年に創立30周年を迎える。この開学30周年を節目の年として、教職員・学生・大学関係者が建学の基本理念「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」に立ち返って本学の設置意義を再確認することで、未来に向けて広島市と共に歩む広島市立大学の新たなスタートラインとしたいと考えている。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機として、社会や経済の仕組みが大きく変化し従来のアナログ情報を基盤とする構造からデジタル情報を活用する構造へ変革するデジタル・トランスフォーメーション（DX）が一挙に進みつつある。本学においても、大学全体のデジタル化を積極的に推進し、教育の更なる充実や業務の効率化等を一層進めるため、2020（令和2）年12月に「広島市立大学のデジタル化の基本方針」を定めるなど、この大きな変化に対応中である。

最後に、中期計画に基づく毎年の法人評価と自己点検・評価を効果的に組み合わせること

により、今回認識された課題については、大学をあげて取り組み、大学の教育研究の質を更に向上したいと考えている。